

1880年代アメリカの清韓関係観

岡 本 隆 司

はじめに

朝鮮半島をめぐる国際情勢は、1880年代の後半にはいると、それまでの日清対立に英露対立がくわわって、にわかには複雑と緊迫の度を高めてゆく。清朝と朝鮮はそのなかで、それぞれ西洋諸国との関係を一方にのみならず、互いの関係をみなおさざるをえなくなってきた。そうした動きは1887年、一つの重大局面を迎える。朴定陽のアメリカ奉使を契機に、あらためて清朝と朝鮮のあいだに、清韓関係の名分そのものをめぐる論争がおこったからである。そこで明らかになったのは、双方にとって、西洋諸国が清韓関係をどのように見るかこそ、何よりも重要だった、という事実である。

以上は筆者が前稿にて述べた⁽¹⁾ところだが、そこでは論争それ自体の経過を調べなおす必要から、清朝と朝鮮それぞれの意見と立場を跡づけることに、もっぱら作業を限らざるをえなかった。そのため必然的に、その論争がほかならぬアメリカという場で、アメリカとの関係において生じた、という事実、そして、清朝・朝鮮ともに重視したところの、そのアメリカが現実に清韓関係をどう見ていたのか、という問題を捨象することになってしまった。本稿はまず、そうした前稿の遺漏を補うところからはじめたい。

当時の清韓関係に対するアメリカのみかたや態度を、そこから巨細につかむことができれば、逆にそれを足がかりとして、その清韓関係とは、米朝関係にどのように影響をおよぼしていたのか、そもそもいかなる実体をもつものだったのか、そうした問題にもせまることができよう⁽²⁾。

1 ワシントンの清韓対立

(1) 朴定陽の「三端」違反と新聞報道

1887年11月半ば、アメリカ常駐全権公使の命を奉じて朝鮮を離れた朴定陽は、12月10日、經由地の横浜を発って太平洋を横断、28日サンフランシスコに入港する。検疫のため船内で足止めを食ったのち、年があらたまった1月4日、ようやく上陸して大陸横断鉄道に乗りこみ、ワシ

トンにむけ出発できた⁽³⁾。

朴定陽がこの日サンフランシスコを発ったことは、清朝の総領事の梁廷贊が打電して、ワシントンに駐在する駐米公使の張蔭桓の知るところとなる⁽⁴⁾。張蔭桓はこの電報を受理すると1月9日、国務長官ベイヤード(Thomas F. Bayard)に書翰を出した⁽⁵⁾。アメリカ側の記録によると、その文面は次のとおりである。

この秋から冬にかけて、たびたび総理衙門と李鴻章総督より、朝鮮のアメリカ公使派遣に関する文書・電報がまいてあります。1887年11月11日付の電報では、朝鮮政府の通知を次のように伝えてきました。朝鮮公使はアメリカに着いたら、当地の清朝公使館にその到着を報告し、国務省で紹介してもらうよう、清朝公使にもとめること、そのあとは重ねての紹介は必要なきこと、清朝公使は朝鮮公使から要請があったばあい、必ずいかなる問題にも関与すること。

朝鮮は清朝の属国であり (As Corea is a vassal state of China)、米朝条約締結のさい、そのことに関する照會が貴政府に通知されておりますから、このたび朝鮮政府が派遣した駐米公使のために、当然わたしが関与すべきものと考えます。

昨日、サンフランシスコ駐在総領事から電報がきました。今月4日、朝鮮公使朴定陽がサンフランシスコからワシントンに向かった、一兩日中にこちらに着くだろう、との由です。

その折りには、かれを閣下に紹介いたします (In due time I will present him to your excellency)。清米朝三カ国の友好を深めるためで、他意はありません。朝鮮公使がアメリカ大統領に信任状を捧呈する日取りにつきましても、かれ自身が閣下に申し上げるでしょうから、よろしくおとりはからいいただきたく、大統領謁見にはわたしの同行はなくてもよいと存じます。⁽⁶⁾

この漢文テキストは、いまのところみあたらない。けれどもものに張蔭桓じしんが記すところでは、傍線を付した部分を「屬國使を遣はしたれば、當に該使を挈同して來晤すべし」、「期を定めて接晤せられんことを請ふ」、「該使の國書を遞するに至りては、則ち外部に請ふ、例に照らして帶領せられんことを」と引いている⁽⁷⁾。したがってこれは、朝鮮の欧米公使派遣にあたって、北洋大臣李鴻章が朝鮮政府に遵守を求めた、いわゆる「三端」の、「韓使、初めて各國に至らば、應に先づ中國使館に赴きて具報し、中國の欽差に由り、挈同せられて外部に赴くべし。以後は即ちに拘定せず」という第1条⁽⁸⁾を、実地に行おうとしたものにほかならない。前註(6)の引用文第1段も、李鴻章がアメリカに知らせてきた⁽⁹⁾、その「三端」の第1条と第3条を翻訳、説明したものであって、張蔭桓は朴定陽がワシントンに到着する前に、「三端」に遵って国務省に「同行」「紹介」する意向を、あらかじめ国務長官に直接、通知しておいたわけである。

その朴定陽がワシントンに到着したのは、奇しくも同じ1月9日の夜であった⁽¹⁰⁾。翌日、参贊官の李完用・繙譯官の李采淵・随員のアレン(Horace N. Allen)が国務省を訪れ、ベイヤードに公使朴定陽の書翰⁽¹¹⁾を手交し、朴定陽が国務長官と会見する日取りを1月13日とした⁽¹²⁾。

ベイヤードは即日、朴定陽に返書を出すと同時に、張蔭桓の書翰にも返信を書き送った。朴定

陽に対する返書は、

今日、本日付貴翰、秘書官の方が持参くださり、拝受いたしました。貴下におかれましては、駐米朝鮮全権公使ご拝命との由、またご着任にあたって、すみやかに大統領に引見と信任状の受理を賜りたく、そのためにわたしとの会談をご希望との由、承りました。

秘書官にもお伝えしましたとおり、次の金曜日、今月13日正午にお待ちしております。大統領への信任状捧呈にお連れするのは、それ以降、遠からざる日取りにしたいと存じます。⁽¹³⁾ という文面である。それに対し張蔭桓への返書には、

昨日付貴翰、拝受いたし、朝鮮政府派遣の駐米公使到着に関する貴政府の通知、承りました。その後まもなく、朝鮮公使朴定陽の書翰を秘書官が持参してまいりました。大統領に信任状を捧呈する日時を決めるため、國務省にてわたしと会談したい、との由です。

そこで、次の金曜日、今月13日正午にお待ちいたし、それ以降、遠からざる日取りにて、慣例どおりに公式の引見で、大統領にご紹介申し上げる、と回答しておきました。⁽¹⁴⁾

とみえる。いずれも要するに、朝鮮の参贊官たちととりきめた、朴定陽と13日の正午に会う予定を伝えるにすぎない。ところがこのほぼ同じ趣旨の、いわばごく事務的なベイヤードの回答を境に、情勢は一転、緊張した空気に包まれることになる。

張蔭桓は翌11日、部下の参贊官徐壽朋・彭光譽らを朴定陽のところに遣って、「韓使、初めて各國に至らば、應に先づ中國使館に赴きて具報」すべし、という「三端」の規定があるのに、なぜ自分たちを来訪しないのか、と「詰問」せしめた。ところが朴定陽は、「其の詞は恭、其の意は狡」であって、はかばかしい回答は得られない⁽¹⁵⁾。張蔭桓はそのため、次の日かれ自ら國務長官を訪問し、朝鮮公使を「先容」しておくことにした。果然、朴定陽は清朝公使館を訪れることなく、13日、張蔭桓の「挈同」なしにベイヤードとの会見をすませしてしまう。

こうしてワシントンでは以後、「三端」の遵守いかん、ひいては清韓関係そのものをめぐり、清朝公使館と朝鮮公使館のあいだは険悪になってゆく。さすがに互いが直接に接触する場で、争いに及ぶことはなく、表面上は何事もないかのようだった。けれども両者の対立がややもすれば、別の局面で露呈するのはまぬかれない。そのうちもっとも目を惹くのは、アメリカ現地の新聞報道である。

新聞の論調にはじめ神経をとがらせたのは、清朝の側であった。さかのぼって朴定陽がワシントンに着く前、1月8日の日記に張蔭桓は、

又た日報に韓使の言を述ぶ、甚だ謬たり。必ず潜かに蠱惑を爲す者有らん。⁽¹⁶⁾

と記す。ごく短い記述なので、いわゆる「韓使の言」はもとより、「日報」がどの新聞なのかさえ、確定できない。日付は合わないものの、10日の『ワシントン・ポスト』紙に、

朝鮮公使が昨夜ワシントンに到着、エビット・ハウス (the Ebbitt) に落ち着いた。常設公使館が確保できるまで、ここにいるつもりなのである。朴定陽公使は旅の疲れで早々に退席した。外国人秘書兼通訳のアレン医師は昨夜、朝鮮人はアメリカの人々にたいへん好意をもっている、とわが取材記者に語った。アメリカ人には何の私心もないからだ、という。

友好的な関係を育むのは、誰しも何かしら利己心があつてのことだ。かれは「もう一人の公使がヨーロッパの主要五カ国に派遣された。清朝は朝鮮の人々が最近、独立不羈の進歩精神 (the independent spirit of progress) をしめしているのをいたく嫌うようになり、あらゆる手をつくして在外公使派遣を妨害してきた」といった。⁽¹⁷⁾

とあり、張蔭桓のいう「甚だ謬た」る「韓使の言」とは、ほぼこうした趣旨にあたるものとみて大過ないであろう。またすでに前年の末には『ニューヨーク・タイムズ』紙も、朝鮮の欧米公使派遣を評して、

……この施策は事実上、清朝からの完全独立 (complete independence of China) を主張しているところが重要である。在外公使を派遣するのは、独立国家 (a sovereign power) の行為だからである。⁽¹⁸⁾

と述べていて、張蔭桓がこんな報道を見のがすとは考えにくい。だとすれば、かれは朴定陽の到着当初より、アメリカの新聞にこんな記事を書かせるその底意を猜疑し、挙動を注視していたことになる。朴定陽が9日、10日に自分を来訪しなかったのは、そうしたみかたからすれば、いわば案に違わぬ行為だったのかもしれない。そしてそのため行うにいたった「詰問」でも、彭光譽をして、「美國の新聞紙の訪事人は、最も附會を喜み、往往にして節外に枝を生ず、殊に事に於て益無きに屬す。我等が言ふ所は、幸はくば請ふ、外人に道ふ勿からんことを」⁽¹⁹⁾と言わせている。取材記者に乘せられぬよう、かたく戒めたのである。

しかしこの「詰問」も功を奏さず、「三端」第1条に背いたまま、13日の会見も終わってしまった。張蔭桓はそんな結果を招いた一因が、新聞報道にもあったとみて、それまでの報道記事を駁すると同時に、こんどは逆に新聞を利用しようとする⁽²⁰⁾。かれが2月23日、ニューヨークの清朝領事館に滞在中、『ニューヨーク・ヘラルド』紙にうけたインタビューなどは、その典型例であろう。

「朝鮮は清朝にとっていかなる地位なのですか」

「従前のままかわらない。朝鮮の外交官、否いわゆる外交官たちが、それをどう言おうとかかわらない。朝鮮政府は清朝の朝貢国 (tributary to China) だとみとめた。外交文書にそう記録が残っているし、問題はそれで解決済みだと思う。少なくともわれわれは、清朝の属国 (a Chinese dependency) だとみなすのをやめたことはないし、やめることもないであろう」⁽²¹⁾

かたや朴定陽のほうも、アメリカ入国以来、新聞の記事に注目し、清朝公使館がいちはやく「三端を國務省に通知し、新聞に公表した」ことを知って、大いに憂慮した。かれはそれを「三端」に背いた理由の一つにあげる⁽²²⁾ くらいだから、2月23日の張蔭桓の発言にも当然、強く反撥する。その急先鋒となったのは、やはり随員のアレンだった。

かれはこのインタビューが掲載された24日の夜、同じ『ニューヨーク・ヘラルド』紙の「新聞幹務人」から「來問」をうけると、「實事の有無を以て逐條辨明し」⁽²³⁾、翌25日の紙面にその反論を掲載させた。

「どこかで大嘘が流されている」

こういうのは、朝鮮公使館のアメリカ人随員アレン医師である。

かれがこんなまとめ方で公言したのは、本日〔24日〕の本紙掲載のインタビューに触発されてのことだ。……

続けていう。「朝鮮政府は清朝の属国（a Chinese dependency）ではないし、これまでそうだったこともない。われわれがアメリカに到着してからずっと、朝鮮国王は清朝皇帝に駐米公使派遣の許可をもとめた、その応諾の回答があるまで、あえて派遣しなかったのだ、と清朝公使館はしつこく言い張っている。この言い分をわたしが耳にしたのは——実際そっくりそのまま、天津のイギリス系新聞に載せられた——、アメリカへ向かう途中、中国にいたときだったので、すぐしかるべき伝手を通じて、国王に書翰を出した。もちろん、それが本当なのかどうかを訊くためだ。本日その返事がとどいた。そんな話は事実無根、真っ赤な虚言だ、と非難してある。だから、どこかで嘘が流されている、と言う」⁽²⁴⁾

後半にある国王との書翰往復というくだりなどは、事実としてどこまで信憑性があるものなのか、かなり疑わしい⁽²⁵⁾し、こうしたアレンの意見を、とりもなおさず朝鮮公使館の、朴定陽の公式見解だとみなすわけにもいかない。けれども確かにいえるのは、アメリカ現地の新聞報道が、清朝側と朝鮮側の、互いに対する態度を映し出すにとどまらず、姿勢のとりかた、ひいては行動じたいにも、少なからず影響を与えていたことである。張蔭桓の発言も、アレンの反駁も、それがあからさまになったものと読めばよい。

この応酬をめぐって、同紙は論評を掲載した。

わがワシントン通信員とのインタビューでみせた不穏当な発言ぶりから判断して、「朝鮮公使館のアメリカ人随員」アレン医師は自ら、いかがわしい外交官として名をあげたように思う。

朝鮮が清朝の属国（a dependency of China）であること、メインが合衆国の一州であるにひとしい。清朝が朝鮮を手放したくないこと、われわれがメイン州を放棄したくないのと同じである。官吏を任命し、意のままに王族の支配者を捕虜とするなど、清朝の政策が朝鮮を支配している。そして李総督の意思は、ソウルにおいて絶対である。ロレーヌでビスマルクがそうであるように。そうと納得しないのは、ロシアかイギリスだけである。前者はアジアで取るなら朝鮮だ、と思っているし、後者は分割して征服する、というやり口だからだ。

われわれは朝鮮といささか感傷的な条約をむすんでいるが、琉球王国ともそうしていたはずだ。ところが我々の条約にもかかわらず、日本は琉球を支配した。だから清朝も自らの版図の保全に必要であるかぎり、同様に朝鮮を支配するし、また、してゆくであろう。⁽²⁶⁾

着目したいのは、議論の正否ではない。その掲載じたいが、双方の看過できない重要事だったことにある。この論評に対し張蔭桓は、敏感に反応し、

日報に「朝鮮の中國に於けるや、年ごとに例として貢獻せるも、而れども中國之に報ゆること厚を加ふ、歐洲の屬國の謂が如きに非ず」と言ふ。之を駁する者有り、曰く「朝鮮國は中

國に臣服せること、數百年を歴す、屬國に非ずして何ぞや。美醫阿連^{アレレン}、韓使が爲に參贊と作るも、茫然として體要を知らず」と云ふ。……⁽²⁷⁾

と記して、いささか満足げである。それに対し、朴定陽のほうはとまどいを隠せず、しばらくして本国にあて、

此に抵りて自り以後、美外部と相ひ關はるは、即ち國書を遞呈するの一事の外は、更に他の別件の事無し。且つ各國公館は二十八處あり、亦た一次尋訪せし外は、他に相ひ關はる無し。事無き間官と謂ふべし。而るに獨り中國公使とのみ、體制等の事節を以て、種種相ひ關はれり。且つ此の間の新聞紙の朝鮮の事を論ずるも、亦た中國と相ひ關はる事に過ぐる無きなり。今日或いは中國の屬邦なりと稱し、明日或いは朝鮮は自主たりと稱す、此の處、此の如し、彼の處、彼の如し、徒らに人民の疑訝を致し、恐らくは兩館の釁端を生ぜん。是を以て關念細に非ざるなり。……⁽²⁸⁾

と書き、新聞報道というものに対する不信感と警戒感を表明せざるをえなかった。

かくて双方の対立は、アメリカのジャーナリズムで、なかば宣伝戦にも似た様相を呈し、ひとまず張蔭桓のほうに軍配があがった観がある。もっともその勝敗・優劣という結果は、ここで問うところではない。注目すべきは、双方がここまで新聞報道を気にかけ、紙上の諍いにまで至らなくてはならなかったのは、いったいなぜか、その動機にある。

このばあい、朴定陽もまとめているように、清韓の関係を現地の新聞が、ひいてはアメリカ人一般がどうみているのか、それが一定しないところに問題があった。すでに述べたとおり、当時の清韓関係は、清朝・朝鮮いずれの側にとっても、西洋諸国にどうみられるべきか、を重大な課題としていたとともに、その認識は必ずしも一致していなかった。そうした矛盾がはからずも、いちやくアメリカ現地で新聞報道に反映して、清韓両公使館のあいだに摩擦をひきおこした、とみることができよう。しかもほかならぬそのことが、一年後に本国で対立を顕在化せしめる要因となる⁽²⁹⁾。

それなら、その発端をなす朴定陽の公使赴任と「三端」に対し、当のアメリカの新聞はそもそも、どのような論調をとっていたのであろうか。まず同じ『ニューヨーク・ヘラルド』紙をみよう。

朝鮮公使朴氏は明日、公式に國務長官の接見をうけ、そこで大統領謁見と信任状捧呈の日時を決める。おそらく来週の火曜日となろう。

かくて朴氏は朝鮮国王の全權公使として、信任状の捧呈を行うまでは、他国の公使には会いに行かないことにした。慣例どおり、ホワイトハウスでの謁見が終わってから、外国公使を訪問するつもりなのである。だがこちらでは、朴氏は清朝公使の保護のもと大統領に謁見する、いわば清朝公使に随行するのだ、とも聞く。朴氏とその随員が清朝公使館を訪れないよう配慮しているのと、これほど明白に矛盾する説もあるまい。

ところが本日、清朝公使はこうしたばあい、新任の公使が前任の他国公使をまず訪問しなければならぬという慣例を破って、かれのほうから朝鮮公使を訪れた。……⁽³⁰⁾

この記述がどんな根拠にもとづいていたのかはわからないが、文章の構成から見て、朝鮮筋の情報と清朝のそれを併記したもののように思われる。見のがせないのは、のちに清朝寄りの立場を示した『ニューヨーク・ヘラルド』紙ですら、その両者を並べて「明白に矛盾する (the plainest contradiction)」ことを指摘しながら、このときはけっきょく、それに対する自らの判断をつけないまま、留保していることにある。

こんな報道になった原因が、清韓双方の挙動を目の当たりにして、その関係を理解しかねたところにあるのは、いうまでもあるまい。だがそれだけではないであろう。清朝・朝鮮の当局者と実際に交渉している自国の政府は、いかなる態度をとってきたのか。それがそもそも不明だったことも、与って力があつた。

朴定陽が「ベイヤードとの会見を果たし」た、と報じる『ニューヨーク・タイムズ』紙の記事は、そうした一面を伝えるものである。

にもかかわらず、清朝と朝鮮のあいだにある正確な政治的関係はなお、疑問の残る問題である。しかも朴公使と随員の公認はかくて確実にになったのに、かれら自身がいかなる地位を求めているのかは、よくわからない。ある筋からの情報によると、朝鮮が清朝と合意したところでは、朝鮮が派遣した在外公使は、任国に駐在する清朝公使と会談するまでは、同国駐在の外国公使と交わってはならず、また清朝公使の上席をしめてはならぬ、という。しかし別の筋によると、ソウル政府は朝鮮の外交を左右する清朝の権利を、そう素直には受け容れなかった、という。朴氏とその同僚でヨーロッパ公使の趙〔臣熙〕氏とは、新世界でも旧世界でも、まったく拘束をうけない権限を有し、清朝公使にけっして従属しない、とヨコハマ・ヘラルド紙は主張する。この問題の事実関係を正確に説明するには、どうしたらよいかわからない。ミッチェル上院議員の決議案が、国務省と駐朝公使とのあらゆる通信の提出をもとめているから、ことによると、いまや野心的で進歩的なこの半島と清朝との真の関係は、それで少しは明らかになるかもしれない。⁽³¹⁾

ベイヤードとの会見の前後、記事の精粗という違いはありながらも、両論併記する報道のしかた、文章の構成は、『ニューヨーク・ヘラルド』紙の場合と同じだといってよい。ただしここでは末尾に、ミッチェル (John H. Mitchell) の「決議案」云々というくだりが加わっている。これは「清朝政府が国王を廃し、朝鮮を併合しようとしている、と最近つたえられたことに関連して」出てきた請求である⁽³²⁾。上院でこんな「決議案」が通ることじたい、アメリカ政府当局がいかなる朝鮮政策をとっているのか、清韓関係をどうみているのか、はっきりと見えない底のものだった⁽³³⁾ こと、それがジャーナリズムに限らない局外者の、清韓間の「正確な政治的関係 (exact political relations)」それじたいに対する「疑問」につながっていること、を物語っている。

しかしアメリカ国務省の、そんな謎めいたともいえそうな態度が、「わからない」とする新聞報道に直結していたかといえ、必ずしもそうではない。そこには媒介項がある。ジャーナリズムの関心はむしろ、清朝・朝鮮各々の言動そのものを対象としており、そのかぎりにおいて、両者の「真の関係」を整合的に理解できなかつた、そして張蔭桓と朴定陽の行動はそれぞれ、国務

省がとった態度に応じたものである、とするほうが、正しい因果関係であろう。それならそうした事情は、くわしくみておかななくてはならない。

(2) 清韓両公使館と国務省

張蔭桓は1月9日の夜、朴定陽がワシントンについたことを耳にすると、一カ月ほど前に招待をうけていたパーティ出席をとりやめ、その訪問を待ちうけていた⁽³⁴⁾。ところが朴定陽は、9日はもとより、10日の日も来ない。そうしたなか、張蔭桓のうけとったのが、10日のベイヤードの返書であった。かれは翌11日の日記にこう記す。

外部照復すらく「禮拜五日・十二點鐘に接見す。並びに總統に代達せんが爲、國書を接受す」と。詞を造ること體を得たり。困りて參贊に屬し、韓使を詰問せしむ、「何を以てか九月二十六日に津より電せる三端辦法に遵はざるや」と。⁽³⁵⁾

張蔭桓がこの日にわかに、ことさら朴定陽を「詰問」しに行かせたのは、かれが来ようとしないうちにもかかわらず、ベイヤードのほうが自分の申し入れにこたえて、「詞を造ること體を得た」、つまり適切な文面の回答をよこしたからである。「詰問」にふみきる決心は、国務省の返信が与えたといえよう。

そしてその翌日、張蔭桓が「先容」に及んだのは、「詰問」の結果、朴定陽は「三端」に遵うつもりがない、とみきわめて、「三端」にいう「掣同」と同じ意味をもたせるため、行った代替措置であった⁽³⁶⁾。張蔭桓はそのいきさつを次のように記録する。

外部已に期を訂めて會晤せんとす。而るに韓使は津約に遵ひて辦理せず。勢ひ騎虎を成す、只だ期に先んじて^{ベイヤード}虻蝮に晤ひ、韓使が爲に先容すべきのみ。虻蝮謂へらく「韓は中の屬爲り、美與に約を立つるは、中朝の意なり、務めて推愛して相ひ待さん。^{デソビ}田使に行告し、總署に轉達せん」と云ふ。虻蝮既に是の如き周到なれば、韓使の往晤するも、及び國書を商遞するも、諸て柄鑿を免れん矣。⁽³⁷⁾

すなわち張蔭桓が「先容」した結果、ベイヤードは「朝鮮は中朝の屬國である、アメリカと条約をむすんだのも、中朝の意をうけたものである」と述べた、とりもなおさずアメリカ国務省は「朝鮮は中朝の屬國」だと「認明」した⁽³⁸⁾、というにある。張蔭桓は以上にもとづき、アメリカ政府が当初から一貫して、「三端」はもとより、その背後にある清韓関係のありかたにも賛同している、と断定した。さもなくば、さきの10日の「国務長官の返書が、どうしても周到たりえるだろうか」、12日に「国務長官がわたしに答えた言葉が、どうしても適切たりえるだろうか」というのが、かれの言い分にはほかならない⁽³⁹⁾。「三端」第1条の「掣同」が実現せず、しかるべき清韓関係が表現できなかつたのも、したがってアメリカではなく、朝鮮に責任があるとして、非難の鋒先をもっぱら朴定陽に向けるのである。

それに対して朴定陽のほうは、同じ1月10日から12日の経過をどのように見ていたのか。張蔭桓から「詰問」があったにもかかわらず、かれは「三端」に遵おうとしなかつた。これは筆者がすでに述べたとおり、

前に定めし三端は、本と敢て違はず。惟だ美に至りし後、物情を査探したるに、如し華使に由り外部に挈往せられば、美廷意として國書を斥退する有り。

というのが、朝鮮側の主張だったからである⁽⁴⁰⁾。朴定陽が現実には13日、張蔭桓の「挈同」なしに國務省を訪れたところ、ベイヤードとの会談はごく円滑に、何の支障もなくすすみ、「申し分のない歓談」のうちにおわった⁽⁴¹⁾。その言い分は事実をもって、立証されたかたちとなる。少なくとも朴定陽らは、そう思ったであろう。

そうすると、清朝側は國務省が「三端」に賛同している、朝鮮側は國務省が「三端」に遵ってはならぬとしている、として行動していたのであって、同じ國務省の「三端」認識に対し、まるで正反対のみかただったことになる。上にみた新聞報道のありようも、ここに起因していたわけである。

もっともそれが、客観的な事実としても正しいかどうかは、自ずから別の問題である。当のアメリカ國務省はことさら二律背反的な応対を、清朝と朝鮮それぞれに使い分けていたのであるか。

「三端」の第1条に遵ったなら、アメリカ政府は「國書を斥退する」、信任状を受理しないつもりだという朝鮮側の言い分は、アレンが「査探」した「物情」にもとづくものである。かれは1月10日に國務省を訪れたとき、公使が「國務省で信任状をわたす前に」他国の公使館を訪問するのは、外交儀礼の禁ずるところだ、と告げられたのを根拠に、アメリカを侮辱してはならぬ、と朴定陽をなかば強引に説きふせて、清朝公使館への訪問を思い止まらせた⁽⁴²⁾。それは朴定陽じしんも、事後に釈明して、

……本使合衆國に到りての第三日、張大臣は參贊官を送りて來存せしむ。自ら視て榮と爲し、遽若返禮せんとす。而るに素より外交に味く、事ある毎に人に問ふに、外雇參贊官安連は、合衆國外部官富羅雲の酬答一款を示し、謂へらく「合衆國の外部に赴くの前に、先に公候を中國使署に伸ばさば、未だ合衆國政府を辱しめて、而も本國の利を傷つくを免れず、勸止甚だ力めて、以て和好を保つ」云々とあり。此の事、若し安連一人の見に係らば、固より據りて以て重きと爲すに足らざれども、既に合衆國の外部に従りて聞有れば、則ち視て尋常と爲すべからず。⁽⁴³⁾

と記したとおりである。

ただし看過してはならないのは、一等書記官のブラウン (Sevellon A. Brown) がこのように知らせたのは間違いのない事実だとしても、それが國務省の一官僚の、しかも口頭の発言にすぎなかった点である。長官ベイヤードの、國務省公式の声明ではなく、あくまで非公式の示唆だった。アレンはこのいきさつを、

ワシントンに着くと、伶俐な清朝公使は、自分がわれわれを属国の使節として紹介するのだ、と吹聴していた。そればかりか、この問題は我々みずから解決しなくてはならぬ、といわれ、くわえて属国の使節では接見はかなわない、と念を押されては、清朝公使による紹介を承知せよという要求と説得を、わたしが論破しなくてはならなくなった。それにはけっきょく成

功はしたけれども、そのために自分の辞職をかけねばならなかった。わたしが辞職すれば、朴公使は面目を失って随行もないまま、帰国を余儀なくされる、と見越してである。⁽⁴⁴⁾と述懐する。なかんづく「我々みずから解決しなくてはならぬ」というところが重要で、「属国の使節では接見はかなわない (as vassal envoys we could not be received)」とあるのも、当時「合衆國政府を辱」めるとしたかれ自身の判断を、別の言いまわしで表現したものだだろう。そこから国務省に何らかの発言があったとしても、それは非公式の示唆にすぎなかった、という事情をうかがうことができる。国務省は当時の国際慣例を尊重する意思はありながらも、最終的にそれをどう判断し、いかなる行動をするかは、朝鮮側に委ねていたわけである。

そもそも国務省が朴定陽の訪問に対して、公式に表明したものといえば、すでに引いた1月10日の書翰だけである。その意味でアレンが得た「物情」も、国務省としてその態度をあらわしたものではありません。決してありえない。そして同じことは、アレンのみかたとまったく相反する張蔭桓のばあいにもいえる。

かれは1月10日のベイヤードの返書を「體を得た」、適切な文面だと評した。けれども前註(14)に掲げたように、それは客観的には、ごく事務的にしか見えず、「體を得たり」というほどのものとも思えない⁽⁴⁵⁾。それにもかかわらず、張蔭桓がこれをうけて朴定陽の「詰問」に及んだのは、記す接見の日取りが差し迫っていたのにくわえ、さきにかれが送っていた書翰の趣意にベイヤードが反対していない、という一点による。

そしてかれのそうした行動様式は、12日の国務省訪問でもくりかえされる。その会見後、ベイヤードのほうは、

かれは朝鮮公使にとって円満にことがはこぶよう、あらゆる手をつくせ、と政府から書面で命ぜられており、それが自分の目的なのだ、といった。わたしがどうしたか、を聞いて、とても満足していた。……

このたびの朝鮮公使赴任は清朝にきわめて満足いくもので、かれが二日前に書いて寄こしたのにくわえ、本日も訪ねてきたのは、朝鮮公使の受け入れをいっそう円滑にする地ならしのためだった、というのがこの会見でもった印象である。……

この訪問の意図は明らかに、朝鮮側の行為を友好的に清朝政府と関係づけようとするものだが、同時にそれに対する一定の監督を暗示しようとするものでもある。あたかも清朝政府の同意を得て、ことが運んだかのように。⁽⁴⁶⁾

と記している。どうやらかれはある程度、張蔭桓の「訪問の意図」は察した様子である。だからといって、それがとりもなおさず、「朝鮮は中朝の屬國」だと「認明」したことにはならない。ベイヤードは朴定陽の信任状捧呈ののち、駐朝公使ディンスモア (Hugh A. Dinsmore) に訓令を発して、張蔭桓が朝鮮のことを「清朝がその属国だと主張する国 (what she claims to be her vassal)」と「示唆 (implication)」した、と述べている⁽⁴⁷⁾から、張蔭桓がかれに対し、このとき直截な表現ではなかったにしても、朝鮮を「屬國」だと言及したことは、おそらくまちがいないまい。しかしベイヤードのほうから、朝鮮を「屬國」だと積極的にみとめた事実の存在は確認

できない。張蔭桓の言うことにベイヤードはあえて反論しなかった、清朝の側が一度ならずその主張をぶつけても、国務省はあからさまな異議をいいたてなかった、張蔭桓はそのために、相手も自分に賛同したとみなした、というところをもっとも真相に近いであろう⁽⁴⁸⁾。

そうだとすれば、張蔭桓のいわゆる「周到」で「適切」なベイヤードの言とは、自分のそれを相手に投影したうえで、記録に残したものだということになる。少なくとも国務省の態度には、そうさせる余地があったわけで、相手に向かって賛否を鮮明にしない点、朝鮮の側に対するのと共通していた。

1888年はじめのワシントンで、朴定陽の「三端」違反をめぐって起こった清韓両公使館の対立は、もともと潜在していたものが顕在化した事件であった。けれどもこのようにみえてくると、それを導き出して、深刻化させたのは、アメリカ現地の情勢にある。とりわけ国務省の態度が、国内に対してははっきりしない、清朝・朝鮮両公使館に対して煮え切らないところに少なからずよっていた。そのために清韓双方は、自分本位にそれを解釈したうえで、行動しアピールし、やがて本国での対立を導いてゆく。それならアメリカ外交当局は、実際のところ当時の清韓関係に対し、いかなる政策をとっていたのであろうか。ミッチェルが「提出をもとめ」た当局の「通信」を我々もまた、朴定陽がアメリカに来る前にまでさかのぼって、みてみなくてはならない。

2 駐朝公使館と駐清公使館

朝鮮の欧米公使派遣にあたっては、その任命直後から、清朝がくりかえし条件をつけてきて、朝鮮政府とのあいだで対立が深まっていた。朴定陽が1887年9月24日、まさに発とうとソウル城内を出たそのとき、清朝の代表者たる袁世凱の使者にひきとめられ、出国できなくなったのも、そうした対立の結果である。袁世凱は朝鮮側の反論にもかかわらず、本国から「朝鮮が西洋諸国へ公使を派遣するには、あらかじめ清朝に指示を仰がなくてはならぬ。出発は許可が出てからあらためて行うこと」という論旨をとりつけ、朝鮮政府につきつけて、朴定陽の赴任をひとまず阻むことに成功した⁽⁴⁹⁾。

朝鮮側が納得いかなかったのは、想像にあまりある。けれどもかれらは、清朝皇帝の論旨がくだってもなお、表だって袁世凱に抗するそぶりはみせなかった⁽⁵⁰⁾。この事態を坐視できなかったのは、すでに常駐公使赴任の通告を公式に受けていた⁽⁵¹⁾、相手国のアメリカ当局である。

(1) ディンスモアと袁世凱

駐朝公使ディンスモアが抗議を申し入れたのは9月27日。袁世凱に対し、かれの「干渉によって (the cause is interference)」朴定陽が赴任できなくなったのは、公使の相互駐在をさだめたシューフェルト条約第2条に違背することを示唆し、あわせて、そうした「干渉」行為は本当にあったことなのか、また清朝本国政府の命令を奉じたものなのか、と問いつめた⁽⁵²⁾。

袁世凱は30日、これに対して反駁した、というより、さながら教え諭す趣で回答した。物知

らずにもこんなことをいってくるのか、となかばあきれた口吻である。

1882年すなわち光緒8年、わが政府は朝鮮国王に、アメリカとの条約締結を特別に許しました。その条約には、朝鮮は清朝の属国であり、あらゆる清朝に対するその義務は、ほかの条約締結国とは何の関わりもなく、履行すべし、と明確に謳ってあり、これは貴政府も承認なさっていますし、貴下も朝鮮にこられる前にご存じのものと思います。

今回のばあい、朝鮮は西洋各国に公使を派遣するにあたって、清朝に対するそうした義務を果たしてはおりません。そしてこの義務は、貴政府とは何の関わりもなく、履行されるべきものです。

……したがってわが政府は、朝鮮が清朝に対する義務をおろそかにした、とみなし、わたしに打電して、その義務を果たし、朝貢国の礼 (the etiquette of a tributary state) を遵奉するよう、朝鮮政府に伝えよ、と命じたのです。

それが公使赴任の妨害にあたるとは思いませんし、ましてやアメリカに公使を派遣するのをわたしが妨げたなどとは思っていません。……⁽⁵³⁾

デインスマアはこの回答をうけるや一驚、袁世凱は「無意識なのか放胆なのか、条約のとんでもない曲解をやってのけた」と猛反撥する⁽⁵⁴⁾。とりわけシューフェルト条約で「朝鮮は清朝の属国であり……と明確に謳ってあり、これは貴政府も承認なさっています (it distinctly declares, and your Government acknowledges, Corea as a vassal state to China, and ……)」というくだりを取りあげ、条約に「そんな文言は存在しない」と、その「解釈」の「不正確さ (inaccuracy)」を批判し、そして「清朝政府がこうした〔条約という〕了解にもとづくアメリカと朝鮮政府の関係に影響を及ぼす地位についた、とは信じられません」と反論した⁽⁵⁵⁾。

袁世凱は10月3日、その「文言」は条約本文ではなく、条約に「附」する「照會 (a special letter)」にある、と説明したうえで、その「照會」こそ、

もっとも重要であり、わが清朝政府が朝鮮にアメリカとの条約締結を特にゆるした根拠をなすものです。貴政府がこの文書を目にして五年にもなるのに、それを認めないとおっしゃることができましようや。わが清朝政府がアメリカと朝鮮政府の関係に影響を及ぼす地位についた、とは思いませんし、貴下がわが政府に対する朝鮮の義務に影響を及ぼす地位につこうとしているのはなおさら信じられません。⁽⁵⁶⁾

と切り返す。同じ日この書翰を受理したデインスマアは、どう考えても、袁世凱の所論に納得がいかなかった。ついに10月7日、以下のような返信を出すにいたる。

おっしゃる照會について、私はこれまで公式には聞いたことがありませんし、公式に注意したのは、貴下にいわれたのが初めてです。その原本も写しもみたことがありませんから、その内容は云々できません。けれどもいわせていただくなら、国際法によれば、独立国は属国と対等に交際しないことになっております (according to international regulations it is not the custom for independent states to treat with vassals)。このみかたはアメリカが厳守するものであり、わが全権が米朝条約を調印する前にも、十分に説明し念を押した、と聞いてい

ますから、この照會の内容に関しては、閣下は誤認 (an erroneous conclusion) なさっている、と考えざるをえません。いずれにしても、いうまでもないことながら、朝鮮王国の地位や自主のありよう (the character and autonomy of the Kingdom of Korea) をアメリカ政府がどのようにみるかは、条約本文の条項のみを規準にして決めます。⁽⁵⁷⁾

さすがにこの文面には、袁世凱も激しく反撥した。即日これを本国に打電報告した⁽⁵⁸⁾ うえで、10日、次のように回答する。

そんな照會の存在は公式には聞いたことがない、照會のことはわたしからはじめて聞いた、その原本も写しもみたことがない、そして、それは独立国が属国と対等に交際することになるので、完全に国際法に違うものだ、とおっしゃったのは遺憾に思います。この問題については、貴政府は早くから定見があるはずだ、と拝察していましたから、突然こんなことを言われては、驚くよりほかありません。貴政府はこの照會を、条約締結と同時に入手し、ご覧のはずです。それでも貴下はまだ、目にされていないのでしたら、これからご覧になるのも難しくないでしょう。見ていただければ、朝鮮の清朝に対する義務も、それが長年つづいてきたものなのも、おわかりになると存じます。それから、わたしがこの照會の内容に関して誤認している、とお考えのようですが、わたしはその内容は知りつくしており、おっしゃるような誤認は全くしたことはありませんし、どうしてそうお考えなのかもわかりません。

いずれにしても、上述のこの照會こそ、もっとも重要でありますから、これ以外に朝鮮に対するわが政府のみかたを決定するものはなく、またアメリカその他の条約締結国の政府には、何ら関わりがない、とお伝えせねばならぬと存じます。⁽⁵⁹⁾

ところがデインスマアは、この回答をうけると、「これ以上の回答は必要ありません」と書き送り、にわかに矛を取めて、袁世凱との応酬そのものを打ち切ってしまう⁽⁶⁰⁾。論争は熱を帯びてきたそのときに、いわば生煮えのまま終息し、相互に抜きがたい不信感だけを残した。

朴定陽の出国赴任ひきとめに端を発した二人の応酬は、こうして清韓米三国の関係を、なかんづく朝鮮の国際的地位を、どうみるかという大きな問題に発展し、さながら清米間の朝鮮属国論争の様相を呈した。その焦点は要するに、シューフェルト条約締結のさい馬建忠が起草した「照會」をどう理解し、位置づけるかにある。袁世凱のほうは「照會」を優先させ、その規定するところにしたがう立場から、あくまでアメリカには関係のない清韓二国間の問題だとし、アメリカにもそれを認めさせようとする考えで一貫している。そうした考えかたは、すでに論じたとおり⁽⁶¹⁾なので、あらためて立ち入って説明する必要はあるまい。

それに対して、デインスマアの発言は、やはり特徴的で注目に値する。袁世凱の言明に抗して、アメリカが朝鮮を清朝の「属国」だと認めたはずはない、との立場を持し、かれ自身「公式には」、「照會」を見たことがない、関知していない、と答える⁽⁶²⁾と同時に、袁世凱の「照會」解釈は、「誤認」で成り立たない、と論じたからである。清朝の側にとってこうした発言は、依拠すべき「照會」そのものを否定するにひとしく、とうてい容認できるものではない。袁世凱の強い反撥を招くのも当然だった。

それなら当時、デインスマアはなぜこんな対応、理解をしたのか、アメリカ外交当局も全体として、かれと同じ理解であったのか、という疑問が浮かんでくる。かれがにわか論争を打ち切り、決着をつけようとしなかった理由も、この疑問に答えればわかるであろう。

(2) ソウルとワシントン

デインスマアは朴定陽の赴任阻止を袁世凱に抗議したのち、9月30日その旨を知らせる電報をワシントンに送った⁽⁶³⁾。国務省がそれを受理したのは、10月5日のことである⁽⁶⁴⁾。ベイヤードはその翌日、北京の駐華公使デンビ(Charles Denby)に打電し、「清朝が朝鮮の公使派遣を阻止した」行動を総理衙門に抗議して、アメリカの「遺憾」の意を伝えるよう命じた⁽⁶⁵⁾。いっぽうデインスマアにも同じ6日、折り返し訓電を發し、受理した電報の趣意が「よくわからない、確たる訓令には、なお十分な報告を要す、くれぐれも慎重を期されたし」と命じている⁽⁶⁶⁾。しかしながら、デインスマアの手許にその訓電がとどくまえに、事態は進展してしまっていた。

デインスマアは10月3日、袁世凱から回答をうけると、翌4日、国務省に報告を送った。朝鮮国王が「属国」だと宣言したのは、条約に「附属した」「照會」である、と知らせる内容だから、袁世凱の説明をとりいそぎ、そのまま本国にとりついで恰好である⁽⁶⁷⁾。デインスマアはこの報告を發送するとすぐ仁川に出張、ソウルにもどってきたのちの7日、前註(57)に引用した反駁文を袁世凱に送りつけた。かれがベイヤードの6日發の訓電をうけとったのは10月8日、すでにその反駁文を出したあとだった。そこで翌日、4日に送った報告の趣旨をあらためて知らせつつ、「それでも、国王に公使派遣を勧めてもよいとお考えか。そうするのは容易だ」と打電し、指示をあおぐ⁽⁶⁸⁾。すでに始めてしまっていた袁世凱との論争が、訓電にいうところの「慎重」さを、いささか欠いたものだ、と思いいたったからである。7日の反駁文に反論した袁世凱の10日の回答を受理すると、応酬をひとまず打ち切ることにしたのも、こうした配慮がはたらいたためであって、それを袁世凱も諒承した⁽⁶⁹⁾、とみきわめた10月15日、7日の反駁文を以後の往復書翰とあわせ同封したうえで、その真意を弁明する報告をしたためた。

そもそも9月30日の袁世凱の回答に反撥したとき、デインスマアが懸念したのは、「もし清朝がこうした権力の主張に成功すると、この国の自主は潰滅する(it annihilates the autonomy of the country)」⁽⁷⁰⁾というにあった。10月15日の報告では、9日に打電した文章を引用しつつ、あらためてその意図を説明して、

袁世凱に書翰を送ったことで、かえって論争になってしまい、軽率に行動したと思われるかもしれませんが、これは不可避だったと思います。

まず第一に、袁世凱とその補佐役は、私あての文書にいうアメリカが朝鮮を属国だと承認した(our recognition of Korea as a dependent State)とする立論を利用して、外国人も朝鮮人も自国の主張に賛同せしめようとしています。その主張とは、清韓両国の過去の歴史に裏付けられていないもので、これまで存在したことがない関係をもたらそうというねらいがあります。誰が流したのかは知りませんが、第1段に「アメリカは朝鮮を清朝の属国だと承認す

る (the United States recognizes Korea as a dependency of China)」と記す米朝条約のテキストと称する印刷物が出回っています。わたしはそのうち、イギリスの代理総領事が持っているのをみせてもらったことがあり、イギリス総領事はこれが条約の本当の読み方だ、と言います。わたしが、いくらそうではない、といっても聴きません。ほかにもある、と耳にはしましたが、入手できていません。入手し次第、お送りします。何の抗弁もせずに、朝鮮に対するわが国の態度がかくも大きな誤解をうけ、何の反対もせずに、アメリカ政府が朝鮮という火中の栗を拾いだす清朝の手先に使われるようなことになっては、わたしの職務に背くと信じます。⁽⁷¹⁾

と述べる。デインスマアの見解は、ここからわかるように、「照會」をふりかざす清朝の主張が、「過去の歴史に裏づけられていない (not authorized by the past history)」「これまで存在したことの無い (a relation which never before existed)」清韓関係を設けて、シューフェルト条約にもとづく米朝関係そのものを否定しようとするにある、とみなすものだった。端的にいいかえれば、「照會」と条約はあいられない、真っ向から矛盾しており、矛盾する点は後者が前者に優越する、ととらえていたのである。

こうした報告に対する明確な指示は、しかしながら、国務省からついにとどかなかった。少なくともデインスマアの10月9日の電報、15日の弁明に直接こたえるベイヤードの発言は、記録に残っていない。デインスマア自身、袁世凱との論争を中断したのは不本意だったかもしれない。が、回訓が来ないまま独断でそれを再開するわけにもいかなかった。アメリカ公使の問題は、清廷から派遣の許可がいったん出たのちも、「全權」というその肩書の是非をめぐって、ふたたび清朝と朝鮮のあいだで議論となり、けっきょく「三端」が制定されて、ようやく朴定陽が出発する、という経過をたどってゆく⁽⁷²⁾。デインスマアはこうした現地の推移を傍観しながら、起こった出来事のみをそのつど、本国に続報してゆくしかなかった⁽⁷³⁾。

このように、国務省が10月6日に訓電を發し、しかもそれ以後に指示を出さなかったことは、袁世凱と争いかけていたデインスマアを抑止する効果があった。もっともそれは必ずしも、かれの行為を非として咎めたものではない。10月6日、北京のデンビに抗議を申し入れさせたのも、条約に定める公使派遣に清朝が「干渉」した、というかれの言い分をそれなりに諒解したうえでのものである。それでも当のデインスマアには、あえてくわしい報告を求め、「事態の進展をみきわめよ」と訓令を出した⁽⁷⁴⁾ところに、このときの国務省の姿勢が現れているように思われる。

さて北京においては、デンビが10月7日、国務省から訓電をうけると即日、總理衙門に抗議を申し入れていた⁽⁷⁵⁾ものの、その回答がとどいたのは10月26日、三週間ちかく経ってからのことだった。

朝鮮の貴國と訂立せし條約に^{もと}原と、使を派遣し互ひに駐せしむるの條有り。該國既に約に照して行ふに係れば、中國其の阻止を用ゐる所無し。惟だ朝鮮は中國の屬邦爲り、交渉の大端は、例として須らく先づ示を請ふを行ふべし。現ま已に該國王の派せし員、奏を齎らして京に到れるを據けたり、禮部に由りて奏し論旨を奉ず、傳知し遵照せしむ。⁽⁷⁶⁾

待ちかねたデンビは、即日これを取りついで、国務省に「清朝政府は抗議に答えて〈朝鮮は朝貢国 (tributary) である、国王は皇帝に上奏、皇帝は条約に定める行動を許可した〉と述べた」と打電する⁽⁷⁷⁾。翌日ベイヤーはこの電報に接すると、デンビには回訓しておくことに決め、11月4日に発送した。

この問題に関する清朝政府とのやりとりを、足下から十分に報告してもらっていないうちに訓令を下しては、時期尚早かもしれない。しかしこの問題を扱うにあたって、前提とすべき考え方は、出しておいてよかろう。要は、条約規定を履行する責任を誰が負うのかを定めること、ならびに、独立国どうし (independent and sovereign states) が相互の関係で行動する基準がどこにあるかを定めることにある。その行動は、互いに締結した条約に則っているかぎり、義務によるものであろうと、許可をうけたものであろうと、問うところではない。公使・領事の相互派遣と受入は、米朝条約に規定がある。これほど一国の主権を確乎とあらわすものはないし、それは必然的に内政・外交の自主権 (the power to manage her own affairs, domestic and foreign) を帰属せしむるものである。だから、条約交渉中にもアメリカが確認したとおり、たとえ清朝と朝貢関係があっても (notwithstanding her tributary relation to China)、朝鮮はその自主権を有している。論理的に言えば米朝条約の起原は、清朝がみずからの条約は朝鮮に及ばない、外国人に対する朝鮮の行動には、国際的に責任をいっさい負わない、と宣言したところにある。その責任は条約によって、朝鮮が負うのである。許可する権限があるなら当然、拒否する権限もあることになる。しかし後者を行使するなら、これまで認めたことがなく、かつ辞退を表明している責任を負うことを意味する。もし清朝皇帝が主張する宗主権 (a sovereign claim of right) を行使して、朝鮮にアメリカへの公使駐在をゆるさなかったとしたら、どんな結果になったであろうか。

清朝皇帝の助言者たちは行動の前提として、そこに思い至る必要があったはずだが、そうしていたとは思えない。なぜなら、独立国家 (sovereign states) との朝鮮の条約を履行するのに、清朝の認可と同意を得ずしては、不可能なのだとするなら、違背するにも、その責任を負わなくては、可能とはならないはずだからである。

ここ数年間、駐華公使館に下してきた国務省の訓令からみてとれるのは、朝鮮に対する清朝の関係という問題が、こちらにはよくわからないで、不安に感じていることである。今回の訓令の目的は、同様の不安を足下にも感じてもらって、この問題に関するあらゆる議論で、清朝の真の地位を確かめるように、また、最終的な責任をもたずに支配だけはしようという清朝の一方的な主張に賛同した、ととられかねない返答はいっさい避けるようにしていただくことにある。⁽⁷⁸⁾

「時期尚早」だと留保をつけながらも、この発言は朝鮮の公使派遣問題に対する国務省の立場を、はじめて具体的、かつ明快に語ったものだといえよう。条約を尊重する、その尊重にあたって、履行の「責任」は朝鮮に帰着する、それが前提である。にもかかわらず、公使派遣という条約規定の履行を清朝が阻止できるなら、それは「最終的な責任をもたずに支配だけはしよう (ultimate

control without accepting ultimate responsibility)」という「一方的な」要求にほかならぬ。清廷が公使派遣を容認したから、結果的に事なきをえたけれども、ゆるさなかったとしても、その「責任」をとるつもりは清朝側になかったであろう。そんな態度を導きだす清朝の「地位」が、「よくわからない」というにある。

つまり第一に、条約履行の主体を朝鮮だとみなし、第二にそれを否定しかねない清朝の挙動、さらには、そうした挙動がなりたつような清韓関係を理解できない、とみるのが、国務省の立場であった。総理衙門の回答をうけて、ベイヤードが以上のような詳しい訓令を、まず北京に出したのも、かねてより清朝こそが、「条約締結国としての朝鮮の自主 (Corea's autonomy as a treaty power) に関して」、自分たちを「当惑させる態度 (the embarrassing attitude)」を示している、と考えていたからである⁽⁷⁹⁾。

こう北京に書き送って一週間、11月10日ベイヤードのもとに、デインスマアの9月30日発送の報告がとどいた。かれはこれを10月6日に求めた「十分な報告」とみとめたらしく、その評価はけっして低くない。デインスマアの行動を「慎重で宜しきを得たもの」⁽⁸⁰⁾と表現して、おおむね是認したからである。同じ日、デインスマアの10月4日の報告もとどいているのだが、これに対しても「照會」のテキストの所在を示しただけで、あらためて指示を出した形跡はない⁽⁸¹⁾。けだし条約を尊重する、という国務省の立場にそった行動をデインスマアがとっていた、との判断だったのであろう。

(3) デンビと米朝関係

それでは国務省の立場が、デインスマアの言動に一致していた、といいきってよいのであろうか。そこで見のがしてはならないのは、駐華公使デンビとのやりとりである。

かれはベイヤードの訓電をうけて、総理衙門に抗議を申し入れはしたものの、内心いささか釈然としなかったらしい。総理衙門から回答がくるまえに、デインスマアから、その9月30日の国務省あて報告と同じ趣旨の連絡がとどくと、清朝のいわゆる「屬邦」に関する長文の意見書を書き上げて、国務省に送付した。

本報告を書いているさなか、デインスマア氏から連絡が来て、清使のアメリカ公使派遣反対をくわしく伝えてくれました。氏はわが国が朝鮮とむすんだ条約に、「朝鮮は清朝の属国であると明言してある」と清使が主張している、と知らせてくれたのです。なるほど文字どおりには、正しくありません。しかしシューフェルト提督が1882年5月15日、条約交渉中にうけとった、アメリカ大統領あて朝鮮国王の注目すべき書翰に、この主張を支持する文面があります。

その初めの一文に「朝鮮は古来、中国の朝貢国であった」といい、さらに、この条約は対等の国家間で結ばれたものだが、その清朝に対する「各種の義務」に、アメリカは関わりはない、と主張しております。

清朝が朝鮮の在外公使派遣に反対するなど、耳にしようはずもございませぬ。なぜなら清朝

は、朝鮮が外国列強と条約を結ぶことに同意したからです。それにしても、確かに尋常ではありません。朝鮮はそこで、条約締結に先だつてその相手国に、清朝の朝貢国 (tributary to China) だと厳粛に知らせているからです。

その宗主国 (the suzerain) が他国との交渉に拘束をくわえるなら、どんな拘束になるのか、よくよく考えなくてはなりません。ここでは、考慮に値する、と示唆するにとどめておきます。⁽⁸²⁾

朝鮮との関係に関するかぎり、デンビも条約を尊重する立場では、國務省やデインスマアとかわるところはない。しかもその立場に拠りつつ、清朝の公使派遣反対はありえない、と以後の推移も、正確に見通している⁽⁸³⁾。それにもかかわらず、当時デインスマアが目を向けようとしなかった「照會」の存在に、いちはやく着眼して注意をうながすところ、さすがに清朝の立場をよく観察しているといえよう。そしてそれにもとづく清韓関係の内容が、アメリカに及ぼす影響を問題とするところ、やはり國務省の「よくわからない」「不安」にあい通ずる態度である。

このデンビの意見書は12月3日、國務省にとどいた。前註(71)に引用したデインスマアの10月15日発報告がついたのは11月25日だから、一週間のあいだにあいついでベイヤードの目にふれたことになる。そしてベイヤードは、いずれにも回訓をださなかった。それが故意なのか偶然なのか、知るよしもない。けれども両者は、ともに國務省の意を体する内容でありながら、「照會」に関しては、矛盾をきたしかねない趣旨も含んでいた点、眼をとめておくべきであろう。そうした矛盾の露呈を避けんがために、國務省はあえて返信を送らなかったのだ、と見ては穿ちすぎであろうか。

デンビは上の意見書を発送したあと、總理衙門の回答に言及のあった、朝鮮国王の上奏文を眼にして、自分なりの意見をかためたらしい。およそ二ヵ月後の12月9日、ふたたびワシントンに意見を書き送ることにした。

朝鮮国王が清朝皇帝に送った上奏文の翻訳を同封します。これは最近、天津の『時報』という中国新聞に掲載された、実質上、清朝に対する朝鮮の属国関係を完全に承認した文書です (a complete recognition of the vassalage of Korea to China)。在外公使の派遣を「格別の天恩」(“an extra act of grace”) としてみとめてほしい、と皇帝に懇願しております。

朝鮮の国際社会との関係について、わたしから何かいうとすれば、それは自国のアメリカと赴任国の清朝とにしか関わらないものだ、と解してもらわなくてはなりません。わたしは職責上、朝鮮には何の関係もないからです。

ヴァッテルは2頁に外国に対する属国の地位 (status of dependent states) を論じています。しかしそうした議論に、中国とその属国とのあいだに存在する独特な関係にあてはまるころは、ほとんどありません。いかなる不文律が中国とその属国との関係を律しているのか、なお不明のままなのです。

朝鮮に対するアメリカの立場は、フレリングハウゼン氏の「朝鮮の清朝からの独立は、アメリカは既定のものともみなすべきだ」……という言明のとおりだと思っています。

……

朝鮮とアメリカの対等関係 (The coequality of Corea with the United States) が、こうして認定された以上、あとは便宜という問題しか残っていないように思います。そうした問題の解決には、朝鮮の地理的位置、国内の紊乱、日本・ロシア・イギリス・清朝とのありうべき関係、もし完全独立を保証するなら、それらすべてに眼を配らなくてはなりません。

アメリカ市民が朝鮮独立の問題を騒ぎ立て、たいそう目立っているのは明白です。そんなに目立ってよいのでしょうか。アメリカに何か利益があるのでしょうか。清朝の好意を失なっても、引き合うことなのでしょうか。

将来禍根を残しそうな煽動に終止符を打つのが、望ましい政策なのでしたら、朝鮮のアメリカ公使派遣が約された今、ちょうどそのよい機会になりましょう。⁽⁸⁴⁾

北京に駐在する立場からの発言であることを明確にしたうえで、もう一步ふみこんだ建言を行っている。同封の上奏文にうかがえる、清朝と朝鮮のあいだにある「独特な関係 (the peculiar relations)」に注意を喚起し、そこにいかなる「不文律 (unwritten law or tradition)」があるのか、「なお不明」だとしながらも、それが清朝のもっとも重視するものなら、「便宜」上アメリカも尊重したほうがよい、というにある。その判断のいきつくところ、朝鮮の「完全独立 (complete independence)」と、それを「騒ぎ立て (agitation)」る朝鮮居留の「アメリカ市民」とに、あえて批判をむけざるをえなかった⁽⁸⁵⁾。

この建言がワシントンにとどいたのは、年も更まった2月3日。もう朴定陽じしんが赴任して国務省を訪問し、大統領への信任状捧呈もすませた後であった。

ベイヤードはすでに1月26日、ワシントンの状況も考えあわせ、国務省のいわば朝鮮向け最終判断を下していた。デンビの建言に先だって「三端」の制定を本国に報じてきたディンスモア⁽⁸⁶⁾に返信して、以下のように述べたのである。

朴定陽氏は1月9日、ワシントンに到着、明るる日、大統領への信任状捧呈の日時をきめるため、わたしに会見を申し入れる書翰をくれ、同日それに応諾の返事をだした。

その前日〔1月9日〕すでに、清朝公使からも書翰をもらっていた。そこには、かれの受理した、自身と朝鮮公使との関係に関する訓令を述べてあり、だいたい足下の報告にいうところと一致する。……

わたしと朝鮮公使が約した訪問日の前日〔1月12日〕、清朝公使はわたしを訪ねて、自分と自分の政府は、我々が朝鮮公使を迎えたやり方に満足している、としきりに述べた。かれはこちらでの朝鮮公使の行動や公式の謁見に、拘束や干渉をくわえる願望や意思をあらわさなかった。もっとも清朝がその属国だと主張する国を、アメリカが礼遇したことに感謝を表す、という示唆をもってそうしていたとするなら、話は別であるが。

それゆえアメリカは、清朝と朝鮮の関係には関知しないのだから、こちらに慣例どおり、それぞれ独立した使節を派遣した別個の政府 (separate governments customarily represented here by their respective and independent agents) として扱う。……⁽⁸⁷⁾

このように、清朝と朝鮮を「別個の政府として扱う」と表明したのは、その条約尊重という第一の立場にくわえ、朴定陽の赴任とその国務省への単独訪問が既成事実になった以上、第二の「よくわからない」清韓関係に対しても、「関知しない」との態度をかためたからである。

ベイヤードがデンビの建言を目にするのは、この訓令を北京にも送った⁽⁸⁸⁾あとだったから、いささか時宜を失した観がある。そこでかれはあらためて、回訓を発することにした。

この異例の上奏文に関する足下の論評には、考え込まざるをえない。朝鮮の清朝からの完全独立という問題を、アメリカの代表者が騒ぎ立てるのは、望ましくないし利益のあることでもない、というご意見にはまったく同意する。また国務省がいま、朝鮮の対清関係に関し、これまで出てきた問題をつきつめなくてはならぬとも思わない。もっとも対処を要する事件に直面したら別であるが。

清朝の要求するところは、これまでその意味がわかるように説明されたことはない。朝鮮との条約交渉のとき、朝鮮国王が大統領に照會を送った。……

この照會を一貫して、清朝は金科玉条と見なしている (accepted by China as authoritative) けれども、そこに述べるのは、清朝に対する朝鮮の関係について、いつもアメリカが聞かされてきた公式声明にすぎない。

……シューフェルト提督がいうには、米朝条約を「合意するにあたっては、いかなる政治的条件も付されていない。朝鮮と清朝のあいだにある政治的関係を表明するアメリカ大統領あて朝鮮国王の照會を出すのも、報告ずみの以前の約束を果たしたまでのことである」と。

アメリカの立場は、条約義務の遵守を求めるにすぎない。そうした遵守を得るという必要以上に、清朝と朝鮮との関係をどうこう論ずるのは不都合だと思う。本政府に政治的な関心はない。ただアメリカ市民とその通商の保護を求めるだけで、そうした保護を得る以上のものではない。⁽⁸⁹⁾

以上はいわば清朝向けに表明した最終判断であって、国務省が清韓関係を云々する必要じたいをしりぞけるところに、その要点がある。アメリカは条約が守られるかぎり、清朝と朝鮮との関係に干渉しない、関わらない、という認識において、ディンスモアへの訓令と軌を一にしていた。しかも当時は「対処を要する事件に直面し」ているとも見なしていない。すでに朴定陽のワシントン着任が実現し、張蔭桓がその本意はどうあれ、「権利」を「放棄」し、「掣同」をあきらめた以上、条約を尊重するアメリカの立場は貫徹されたからである⁽⁹⁰⁾。

このときそうした観点のよりどころとなったのは、清朝が依拠する「照會」に対するベイヤードの理解にある。かれは条約締結時にシューフェルト (Robert W. Shufeldt) が述べた意見を引用して、「照會」を「朝鮮と清朝のあいだにある政治的関係 (the political relations existing between Chosen and China) を表明する」ものとみるいっぽう、文面にとりたてて新奇なところはなく、「その意味がわかるように説明されたことはない (has never been definitely stated)」。アメリカの立場が「政治的な関心はない」からには、清韓の「政治的」関係を表現する「照會」にも、あえて「関知しない」という論理になる。

ベイヤードは以上をデンビに回訓したのと同じ2月9日、デンビのものと建言とあわせて、デインスマアにも参考のため送付した⁽⁹¹⁾。うけとったデインスマアは、デンビの立論、なかんづく「煽動 (agitation)」という言い方に心外きわまりなく、ただちに批判と弁明の上申をベイヤードに送る。

「アメリカ市民が朝鮮独立の問題を騒ぎ立てて、たいそう目立っているのは明白」だというデンビ氏の発言は、確たる根拠があるとはいえません。中国・日本のイギリス系新聞が、折にふれて載せる朝鮮通信と称する記事を鵜呑みにしたのかもしれませんが、そこには事実の歪曲、根も葉もない説が少なくないのです。わたしの行動は厳密に言っても、国務省の描く政策を逸脱してはおりません。すべてはご報告したとおりです。

こちらのアメリカ居留民は精力的に、脇目もふらず自らの職務に打ち込んでいて、わたしの知る範囲では、政治に容喙するそぶりもみせたことがない、と申し上げてよいと思います。デニー氏は外国人法律顧問として、その公務と信ずるところにしたがって行動してきました。

.....⁽⁹²⁾

デンビがことさら使った「煽動」という語は、自分の職分とする良好な米清関係維持の妨げになりかねない、と朝鮮の動向にいらだつ感情が濃厚にこもっていて、たしかに正確な事実表現だとはいえまい⁽⁹³⁾。デインスマアが反駁して、自分の行動がベイヤードの「描く政策を逸脱してはおりません」と述べるのも、以上に見てきたとおり、けっして誤った認識ではない。だが、かれがいうほど「厳密に (strictly)」正しい、少なくともベイヤードの意に寸分たがわずかなっていた、と断ずることもできないのである。

デンビのいわゆる「アメリカ市民 (citizens of the United States)」を、ベイヤードは「アメリカの代表者 (representatives)」と言い換え、デインスマアはこれを主に、自分と朝鮮政府顧問のデニー (Owen N. Denny) を指すとみた。そのデニーもデンビの「煽動」批判に反論し、「朝鮮問題に対する不当な、いわれなき容喙 (unjust and unwarrantable meddling with Corean affairs)」を行う、デンビの親清に失した言動こそ、批判すべきだと本国に訴えている⁽⁹⁴⁾。デインスマアは袁世凱と鋭く対立するデニーを一貫して支持し、同じ時期かれの懇請に応じ、公使を辞してその後任に就こうとした⁽⁹⁵⁾ くらいだから、程度の差はあっても、かれと同様の意見をもっていたとみてよい。アメリカの駐華公使館と駐朝公使館の矛盾が、こうして表面化するにいたる。

しかしベイヤードは、デニーの批判を一蹴した。

デンビ氏が清朝の朝鮮支配拡大に関し、国務省とやりとりした通信がどんなものか、デニーはまったく誤解している。アメリカの政策は、デンビ氏に命じてきたとおり、朝鮮の自主的独立を嫌うものではない。それは現在の条約、公使の受入で明白だ。

朝鮮が近代発明で発展し、その自立する力を高めている。そうしたみかたにデンビが少しでも反している、とは聞いていない。⁽⁹⁶⁾

デンビがアメリカの政策に「反してい」ない、というその論旨は、ベイヤードの公式の言動でも、

裏づけることができる。デンビは1月10日、前註(78)に引用したベイヤードの回訓に答えて、朝鮮問題に関する閣下の11月4日発247号訓令にこたえて、申し上げます。12月9日の521号報告をご覧いただければ、その訓令にてお示しの結論に、事実上わたしが到達しているのはご諒解くださると存じます。

その訓令どおり、あらゆる必要な、適切な機会に、朝鮮は独立国 (an independent sovereign state) である、と主張します。その行動が義務によったか、許可をうけたかを問わず、わが政府とむすんだ条約の適用範囲にあるかぎり、そういたします。そのばあい、朝鮮と清朝のあいだにいかなる属国関係があろうと ([w]hatever vassalage may exist between Korea and China), それは朝米間の国際問題ではなく、朝鮮にしか及ばぬ問題だと考えなくてはなりません。

このように論理的で、しかも欠くべからざる結論を主張はいたしますが、それでもわたしが521号報告で言及した現実問題は、やはり残ると存じます。

国務省が到達したその結論にこだわられるのも、それが健全なものでありますれば、無理もございません。けれどもその結論の実行に何も抵触することがないのであれば、清朝が主張する対朝宗主権に、十分で目に見える生命力を与えてやってもよいと思います。朝鮮はそれを現状維持の一助になるとみとめておりますし、他国はいずれも、このしかとは見えぬ関係を、少なくとも表向きは黙認し、ほかの列強による朝鮮併合の歯止めだともみなしております。

したがってお尋ねしたいのは、247号訓令に補足して、アメリカ政府が現状の維持しか望んでいない、とわたしが表明してよいかどうか、だけでございます。⁽⁹⁷⁾

と述べる。前註(84)に引いた建言、いわゆる「521号報告」の趣旨をいっそう整理して、「清朝が主張する対朝宗主権 (the claimed suzerainty of China over Korea)」を「現状維持 (preserving the status quo) の一助になる」と朝鮮じしんが認めている、という情勢判断をつたえるとともに、それに対する本国政府の賛意表明を求めた。具体的にいうならば、公使派遣が実現しても、朝鮮の地位は従前と何ら変更がない、とアメリカのほうから念を押して表明すべきだ、との謂である⁽⁹⁸⁾。ベイヤードが直接この上申を評した発言はみあたらず、公式に賛同して、実行に移したわけではない。けれども、デインスマアが朝鮮政府顧問デニーの後任に就く希望を国務省に打診した⁽⁹⁹⁾とき、ベイヤードはデインスマア自身を難しい立場に置くばかりか、かれに代わる後任の公使も執務しにくい、という理由をあげたうえで、

銘記すべきことは、本政府が清朝政府から、朝鮮に対する宗主権を主張する (they claim suzerainty over Korea), といわれてきたこと、そしてもし、朝鮮政府の顧問に就任するためアメリカ公使が離任するのに我々が同意したら、清朝はきっと、自らの主張をアメリカが無視した、とみなすであろうことである。

と述べて、公使辞任を許可しなかった⁽¹⁰⁰⁾。こうした却下のしかたは、デンビの上申をうけてのものとししか考えられない。清朝のいわゆる「宗主権」「主張」に一定の配慮をしているからであ

る⁽¹⁰¹⁾。

そこであらためて注目したいのは、ベイヤードがデニーに反駁した前註(96)の引用文に、アメリカの政策を、朝鮮の「自主的独立 (the autonomous independence)」に反しない、とあるところで、これがいかにも微妙な表現である。さきにデンビの建言に答えて、「清朝からの完全独立 (Corea's complete independence of China)」の「煽動」は望ましくない、と述べたのを考えあわせると、ベイヤードが朝鮮の「独立」というばあい、それが指す内容には振幅があつて、必ずしも一義的に定義できるものではなかった⁽¹⁰²⁾。条約を尊重する立場から、たとえばディンスモアと論争した袁世凱に典型的な、清朝の言い分には同意しない、さりとて、朝鮮駐米公使のワシントン着任がかなった以上は、たとえば清朝がおそらく反撥するであろう、「宗主権」をまったく顧慮しない朝鮮の地位を支持するわけでもない。

ディンスモアとデンビの言動はいずれも、こうしたベイヤードの方針に背いてはしなかった。それにもかかわらず、両者は清朝の対朝政策をどう見るかで、立場と意見を異にしており、朴定陽が着任してしまうと、端なくもその齟齬が表面化するにいたる。国務省の政策はそうした意味で、駐華公使館と駐朝公使館のあいだに、摩擦を惹き起こしかねないものであつて、いわば二面性をもつのを、結果としてまぬかれなかったのである。

そうした二面性をみちびくものは、国務省の「照會」理解のしかたにある。前節にみたように、アメリカ本国で朴定陽の赴任にさいし、ジャーナリズムが清韓関係を「わからない」と論評した⁽¹⁰³⁾のと同様、アメリカ国務省は「照會」、およびそれが表現する清韓関係をわからない、とみていた。そればかりか、「関知しない」として、それにはあえて立ち入った解釈を示そうともしなかった。朴定陽も張蔭桓も、ディンスモアもデンビも、程度と内容に差こそあれ、決してそうではなかったし、そうできる立場にもなかった。かくて一方からみれば、いわゆる「完全独立」をみとめたようにも映り、他方からみれば、「宗主権」をみとめてもよいように映りかねない。ワシントンの朝鮮公使館・清朝公使館とほぼ時を同じくして、ソウルと北京のアメリカ公使館のあいだにも、矛盾があらわれたのは、そこに起因するものだった。

それならこの時点にいたるまで、アメリカは「照會」をどのように解釈していたのか、という疑問がうかびあがる。いみじくも袁世凱が口にしたように、「照會」が発せられてから5年、それに対する定見がアメリカにはなかった、と本当にいえるのであろうか。この期に及んでなお、アメリカ国務省が「わからない」、そして「関知しない」とする、その経緯と真意は何なのか。そのあたりの事情をみるには、さらに5年、シューフェルト条約締結、「照會」受理当時にまで、さかのぼる必要がある。

3 シューフェルト条約とアメリカ

シューフェルト条約の締結交渉において、「照會」そのものができあがった過程は、すでに明らかにしたとおりであり⁽¹⁰⁴⁾、ここでつけくわえるべきことがらは、ほとんどないといってよい。

もっともそこでは、清朝と朝鮮の関係を注視するため、もう一方の当事者たるアメリカのみかた、関わりかたは、煩を避けて捨象せざるをえなかった。それをくわしく検討する研究がすでに存在していたからでもある。けれどもあらためて本稿の視角からみると、その所説はいずれも論拠を欠いた謬説というにひとしく⁽¹⁰⁵⁾、ここでやや立ち入った考察を試みておかねばならない。

(1) シューフェルトと「照會」

「照會」の文言、すなわちいわゆる「属邦条項」は、シューフェルトが天津で李鴻章と条約草案を協議していた段階で、その扱いが早くも争点となっている。シューフェルトは周知のとおり、それを条約第1条に謳う、という清朝側の提案に強く反対し、かたや李鴻章の側も、条約正文への挿入を譲ろうとしなかった。そこで妥協案として、「朝鮮政府が条約締結ののちに、この条約締結が清朝政府の指導によるものだ、という旨の照會をアメリカ政府に出すことの当否」が議論となる。シューフェルトはこれに対しても、「そうした照會が宛先につくのを見とどけるとしか約束せず」、「あらためて明確に、アメリカは清朝政府とは関わりなく、朝鮮と条約を結ぶのだ、と主張」する⁽¹⁰⁶⁾。

このように執拗な清朝側の要請に遭ったため、シューフェルトは念を入れて、「属邦条項」を条約正文に入れてよいかどうか、その可否を本国に問い合わせることにし、1882年4月12日、

清朝に対する朝鮮の従属をみとめる条項 (an article admitting dependence of Corea upon China) は、米朝条約にふくめてよいか。清朝は自主権を朝鮮に与えている (conceding sovereign powers to Corea)。この条項を清朝は望んでいるが、私は反対した。回答されたし。と国務省に打電した⁽¹⁰⁷⁾。ところが一週間たっても、回訓は来ない。4月19日その問題を未決のまま、第1条をブランクにした条約草案で李鴻章とひとまず合意、調印のため朝鮮に向かうこととし、同日ふたたび打電、そのことを報告した⁽¹⁰⁸⁾。以上2通の電報に対し、国務省からいかなる返答がくるかは、条約の内容を左右するものとして、シューフェルトのみならず、清朝・朝鮮の側も少なからず気に懸けていたところだった⁽¹⁰⁹⁾。が、国務省から指示は最後まで届かなかった。

朝鮮にわたったシューフェルトは、やむなく自らの判断で、朝鮮国王が大統領に「照會」を出すのを拒絶しないことにした⁽¹¹⁰⁾。しかしそれは、かれの解釈によれば、「報告ずみの以前の約束を果たしたまでのこと」、「いかなる政治的条件も付されていない (without any political consideration whatever)」ものだった⁽¹¹¹⁾。いわゆる「約束」とは、上に引いたかれ自身の発言にあるので説明は要しまいが、「政治的条件」云々は、ここにはじめて出てきた文言で、注目に値する。かれは朝鮮にむかう途上、5月5日、芝罘で馬建忠と会って、中国を離れる日取りなどを打ち合わせた⁽¹¹²⁾。そのさい、

ひきつづきかれと話し合って、……〔天津で合意した〕条約草案は、総督閣下が何も政治的性質の条件を課すことなく (without any conditions of a political character being imposed upon it)、朝鮮政府へ送達したことを確認した。……⁽¹¹³⁾

と北京の代理公使ホルコム（Chester Holcombe）に書き送っている。シューフェルトはこの「確認」を根拠として、「照會」が条約に「政治的性質の条件を課す」ものだとはみなさなかつたし、したがってそれを重視することもなかつた。

馬建忠はこの「照會」を起草するにあたって、「アメリカが事実上、条約の交渉で属邦条項を承認したことにするため」、「照會の日付を調印の前にくりあげる工作を施し」⁽¹¹⁴⁾ていた。じじつシューフェルト条約の調印は5月22日、条約文テキストに明記された日付も同日、「照會」がシューフェルトに手交されたのも同じ日である⁽¹¹⁵⁾。だが「照會」の文面にある日付は、「光緒八年三月二十八日」すなわち、前註(82)の引用文でデンビもいうように、5月15日となっている。ところがシューフェルトのほうは、はじめその「工作」に気づかず、朝鮮から離れたあとで気づいても、「これはとりたてて重要な事実でないと思う」と報告している⁽¹¹⁶⁾。かれが「照會」をどう思っていたか、ここからもうかがわれよう。

もちろんそれは清朝側の、馬建忠の思惑とはずいぶん隔たりがある。そもそも馬建忠のいかなる発言が、シューフェルトをして「何も政治的性質の条件を課すこと」がないのだ、と「確認」せしめたのか、それを明らかにしてくれる史料はみあたらない。シューフェルトはことさら「多分に驚愕せざるをえない」と述べているから、かれをしてそう解せしむるような言辭が、存在したことは確実であろうが、馬建忠としてはリップサービスのつもりにすぎず、その真意をシューフェルトが一人合点した可能性すらある⁽¹¹⁷⁾。とまれシューフェルトによるこうした「照會」の位置づけは、以後のアメリカの清韓関係観を規定する一要素となった。それは前註(89)に引いたベイヤードの所説をみても、明らかであろう。

(2) 国務省と「照會」

シューフェルトが以上のような行動をとり、かつ評価をくだすにいたったそもそもの発端は、1882年4月12日に打電した請訓に対し、本国から最後まで指示が来なかつたことにある。国務省がなぜ訓令を出さなかつたのか、いまなおよくわかっていない⁽¹¹⁸⁾。もちろんそれは、アメリカ政府がその問題を何も考えていなかったことを意味するわけではない。

この年の3月、新任の駐華公使を拜命していたヤング（John R. Young）⁽¹¹⁹⁾は、当時まだ出国していなかつた。国務長官フレリングハウゼン（Frederick T. Frelinghuysen）がワシントンで命じた「口頭の訓令に遵って」、かれは5月1日、シューフェルトの条約交渉に関する覚書を、フィラデルフィアから送っており、そのなかでシューフェルトの請訓にもふれる。

ホルコム氏は1882年2月4日、北京の総理衙門との会談をくわしく報ずる、重要な機密文書を送ってきました。総理衙門は、朝鮮国王が外国と、なかんづくアメリカと条約を締結することを願っています。ホルコム氏の考えでは、その原因は清朝の憂慮にあるといます。「朝鮮の自立（the autonomy of Corea）は早晩、ロシアと日本の侵攻によって脅かされる、それに対処するには、この半島国家を国際社会の一員にするのが最善だ」と。

いいかえれば、朝鮮を併合し支配したらいかなる国であろうと、清朝の自立と保全を脅かす

地位にたちうる、朝鮮はそういう地理的位置にある、ということです。したがってアメリカが朝鮮の自立 (the independence of Corea) を承認する気になってくれたら、ロシアであろうと日本であろうと、その性癖的な併呑政策を実行に移すのを躊躇するでしょう。朝鮮がアメリカと条約関係に入ったら、ともかくその自立はアメリカの道義的保護のもとに置かれることになるはずで、それは清朝側にとって、侵略をまぬかれるもうひとつの保障にもなるので、しょう。

1882年4月19日、シューフェルト提督は天津から、米朝条約交渉は進行中、清朝側は朝貢国として清朝に対する朝鮮の従属をみとめる条項を希望、同時に清朝は自主権を朝鮮に与えている、と打電してきました。

この電報を上にも要約したホルコム氏の機密文書とつきあわせて読みますと、その条約は清朝のためのものなのか、朝鮮のためのものなのか、という疑問が浮かんでまいります。清朝が露日による怖るべき、究極の危険から辺境を防衛するものだとみなし、露日がアジア政局への不当な介入だと思いこむやも知れぬ協定に、アメリカはどこまで関わりをもつべきなのでしょう。……

もし朝鮮が独立の王国 (an independent kingdom) なら、アメリカは清朝にかまわず、その君主と交渉してよいと存じます。もし朝鮮が清朝の一省 (a province of the Chinese empire) なら、北京の総理衙門と直接交渉すべきです。もしどちらか疑わしいのなら——おそらくそれがもっとも実情に近いので、しょうが——、通商条約という間接的な方法でその決着をはかるのが、アメリカにとって賢明だと考えます。⁽¹²⁰⁾

このような趣旨を「ホルコム氏の機密文書」やシューフェルトの「電報」がとどいたこの時になって、わざわざヤングが上申しなくてはならなかったことに注意したい。そこからわかるのは、アメリカ本国においてようやく、シューフェルト条約の交渉・締結にかかわった清朝の目的、そこにおける朝鮮の地位に疑いの眼が向けられたこと、はたして両者はどのような関連を有するのか、という問題が意識されはじめたこと、である。

もっともそうした疑念・問題に対する解答は、容易に出なかった。少なくともこの時点で、国務省が何らかの見解を公にした事実は確認できない。その意味で、シューフェルトの「電報に返信を送らなかったのは、国務省がいまや始めて、対朝政策という問題全体を、清韓関係・日朝関係それぞれの見地から、考えなおすことを余儀なくされたから」⁽¹²¹⁾ だという解釈は、肯綮に当たっていよう。逆にいえば、アメリカ本国は1871年のロウ (Frederick F. Low) 公使の交渉から、シューフェルト条約の締結まで、十年あまりのあいだ、米朝関係を清韓関係と関連させる発想に乏しかったわけで、ここで「はじめて」、その関連を慮るようになったのである。

ともかく国務省が明確な方針をうちだすまえに、シューフェルト条約が締結、調印されたうえに、「照會」も発せられてしまった事実だけはまちがいない。それなら以後の問題は、アメリカ政府が「照會」をどうあつかおうとしたか、になってくる。「照會」に対する国務省公式の見解として、確認できるもっとも早い時期の史料は、北京に赴任したヤングに対し、フレリングハウ

ゼンが8月はじめに下した訓令である。

シューフェルト提督が交渉した1882年5月22日の米朝条約は、先月29日、大統領が上院に送った。上院がそれに賛同するかどうかは、何ともいえない。

……

中国人移民法があるなかで、清朝に対する朝鮮の従属関係 (the dependency of Corea upon China) が、いかほどシューフェルト条約の履行に影響するのか。これは興味深い問題たるを失わない。こうした従属関係があるという事実は、条約正文では触れていないが、照會には朝鮮は清朝の「屬邦」と宣言してある。けれども「朝鮮政府の内政・外交は、これまでずっと自主によってきた」ともいつている。過去において、清朝政府が朝鮮に責任をもち、国際的に朝鮮を代表したと認めたことはない。アメリカがさきに朝鮮に軍事力を行使したさいも、あたかも朝鮮が全く独立国 (wholly independent) だったかのようで、清朝から何の抗議もなかったことは忘れてはならぬ。あらゆる事情を考慮に入れれば、朝鮮の行政上の独立は、過去数年間の出来事によって、一再ならず承認されてきた既成事実であって、この条約締結で始まったり、認められたりしたものではない、とみざるをえないのである。

……我々はこの条約を結ぶにあたり、清朝の官吏が与えてくれた援助を、清朝による朝鮮行政権保有の主張だ、とみなしたことは一切ない。むしろその放棄にこそ、我々は荷担したのである。我々は朝鮮を事実上の独立国とみなしたのであり、我々が清朝の示した友好的援助を受け容れたことが、清朝の宗主権を認めたことには決してならない。なぜなら、もしアメリカが、朝鮮を清朝に従属するとみなしたのなら、あるいは清朝の行為によって、そうみなさざるをえなくなるのなら、朝鮮半島におけるアメリカ市民の諸権利の保護は、〔朝鮮ではなく、〕清朝との条約を履行することに求めるべきだからである。⁽¹²²⁾

上の行論に特徴的なのは、「照會」にいう「屬邦」と「自主」を截然と切り離して、後者をとり、前者を否定するにある。西洋の法理的な観点から見ると、両者は矛盾するほかないからである。いわゆる「宗主権」とは「行政権 (administrative rights)」を保有することにほかならない。朝鮮が「行政上の独立 (the administrative independence)」状態にある以上、清朝がその「行政権」を有するはずはない、だから朝鮮に対する「清朝の宗主権 (China's suzerain power) を認め」ることはできない、という論理である。とりわけ清朝に適用すべき「移民法」という国内法が存在する以上、その関連からもこのように法理的な立論にならざるをえなかった。「朝鮮を事実上の独立国 (de facto independent) とみなした」というのも、あくまでそうした前提から下した定義なのである。しかもその裏づけとなっているのは、条約を結ぶ以前の清韓関係のありようであって、ヤングが着任する以前から憂慮してきたような、現実外交のなかで朝鮮の地位をどうみればよいかは、まだ考慮に入っていない。前註(78)で引用した、条約締結国たる朝鮮こそ、相手国アメリカの権利保護に責任をもつ、という5年後のベイヤードが述べた論点は、ここに始まるものであって、そもそも「屬邦」と「自主」が矛盾するという法理的な前提、およびその矛盾がどう処理されてきたかという条約以前の実績にもとづいていた⁽¹²³⁾。

現地は折しも、壬午変乱のまっただ中であつた。果たして、ヤングはそこで上の訓令とは食い違う事態に遭遇する。かつて1871年に総理衙門が「まったく自主だ (wholly independent)」と表明し、またシューフェルト条約で「朝鮮の独立が承認され (the independence of Korea is acknowledged)」たにもかかわらず、馬建忠が大元君拉致後にソウルで出した布告、および北京で下った上諭には、「皇帝が朝鮮に対して宗主権を主張する (the assertion by the Emperor of China of his sovereignty over Korea)」文言が含まれていた⁽¹²⁴⁾からである。

ヤング自身はしかしながら、こうした食い違いを多分に楽観する。折り合わない問題ではない、との判断であつた。国務長官から上の訓令を受領しても、「新たに付け加えるべきことは何もない」、大院君の拉致という「清朝の行動」も、米朝の条約関係に何ら影響をおよぼすものではない、として次のようにまとめる。

北京政府は保守的で、朝鮮は事実上独立 (virtually independent) だったこと、あまりに長期にわたっていますので、清朝の側はわざわざ、朝鮮に波風を立てたり、朝鮮政府に手をかけたりしたくはないのです。だが……指摘しましたように、清朝にとって、朝鮮半島の軍事的地位がこれほどのものなので、朝鮮に強力な外国が存在することは、清朝の門戸に足を踏み入れるにひとしいのです。朝鮮が現状の半独立 (present semi-autonomy) のまま乱されないなら、清朝は皇帝の天命と天下の支配権を朝鮮の側が忘れないよう、折にふれて論旨を出す以上の干渉はしないでしよう。

……朝鮮が外国の干渉を受けずに、自らの法のもとに暮らすことのできるかぎり、清朝皇帝の宗主権 (the imperial suzerainty of China) という問題は、現実のものとしてかたちはなしません。皇帝をめぐる中国人が想像を馳せる、一種の実体なき夢物語にとどまることでしょう。⁽¹²⁵⁾

「照會」に明言する、朝鮮が「屬邦」である、とは当時の清朝にとってどんな意味をもつのか、引用文はその一面を衝く、鋭い分析たるを失わない。現実の問題は、「朝鮮半島の軍事的地位 (the military position of the Korean Peninsula)」なのであって、そこに「足を踏み入れ」ないかぎり、清朝のいわゆる「宗主権」は、西洋のみかたではフィクションにとどまり、実体化しない、というにある。したがってヤングも、かつてのシューフェルトと同じく、「照會」を「さして重視しない (the Legation does not attach much consequence to the letter of the King of Korea)」という態度を、いったんは明確にとることになる⁽¹²⁶⁾。

国務省はこうした説明をうけて、意を強くしたようである。翌83年の1月、その返信として、上院がシューフェルト条約を、ほぼ異議なく批准したことを知らせるのとあわせて、「本政府は朝鮮が独立国でないと認める約束をしたわけではない (this government did not commit itself to any recognition of a lack of independence in Korea)」とあらためて言明した。だがそれでも、清朝の側がいわゆる「宗主権」の「主張」をやめない、という現状は、上にみたヤングの報告ほど、明快な整理をもって楽観できず、さきに否定したいいわゆる「屬邦」の部分に、ふたたび留意せざるをえなくなる。

清朝は朝鮮国王に対する何らかの宗主権を要求しているらしいが、同時に朝鮮国王は、内政・外交のすべてに全き主権を行使する、と明言している……から、どんな結果を期してそう要求するのか判然としない。……

この便でお手許にとどく訓令でわかるように、朝鮮国王と結んだ条約は、上院の批准をへた。すなわち上院はこれをもって、アメリカ政府との関係においては、朝鮮の独立を承認したわけである。⁽¹²⁷⁾

けっきょくワシントンとしては、なお法理的な解釈の範囲のなかにとどまっていた。「朝鮮国王が内政・外交のすべてに全き主権 (full sovereignty) を行使する」からには、そのうえに「宗主権」を要求されても、その意味内容が理解できなかったのである。国務省が清韓関係について、わからない、とする評言を直截に述べたのは、けだしここが初出であろう。批准を経て「朝鮮の独立を承認」するといいながら、ことさら「アメリカ政府との関係においては」と限定をつけざるをえなかったのも、そうした不分明な部分が残っていたためであろう。

(3) 「照會」に対する返信

この訓令に対して、ヤングが返信をしたためたのは、3月も下旬になってからである。まず、本公使館では、朝鮮の独立を認めた (a recognition of the independence) という意味に関するかぎり、米朝条約に何の疑問ももったことはありません。……

この問題を憂慮している国は日本です。日本政府は調印の時点で、米朝条約に反対していましたが、いまは賛成しております。米朝条約は隣国としての、かつ密接な通商相手としての朝鮮における自国の権益を、必ずしも侵害するものではない、とみなしたからです。日本公使ははじめて、上院の批准が成ったことを本公使館に知らせ、祝賀してくれた人物です。日本が米朝条約を目して、朝鮮独立を清朝から守るもの (a security for the independence of Korea against China) とするのに対し、清朝はそこに、朝鮮が露日という「猛獣の餌食になら」ない保障をみております。

日本がいま唱えだした条約に対する反対は、榎本公使との会談でうかがうかぎりでは、唯一大統領にあてた朝鮮国王の照會の文言にあります。……国王がそこで、「朝鮮は古来、中国の朝貢国であった」(“Chosen has been from ancient times a tributary to China” [朝鮮素爲中國屬邦]) といっており、従属関係を明確にみとめているからです。また別のセンテンスでも、それをくりかえして、「中国の朝貢国として朝鮮が負うさまざまな義務は、いっさいアメリカと関係ない」(“As regard the various duties which devolve upon Chosen as a tributary state to China, with these the United States has nothing to do.” [至大朝鮮國爲中國屬邦, 其分内應行各節, 均與大美國, 毫無干涉]) といい、朝鮮国王は清朝皇帝に対する忠節を認めただけか、忠節を誓った家臣として、その「さまざま義務」をも認めているのです。これほど明白な譲歩もないにもかかわらず、本公使館はしかしながら、これを重視したことはありません。何となれば、統治のあらゆる不可欠な要点、法律・慣例・宗教において、朝

鮮は日本と同様に独立している (as independent as Japan) と信ずるからです。あとに残るのは、情緒的、儀式的な宗主権 (a sentimental, ceremonial suzerainty) だけで、それは折に触れての朝貢、儀礼使をこえるものではなく、清朝が実地の朝鮮政治に干渉することはありません。こうした関係で、圧倒的に強力な隣国の清朝と平和を保ち、皇帝が天から「天下を支配せよとの天命」を受けるといふ伝説に則っているのです。シバの女王がソロモンに贈物をもって表敬訪問するよりはるか以前から、東方でみられる、こうしたオリエンタルな厳めしい交流関係は、われわれには関わりのないことだ、と公使館はかねがね考えております。だから真の問題は、「国王は条約を履行できるのか、条約締結に関するかぎり主権をもっているのか、我々は朝鮮を貿易とわが文明普及の機会に開放することができるのか」にあって、その答えは、然り、でした。条約は発効したのです。日本公使にはいつもこうした趣意を、申し上げてきました。……

と述べて、国務省の見解と方針に、まったく異存はなかった。だが他方で、国務省が疑問としたところには、かれも一抹の不安を禁じ得ないようになっていた。壬午変乱およびそれ以後に清朝、李鴻章のとってきた行動が、明白にアメリカのみかたに反していたからである。

それと同時に国務省は、くれぐれも以下のことを銘記していただきたく存じます。清朝の高官、とりわけ中堂李鴻章は、清韓関係を単なる儀礼的なそれにはとどめたくありません。李総督の政策は条約調印以来ずっと、朝鮮政治に対する直接干渉政策です。かれは昨秋のある日、朝鮮問題を話しているとき、笑みを浮かべて外国公使の一人に、「わたしが朝鮮の王である」といいました。その意味するところは、清韓関係は軍機処からかれに任された、そしてかれは、朝鮮問題にはほぼ保護国に対するのとひとしい関心をもつべしと提案した、というにあります。

総督は着実に、以上の目的を実現すべくつとめてきました。壬午変乱を鎮圧するため、朝鮮に軍隊を派遣しましたし、大院君をとらえて、拘禁しております。自分の雇った外国人を顧問官か、駐在官か、何かそんな資格で、朝鮮国王にあてがいました。清朝の汽船に事実上の補助金を出すよう、国王に強制しましたが、その船は総督の特別な保護下にある会社に属し、外国人にその所有権をみとめないものです。さらに……朝鮮と協定をむすんで、国王を自分と同等、つまり清朝の地方総督と同じで、君主に非ざる位階で遇しております。清朝を優遇する通商特権を要求し、ほかの国はすべてそこから排除したのです。

以上の李の政策は、無関心ではいられない面がありますが、しかしこちらの外国公使たちは、指をくわえて見ているしかなかったのです。イギリス・ドイツ・アメリカはまだ、条約を批准交換していなかったため、李の主張に関して行動をおこしたくてもできませんでした。日本はすでに述べたように、ひとり憂慮してきましたので、条約締結国が批准交換を終えたなら、みとめてくれるはずだとの希望的観測で、これまでに抗議をしたことがあるのだらうと思います。

アメリカが米朝条約を承認したいま、以上の問題を考慮に入れて、清朝と十分な意思疎通を

はかっておくのがよいのかもしれませんが。しかしそんな意思疎通なら、清朝をまったく無視し、ソウルに派遣するはずの公使を通じて、朝鮮国王本人とはかるほうがよい、と国務省はお考えかもしれません。

そのほうがご判断にかなう政策なのは、承知しております。われわれは事実上の朝鮮独立をみとめたのですから ([h]aving accepted the fact of Korean independence), その尊重をあらわすには、我々は朝鮮問題を朝鮮国王およびその大臣としか協議しないのがもっともよい、ということなのでしょう。⁽¹²⁸⁾

さきに楽観的な見とおしを述べ、今回も「照會」は「儀礼的」なものであって「重視したことがない」というヤングですら、「清朝と十分な意思疎通 (a satisfactory understanding with China) をはかっておくのがよいのかもしれませんが」と逡巡せざるをえなくなっていたわけである。

国務省はすでに、この報告より一カ月前の2月27日、フート (Lucius H. Foote) に朝鮮赴任を命じていた。批准書の交換をとりおこなったうえで、そのまま公使館を開設、初代公使として常駐するのが、その任務である。フートはさらに、朝鮮へ出発するにあたり、「照會」に対するアーサー (Chester A. Arthur) 大統領の返書もたずさえていた。そこには、

条約が保証する権利に背いて、アメリカもしくはアメリカ市民の利益を侵害しないかぎり、アメリカは清韓関係に干渉しようとは思わない。またアメリカは清朝に対する朝鮮の従属関係に関して、問いただすこともしない (Nor do the United States inquire as to the dependency of Corea upon China)。国王陛下が朝鮮の内政・外政はずっとその主権にあると宣言された (Your Majesty has declared that the management of the governmental Affair of Corea, domestic and foreign, has always been vested in the sovereign) ことで我々には十分だし、国家間の交際においては、そうした自主で、朝鮮は独立国の権利と義務をもつことになる (such self control invests Corea with the rights and duties of an independent State) からである。……⁽¹²⁹⁾

という一節があった。フレリングハウゼンがフートに下した訓令の文面にも、「照會」の原文テキストを引いたうえで、

それゆえ、アメリカの対朝関係は明白である。われわれに関するかぎり朝鮮は、あらゆる権利・特権・義務・責任を具有する、独立国 (an independent sovereign power) である。アメリカの諸権利が侵害されないかぎり、朝鮮の清朝との関係には、干渉を望まない (in her relations to China we have no desire to interfere)。

という⁽¹³⁰⁾。フレリングハウゼンはフートが赴任したのち、前註(128)引用の報告に対する返信で、ヤングにもこの件を連絡し、こうした文面になった理由を次のように述べる。

照會への回答はご覧のとおりので文面にし、アメリカが条約締結をどう見地で見ているか、について疑問の残らないようにした。対等の条約締結相手として米朝二国間に国際関係が存在するのは、もはや既成事実でしかないとみなされるべきだ。清朝も、自国の官吏があればほど熱心に助けた条約交渉の順当で、ほかにありえない結果として、そう受け容れているもの

とおぼしい。清朝の駐日公使も最近、フート氏・ビンガム氏に明言し、朝鮮は外交・内政で自主な (independent in her external relations and her domestic administration) のはもちろんのことだ、と述べたという。以上のあらゆる事情からみて、朝鮮との条約履行で今後、何か問題が起こったら、それは当然、アメリカ政府と朝鮮政府とのあいだで協議することになる。⁽¹³¹⁾

朝鮮を「独立国」、アメリカとの条約関係を「対等」とするのは、依然として法理的な観点から「属邦」と「自主」を分ける、という前提に立ったものである。それでもヤングの逡巡に 대응するところ、皆無だったわけではない。さきには否定し去っていた「属邦」の部分を、それなりに考へなおしているからである。ここにはじめてみえる、アメリカが清朝と朝鮮の関係に、「干渉を望まない」という措辞がそれにあたり、さきに朝鮮の「独立」を「アメリカ政府との関係に」限定した考え方をつきつめたものだといえよう。「疑問の残らないようにした」と述べるのも、主としてこの部分を指している。しかしながらこれは、「照會」の文言に、

至大朝鮮國爲中國屬邦，其分内應行各節，均與大美國，毫無干涉。

In the matter of Corea being a dependency of China any questions that may arise between them in consequence of such dependency, the United States shall in no way interfere.

とあるのを幸い、自分とは関わりがないとわききった⁽¹³²⁾ だけであって、否定に代えるに無関係を以てしたにすぎない。

それならアメリカの側で「疑問の残らない」、主観的な納得ができて、客観的な事態は何もかわらない。駐日公使ビンガム (John A. Bingham) が伝えた「清朝の駐日公使」黎庶昌の「明言」もそうである。字面だけ見れば、たしかに朝鮮の「独立」というアメリカの言い分を全面的に認めたように映るし、フレリングハウゼンもそう解したらしい。けれどもこれは実は、アメリカが清韓の関係には「干渉を望まない」とフートが述べたために、換言すれば、黎庶昌が「照會」の文言を全面的にアメリカが承認したと見たがゆえに、「明言し」たと解すべきものである。だからこそ中国にいるヤングは、「この会談を駐日公使から知らされ」たはずの李鴻章⁽¹³³⁾ から、あいかわらず次のような言説を聞かされることになる。

「……なぜアメリカの〔駐朝〕公使はわたしに面会し、通訳官を求めに来ないのだ。アメリカのために条約を作成してやったのはわたしだし、皇上から朝鮮問題を任されたのもわたしだ。それなのにこれでは、アメリカ政府は清朝との友好より日本との友好を大事に思っている、とのわたしの持論を裏書きするだけだし、清朝には友好国がない、というわたしの確信は深まるだけだ」

……

「……しかし知ってのように、日本はわが敵国である。われわれが受けられないような優待を日本が受けるなど堪えられぬ。朝鮮に関しては、何の憂慮もしていない。日本の影響力など恐るるに足らない」

ここでかれは、笑みを浮かべて、言う。

「私こそ、朝鮮の王である。私が清朝の利害でそうした大権を主張せねばならぬと思ったときには必ず、である。日本など懼れてはいない。昨年夏、日本が軍隊を朝鮮に派遣したとき、日本とはいつでも戦争できたし、今でもそうだ。私は朝鮮国王の内政には介入したくないし、その自主を脅かしたくもない (I do not wish to meddle with the King of Corea's affairs, nor to menace his independence)。それは清朝の政策に違う。けれども日本がそうするのは許せない。朝鮮は清朝の門戸であり、日本のような敵対勢力が朝鮮を占領すれば、清朝の脅威となる」

わたしは答えた。

「この問題に対する閣下のみかたは存じ上げていますし、あらゆる敵意や猜疑を根絶できるような理解が、清朝と日本のあいだになりたつという希望は、絶やしたことはありません」

「それなら」

李鴻章はいった。

「日本に清朝の邦土奪取 (taking Chinese territory) をやめさせよ。それはさきに台湾でこころみ、朝鮮でやろうとし、琉球ではやってのけたことだ。……」

……

「そこには、原則がある。清朝は琉球を欲していない。君主の復位が望みなのだ。……」

それでわたしは反論した。

「そうした問題には、別の側面があるとはお考えにはなりませんか。清朝はその不明確な政策で、みずから争論と攻撃を招いてきたのではありませんか。どうして清朝皇帝は、現実の国境 (the actual limits) を画定して、こここそわが領土だ、防衛するのだ (this was his territory, and he would defend it), と世界に宣言しなかったのでしょうか。そうした宣言があったら、世界は尊重したはずですが。にもかかわらず清朝は、属国であるといいながら、そのあとでその統治の責任を放棄しています (claimed dependencies, and then declined the responsibility of governing them)。台湾では、日本が生蕃 (Formosa savages) による日本人水夫殺害の補償をもとめてきたとき、清朝は生蕃の行為には責任を負わない、と回答したではありませんか。日本が暴行の張本人を懲罰しようと軍隊を出すと、清朝はあわてて乗り出してきて、撤退してもらうために賠償金を支払ったのです。そんなふるまいを西洋では、あさましい、というのです。もし台湾が清朝の領土なら、どうして外国軍隊の侵略という侮辱に甘んずるのですか。同じことは、朝鮮でも起こりました。アメリカ船の乗組員が朝鮮人に殺害されたとき、前任者のロウ氏が総理衙門に救いを求めたら、清朝は朝鮮に責任をもたない、といわれたので、独自に朝鮮と交渉せざるをえなかったのです。どうして清朝はその領土を確定しないのですか」

総督はいった。

「清朝の版図は、確定している。清朝があって、その朝貢国がある。この朝貢国は自主 (self-governing) である。しかし清朝皇帝に忠誠を誓っているのがあって、それは朝貢とい

う行為であらわされる。この儀礼を果たしてしまえば、皇帝はその国事に干渉はしない。同時にその自立 (their independence) は清朝の重大問題だから、皇帝はそれに対するいかなる攻撃にも、無関心ではられない」

わたしは答えて、「近代という時代に、そして今普及している文明には、朝貢国なる制度はありえません。植民地なるものは、首都と同じく支配領域の一部なのです。アメリカには、多数の州、辺境の準州ばかりか、北の果て飛び地のアラスカもあります。しかし、いかなる外国であれ、もしアラスカに非友好的な目的で、兵士を一人でも置いたなら、それはニューヨークに一万人上陸させた戦争行為と同様なのでありまして、そうみられることでしょう。それが文明国のルールというものです。清朝もそれにしたいが、その版図を一元化し、世界にその領土の正確な境界を示して、難局を解決すべきではありませんか」

「どうして、清朝と周辺諸国のあいだに永年、存続してきた関係を外国が破壊せねばならぬ。理由がわからない。うまくやってきたのに。……」⁽¹³⁰⁾

そしてヤングが「不明確な政策 (uncertain policy)」と表現するところからわかるように、こうした李鴻章の主張が、当時のアメリカにとって不可解だったことも、依然として変わっていない。国務省はむしろ、自らに不可解な問題を不可解なまま、棚上げして手をつけなかった観がある。

こうして、シューフェルト条約の締結からフートの赴任にいたるまでに、「照會」に対するアメリカ外交当局の基本的な態度が出そろった。まず第一に、シューフェルトが条約締結時代に位置づけた、「照會」は条約に「政治的性質の条件を課す」ものでなく、重視するに値しない、という姿勢である。第二に、条約批准の前後に国務省が位置づけたもので、「照會」の文言にある「屬邦」と「自主」は、法理的に矛盾するから、それまでの清朝側の声明に徴して後者をとり、朝鮮は「事実上の独立国」と遇す、とした判断である。第三は、不可解な「屬邦」の文言を棚上げし、そこに「干渉しない」という方針である。

しかしながらこの三者は、客観情勢にぴたりと符合するものではなかった。「照會」にいう「屬邦」とは、清朝が当時、あらためて朝鮮ととりむすぼうとしていた関係のありようをさす。第一のように、「政治的」な影響を条約にあたえない、とはとても断言できないし、第二のように、朝鮮を「独立国」とするアメリカ側の一方的、法理的措定と食い違うのも、ヤングの報告や李鴻章とのやりとりをみれば、明白である。したがって第三の「干渉しない」方針も、現実に自他ともに満足ゆくかたちでなりたつのかどうか、はかりかねる問題として残らざるをえなかった。

こうした齟齬は、中国に駐在するヤングも、いかに折り合いをつけるか頭を悩ませたまま、けっきょく有効な解決策はみいだせなかった。朝鮮の「事実上の独立」と清韓関係に「干渉しない」方針を命ぜられてソウルに赴任したフートも、その点はかわらない。否むしろ、現地にいただけいっそう、それを肌で感じなくてはならなかった。その最たるものが事大党・独立党の相剋だったことは贅言を要しまい。

フートはその間にあって、独立党の動向に浅からぬ同情を寄せながらも終始、党派に偏らぬ慎重な行動を期した⁽¹³⁵⁾。そのためもあってアメリカは、甲申事変に巻き込まれずにすんだばかりか、事変後には清朝、朝鮮いずれの側からも、ある種の期待を抱かせる存在になる。アメリカ外交当局は逆に、新たな局面にさいして、清韓関係に対する自らの態度を、あらためて問題としないでならなくなるのである。

4 駐朝公使の位置とフォークの進退

甲申事変を経て明るく1885年は、アメリカの側にもまた、大きな変化が訪れる。まず何よりも国内で、3月に民主党のクリーヴランド(S. Grover Cleveland)が大統領に就任、共和党のアーサー政権に代わった。これにともなって、國務長官はベイヤードが任ずることになる。ほぼ時を同じくして、極東の在外使節も、大幅に入れ替わった。ヤングは4月に駐華公使を退き、後任に就くのがデンビである。朝鮮ではそれに先だつ1月12日、フートが離任し朝鮮を後にしていた。そののち正式の駐朝公使は、1887年1月まで、二年ものあいだ事実上の欠員が続く。そしてまさにこの駐朝公使こそ、アメリカ外交当局が清韓関係に対し、態度の明確化を迫られる問題となった。その典型的な事例は、少なくとも二つあげることができる。

(1) デンビの兼任問題

その第一は、1885年10月、着任してまもない駐華公使デンビに対し、李鴻章が突然、空きポストのままになっている駐朝公使の兼任を打診してきたことである。この事件はすでに多かれ少なかれ、アメリカの対朝政策を示す事例として言及されてきた⁽¹³⁶⁾ものだが、とりわけ前節との関連から、あらためてとりあげなくてはならない。

この打診は最後まで公式の要請にならなかったこともあってか、清朝側の史料に記録がほとんどみあたらない。李鴻章がこのように企図した具体的ないきさつも、したがって復原材料に乏しく、正確にはわからない。けれどもかれは、「イギリスの例に倣」って兼任が実現すれば、「朝鮮問題は協議しやすくなる」と駐米公使鄭藻如に打電している⁽¹³⁷⁾から、駐朝公使が不在だったこの時機をとらえて、自らに好都合なイギリスと同様の態勢を、アメリカにも求めたと解してよいだろう。イギリスは1883年末以来、李鴻章の要望に応じるかたちで、駐華公使に駐朝公使を兼任させており⁽¹³⁸⁾、またほぼ時を同じくして進んでいた巨文島事件の交渉で、すでに清朝の対朝「宗主権」の承認を示唆していた⁽¹³⁹⁾からである。さらにこの打診は、デニーの朝鮮政府顧問任命、袁世凱の朝鮮赴任に続いてなされた、という時期的な符合を考えあわせると、かれらの登用とまったく無関係な措置ではありえない。むしろそれを対外的に補強するねらいをもっていた、とみたほうが正しいであろう⁽¹⁴⁰⁾。

デンビはこうした打診をうけて、さっそくベイヤードに報告する。

駐華公使の管轄内に朝鮮を入れるというのは、目新しい考えではありません。……イギリ

ス・ドイツ・ロシアはそうですし、そしておそらくほかの国の公使も同じでしょう。朝鮮に公使を置くのは、清朝と日本だけであって、ほかにはどの国も、公使はいません。朝鮮における公使の職務は、こちらの各国公使が果たしております。朝鮮の国王はそのつど清朝から位につけてもらっております。朝鮮は独自に外国と条約を結んだ (independent treaties with foreign countries) けれども、それでもなお事実上、清朝の朝貢国でありまして、李鴻章は清朝政府を代表して、朝鮮の内政外交に支配力を行使し (exercises the controlling influence over the public and foreign affairs of Korea), 国王およびその政府と連絡を絶やしたことはありません。……

「自分はどちらでもよい」、長官に「お決めいただきたい」といい⁽¹⁴¹⁾ながら、デンビはこの打診にまんざらでもなかった⁽¹⁴²⁾。ほかの列強も兼任ですませていて、朝鮮が「なお事実上、朝貢国である (is still practically tributary to China)」と記す文面からも、李鴻章の期待に副っていたといえる。朝鮮問題で清朝の立場に顧慮するデンビの姿勢は、このあたりから始まっていた。

もっともこのとき、デンビ自身はどこまで李鴻章の真意をみとおして、こう書いたのかはわからない。かれの周囲の在華実業界から賛成論も少なくなく、その実現をもとめる働きかけが本国にもあった⁽¹⁴³⁾。デンビの兼任希望や清韓関係に対するみかたも、かれ自身の観察・判断というよりは、むしろそうした動きの反映だ、とするほうが正確なのかもしれない。

そんな運動が効を奏したのか、ワシントンの國務省周辺でも、デンビの兼任に「賛成」の意見が大勢を占めていたようである。しかし省内は、否定的だった。三席補佐官のアディー (Alvey A. Adee) は、

清朝は朝鮮の宗主権を主張してきた。米朝条約は李鴻章の斡旋で交渉したものだが、清朝が後から、この条約ができたのは、清朝の同意があつてこそだ、とほのめかしたときには、われわれも独立国たる朝鮮と交渉したのだ、と強く主張せざるをえなかった。駐華公使デンビに駐朝公使を兼ねさせたら、清朝にその宗主権主張を黙認した (an acquiescence in her claim of suzerainty), と解されかねない。……⁽¹⁴⁴⁾

とベイヤードに書き送っていて、清朝の「宗主権」をだまって認めるわけにはいかないという立場である。そのばあいのいわゆる「宗主権」とは、「独立国 (a Sovereign State)」の対立概念にほかならない。そうした論の立てかたは、長官のベイヤードも同じだった。かれはデンビの報告を受ける前、すでに「われわれの条約交渉は、独立国たる朝鮮 (Korea as a Sovereign power) と行われたものだ」とデンビに念を押していた⁽¹⁴⁵⁾からである。そしてこの兼任問題でも、次のように訓令を下した。

この提案には応じがたい。去る11月16日発15号訓令で、アメリカ政府の目的はご覧になったはずだ。わが条約の自主という立場で朝鮮との関係を保ってゆくことがそれであり、そこに清朝の姿が現れるのは避けなくてはならぬ。

朝鮮に対する清朝の態度は、ほかの列強に関するかぎり、首尾一貫したものだとはいえない。清朝は意のままに朝鮮国王を位につけたり廃したりする権力を行使し、徴税機構を運営、い

な少なくとも管理し、朝鮮国内の治安維持のため武力介入しておきながら、朝鮮問題で責任をもつのをきっぱりと拒否し、しかも実際にアメリカが、独立した対等の条約締結国 (a distinct and separate treaty-equal) として、朝鮮と交渉するのを援助した。

……朝鮮は日清間の争いの種であって、この問題をめぐって最近、両者の緊張関係がはなはだ強まった。アメリカはわが条約が認めかつ求めた自主を満たしているという立場で、朝鮮を遇することを続けるものの、それは清朝・日本どちらかに与するわけではない。しかしアメリカが清朝の朝鮮での優位に迎合し、北京公使の兼任というような行動で、清朝の主張する絶大な影響力を認めるとしたら、日本には受け容れられない結果になろう。⁽¹⁴⁶⁾

したがってベイヤードの方針も、前節でまとめた国務省の基本姿勢を出していないといってよい。ただ注目に値するのは、この訓令でかれがことさら、「自主という立場 (autonomous basis)」を持ちだした点である。いわゆる「15号訓令」では、大院君の送還、「清朝がなお朝鮮を属国扱いしている (still treats Corea as a dependency) 事実」を伝えられて、それに対処するにあたり、「もし清朝が朝鮮に対する宗主権を、われわれの条約関係と矛盾する程度まで (to a degree inconsistent with our treaty relations) 主張するのだとしたら」という事態を想定していた⁽¹⁴⁷⁾。それなら、いわゆる「宗主権」が「条約関係と矛盾」しない「程度」とは、いかほどなのかといえば、「わが条約が認めかつ求めた自主を満たしている (full autonomy which our treaty admits and requires)」ことだ、とあらためて定義したのである。

「宗主権」は法理的な語義の上では、明白に「独立国」と相容れない概念であるけれども、清朝がそれを「主張」するとき、その意味内容は依然として、アメリカにとって「首尾一貫したものだとはいえず、不明確な」ままであった。こうした「主張」に対して、ベイヤードはそれを認容できるかどうかを判断する、一種の基準を設けた、とみることができよう。清朝の側からアメリカに直接、公使兼任のような、対朝「宗主権」を「主張」する現実の働きかけがあって、自らの態度を明確にする必要が出てきたからである。そしてデンビの公使兼任は、その基準に照らして認容できない、という判断だった。もっともこうした基準設定は、このとき北京に示されただけであって、しかも当のデンビに、それが正確に伝わったかどうか疑わしいのも、見のがすわけにはいかない。

(2) フォークの退去問題

かくて李鴻章の兼任要請を拒んだうえは、専任の公使を朝鮮に派遣しなくてはならぬ。アメリカ国務省はそこで翌年の2月、新公使にパーカー (William H. Parker) を任命した。ところがかれは、6月8日になるまで着任せず、着任してまもなく「不適任」だとして召還される⁽¹⁴⁸⁾。そのあとディンスモアが翌87年4月1日に赴任してくるまで、やはり駐朝公使は不在が続いた。そのほぼ全期間にわたり、臨時代理公使をつとめて、現地でアメリカの代表者に任じたのが、若き海軍軍人、公使館付武官のフォーク (George C. Foulk) である。このほかならぬフォークの処遇こそ、アメリカ国務省がこのとき、いったんは明確にした姿勢の、ある種の試金石になった。

これが本節でとりあげる第二の、かつ主要な問題である⁽¹⁴⁹⁾。

フォークがフートからアメリカ公使館を託された1885年は、周知のように、朝鮮半島が国際政治の荒波に揉まれた年でもある。とくにこの年の6月、露朝密約が発覚して緊張が高まってくると、ベイヤードはフォークに訓令を下して、

清・日・露・英の利害にかかわる密謀が衝突し、敵意すらかきたてており、ソウルはその根源地である。アメリカの国益は明らかに、そのすべてから超然とするにある。いずれかの競争国に味方している、陰謀に関わっている、と見られるようなことは、いっさいしてはならぬし、巻き込まれてもならぬ。よってみずから慎重を期して行動されることが必要だ。……⁽¹⁵⁰⁾

と懇切に命じている。アメリカは朝鮮半島に重大な特定の利害をもっていただけではない。それだけに、こんな「密謀」渦巻く対立にまきこまれるいわれはなかった。甲申事変が起こってからはなおさら、そうした危険を未然に防ごうと、国務省はいっそう慎重を期するようになっていたのである。

そうはいても、従来の基本的な姿勢が変わったわけではない。ベイヤードは上の訓令とほぼ同時に、「独立国たる朝鮮 (Corean as independent and sovereign) と交渉した」、「そうした朝鮮の地位が、諸国家に保証されることを望む」とも言明し、フォークに確認を求めている⁽¹⁵¹⁾。アメリカ本国は慎重になりこそすれ、その姿勢が一貫していたこと、まちがいはない。デンビの公使兼任を却下した判断も、そのかぎりにおいて、まったく同じ文脈にあるとみなすことができる。

フォークは12月1日、「超然と (hold aloof)」せよとの訓令をうけると、自分はこれまで、国務省のそうした方針に違ったことはない、と断言する⁽¹⁵²⁾。それにもかかわらず、こう答えて一年半後、フォークは朝鮮を去るよう、本国政府から命ぜられるのであって、このやりとりとはずいぶん違った結末になってしまう。フォークが主観的であれ、ベイヤードの方針に違っていない、というのなら、前者を退去にいたらしめ、後者にそう命じせしめた導因は、いったいどこに見いだすべきであろうか。

そこで見のがせないのは、朝鮮現地の情勢である。フォークはすでに、ベイヤードがさきの訓令を発した8月当時、

朝鮮はこんな国土保全に深くかかわる問題を国際的にどうあつかってよいのか、まったく知りませんし、軍事力もはなはだ弱体です。そのうえ清朝との密接な関係が長年つづいてきたとあっては、朝鮮がいっそう直接に、しかも自発的に、清朝の支配下に入るの、当然の結果というほかありません。後者の態度がいまや、完全な属国に対する宗主国 (a sovereign state to its complete dependency) のそれになっているのは明らかです。

清朝公館で今月8日、清朝皇帝の誕生日を祝って晩餐会が催されました。……この晩餐会には朝鮮の統理衙門督辦、すなわち外国使節が交わる朝鮮官界最高位の官人も出席しておりました。ところがかれの席次は、すべての外国使節の後だったのです。外国使節のうち二人は総領事にすぎないにもかかわらず。「統理衙門督辦の席次はおかしいではありませんか」

とわたしが訊くと、委員〔陳樹棠〕は答えて、「こういうばあい、督辦は賓客ではなく、清朝一家の一員（a member of the house of China）なのだ」といいました。それ以来、かれはわたしに、自分の地位をインドのイギリス駐在官（the Resident under England, in India）に相当するとみなしている、と表明しております。……⁽¹⁵³⁾

と報告して、清朝現地当局の動きとそれが朝鮮政府に与える影響に、警戒感を隠していなかった。こうしたかれの危惧は、この年の9月、新たに袁世凱が朝鮮に赴任してくると、ますます現実味を帯びるようになる。

まずその任務に関して、

袁將軍はわたしを訪ねてきたさい、デニーの朝鮮赴任に言及しました。そこでかれがいうには、もしデニーが清朝のよびかけに応じて朝鮮に来たなら、朝鮮をして自分のいうことに無条件に服従させる、と。

この発言はきわめて意外でした。寡聞にして、清朝は朝鮮に内政・外交の自主を許さない（China would not permit Korea to be free in her foreign and internal affairs）、と清朝の官僚から聞いたことはなかったからです。それでもわたしには、長らく清朝は朝鮮を強圧的に統制してきたように思えます。⁽¹⁵⁴⁾

と報告し、「照會」にいう朝鮮の「内政・外交の自主」を尊重するアメリカの姿勢と、正面から衝突しかねない方針を聞き出している。さらにその肩書についても、

今月〔11月〕19日、清使の補佐役でアメリカに留学したことのある若い中国人が、わたしに袁閣下の名刺を届けにやってくる、閣下は国王への謁見がおわったらお訪ねになるはずで、と説明してくれました。わたしはかれに、朝鮮の統理衙門督辦からきた連絡にいう「總理朝鮮交渉通商事宜」（“Charge of Diplomatic and Commercial intercourse”）との表現は、袁閣下の職階が三等公使（Minister Resident）だという意味なのですか、と尋ねました。この補佐役は言下に答えて、

「とんでもない。清朝はソウル駐在の使節に、公使という肩書をつけるわけにはまいりません。そんなことをしたら、清朝が朝鮮の独立をみとめた（admit the independence of Korea）ことになるからです」

「それでは袁閣下の正確な肩書は、英語で何というのですか」。

「駐在官（Resident）です」

かれのくれた袁閣下の名刺には、「袁世凱」という名の三文字が中国語で、そして英語で“H. I. C. M. Resident”とあります。

今月23日、袁氏が訪ねてきました。……わたしはかれの名刺にある肩書にふれて、

「インド藩王国の王侯のもとに駐在するイギリス官僚を呼ぶ意味の〈駐在官〉だと、あなたをみなせばよろしいのですか」

と訊きますと、袁氏はこれにはこたえず、「朝鮮国王が自分に国事向きのご下問をなさるでしょうから、他国の使節、とりわけあなたにご教示いただくこととなります」と、あたりさ

わりのない答えをただけでした。⁽¹⁵⁵⁾

と報告した。こうした言動を公然と導きだすようなものになってきた清朝の対朝政策に対し、フォークは不信感をつのらせてゆく。

かくて1886年に入ると、「清朝ではなく、西洋からの援助による」朝鮮の「独立国家」化の志向を、かれは書面に記すようにさえなっていた⁽¹⁵⁶⁾。清韓関係の現実を「清朝は少なくとも、朝鮮を自らの版図に組み込む (incorporation of Korea into her own Empire) ようなことをねらっている」とみなし、それが「事実上、所有している独立 (the independence they possess practically) を守る」という朝鮮じしんの希求に矛盾する⁽¹⁵⁷⁾のはもとより、「独立国」として朝鮮を遇する、という本国の指令とも相容れない、との見解に達したからである。かれのそうした観察を裏づけるかのように、その年の夏、第2次露朝密約事件が起こり、国王の廃位が取り沙汰されて、その袁世凱・清朝批判は、いよいよ激しさをましていった。

だからといって、フォークが自らことさら意識して、公然と袁世凱を糾弾し、清朝に反対する、何か具体的な行動を起こしたのか、清朝もそのためにフォークその人を敵視するにいたったのか、といえ、それは疑わしい。朝鮮政府内にかれと同じく袁世凱を快く思わない勢力が、国王はじめ、少なからず存在していて、かれとアメリカに恃もうとし、そうした動向を袁世凱の側が危惧した、というほうが、むしろ真相に近いであろう。

こうして深まってきた対立が表面化したきっかけは、去る第1次露朝密約でも重大な問題となった軍事教官の派遣である。この年の10月3日、フォークは國務省に、

統理衙門督辦は昨日付で、文書を送ってまいりました。そこにいうには、二年前、アメリカ政府に朝鮮の軍事教官派遣を懇請したさい、陸軍士官の赴任を許可するには、議会在法案を通さなくてはならぬ、とのご回答だったが、その士官は朝鮮に来ることが可能かどうか、確かめたい、と。この陸軍士官の赴任については、ほとんど毎日のように、国王から公使館へ問い合わせがまいります。……⁽¹⁵⁸⁾

と書き送り、軍事教官の派遣をあらためて、アメリカに依頼する朝鮮政府の意向を伝えている。これは政府公式の要請にとどまらなかった。引用文末尾に見えるように、むしろ朝鮮国王みずから強い意欲を示し、個人的にフォークに頼んでいるという色彩が濃い。そうした事情は、国王の引見を伝えた翌日の報告に、もっとはっきりうかがえる。

謁見におきましては、国王陛下はたいへんな歓迎のあと、わたしの朝鮮帰還に祝賀の意を示したいがため、引見を賜ったのだ、と仰せられました。公使館でわたしがどんな地位にいるのか、朝鮮政府に奉職してほしいと要望したけれども、アメリカ政府はどうなさるのか、など多くのご下問がありました。そこで、政府から書面をもらうには、しばらく猶予をいただきたく存じます、おそらく遠からず、確定した訓令がとどくと思います、と答えました。謁見ののち、国王陛下は伝言をよこして、要請中の軍事教官をアメリカ政府が派遣できないばあいは、わたしが自分の判断で自ら動いて、有能なアメリカ人教官を雇ってきてもらいたい、とおっしゃっています。⁽¹⁵⁹⁾

ここでいっそう目を惹くのは、フォーク自身にも朝鮮政府への奉職を打診していることである。国王がこのとき、フォークにどんな役割を期待していたのかは、必ずしも判然としない。けれども6月にパーカーが着任して、フォークがいったん臨時代理公使の任を解かれたときも、その朝鮮残留を強く望んだ⁽¹⁶⁰⁾というから、こうした希望は早くから、その胸中にあったものとおぼしい。そしてフォークの本職が海軍武官であったことを考えあわせれば、かれこそ意中の軍事教官だったのであろう。

そもそもこの軍事教官は、第1次露朝密約事件以前から、アメリカに派遣を依頼することになっており、そのこと自体に清朝の側が反対していた、というわけではなかった⁽¹⁶¹⁾。しかしこの時期になると、とりわけ袁世凱が難色を示すようになってくる。

……蓋し韓廷の大臣・老臣は、能く爲す無きと雖も、而れども夷を引き華に背くは、皆な然りと爲さず。七月間に俄事を査辦してより、一唱百和、均な「王及び閔妃は自ら亡國の事を弄す」と謂ひ、誠に「羣小洋語を略習して、大局を識らず、誤りて福久・韋貝（フォーク・ツェーヘル）の論を聴き、〈華法は西法に如かず、曷ぞ西法に效ひて以て自強せざるや〉と以爲ふ」を以て、相ひ與に入告す。……美の福久は此の次公使を代理す、前に朝鮮の水師を辦じ、並びに美教師三人を代聘せんと欲す、育英公院を設くるは、福久が其の事を照料せり。⁽¹⁶²⁾

というように、それは第二次露朝密約に露呈した、朝鮮政府の「夷を引き華に背く」動きを警戒してのことであった。そして同時に、こうした動きに共鳴するフォークに対し、猜疑が深まってくる。11月になって、

美使福久此に來たるは、海軍中尉に係りて、尚ほ未だ代理公使の文憑を接けず。然れども已に自ら公使と爲し、宮中に往來す。妃頗る之を信じ、日び小人金良黙等を派し、其の館に往來せしむ。現ま韓が爲めに美國の小學教師を聘請し、育英公院を設く、官途の子弟を擇びて其の中に置く、閔種黙を以て其の事を主さどらしむ。聞くらくは、福久又た將に韓廷が爲めに兵師數人を延きて前來せしめんとす、諸老臣均な以へらく、國貧しく帑絀せば、當に此の舉に急急たるべからず、と。想ふに韓廷、必ず能く聽從せざるならん。⁽¹⁶³⁾

と報告するところからも、その一斑がうかがえよう。

ところで同じ報告書には、

薛斐爾（シューフェルト）此の次韓に來たるは、本と游歴せんが爲めなり。韓廷乃るに宅を置きて優待し、將に留めて授くるに職を以てせんとす。〔卑府〕查するに、薛君前に曾て憲台を誹謗せり、因りて密かに諸近臣に囑して其の議を阻ばしむ……⁽¹⁶⁴⁾

という一節もある。退役したシューフェルトが10月19日、4年半ぶりにふたたび朝鮮を訪問、しばらく滞在することになっていた⁽¹⁶⁵⁾。このくだりは、その動静と対策を知らせるものであり、かれに対しても、袁世凱と李鴻章の疑懼は浅くなかったことがわかる。もっともこのときは、シューフェルト一人だけの問題とみていたようで、かれとフォークとを結びつける発想は、まだ見えない。ところがまもなく、フォークが臨時代理公使を辞するに及んで、袁世凱は豁然、シューフェルト来韓がフォークと朝鮮政府の通謀による軍事教官招聘、さらには「夷を引き華に背く」

計画の具体化だったと悟り、ついにフォークの排斥を決意、その工作に乗り出した。

かれ自身の報告によると、その経過は以下のとおりである。

……^{シューフェルト}薛曾て新聞紙に書いて、憲台を詬謗せり。如し此間に在らば、必ず中・韓に益有る能はず。福久は^{フーフ}蠡賊性を成し、貪鄙心に居る、俱に久しく留むべらざる者なり。査するに、薛は福に因依して來たり、韓の陸軍將帥と爲らんと欲す、^{フーフ}福も亦た薛の名望を藉りて、陸軍兵官と爲るを謀らんと欲す。其の狼狽奸を爲す、志は惟だ利權に在るのみ。二人苟し其の一を去らば、必ず以て久しく支ふる能はず。前に電諭を奉ずるに、即ち韓廷に囑して之を疏遠せしめよ、とあり、惟だ諸小人は久しく福に密たり。薛疏なれども福密なれば、疏ならざると等し。聞くらくは、福は曾て編輯して書を成し、王及び妃を詬り、並びに自ら謂へらく「甲申の變亂、^{かれ}伊預りて之を知る」等語あり、と。乃ち翻譯官をして漢文に譯出せしめ、密かに韓廷に送る。王及び妃、福久を嗔り、陸軍官の議、遂に罷む。韓廷又た外署に飭し、往きて福久を詰さしむ。〔卑府〕允植に囑し、^{デニ}徳尼と同に往かしむ。此の一番の離間有れば、想ふに、福必ず薛に先んじて去り、薛も亦た能く獨り留まらざるならん。^{シューフェルト}薛斐爾此に來たるは、是れ韓廷福久と密約して之を招きて、而して外臣毫も聞く所無きに似たり。經に憲台の電諭するに^{およ}迨びて、〔卑府〕又た密かに諸近臣に囑して防範せしむるも、乃るに愈よ密にして彰らかならず。惟だ査するに、其の相ひ待するの優、薛は初次約を定む、薄く待つべからず、と曰ふと雖も、然れども韓王宅を賜ひて久しく居らしめ、並びに食物を供給す、薛自ら將に三年住まんとすと謂ふ、形跡の間、故無くんば非ざるに似たるなり。福久は一海軍中尉にして、曾て公使を代理するのみ、本と西人の雜類にして、韓の小人と勾結し、財を騙し事を誤まること、指を屈すべからず。韓王の之を信ずる所以の者は、其の自ら以て中國を挾制し、公議を建立すべく、韓邦をして自主せしむべしと謂ふを以てすればなり。並びに韓王に勧めて多く兵を養ひ、多く軍火機器を置ひ、以て自強を期さしめ、中國をして敢へて藩屬を以て相ひ待さざらしめんとす。韓廷小兒の見、遽かに其の言を信じ、凡ての事は密商し、福久を出頭し、中國と難を爲さしむ。⁽¹⁶⁶⁾

福久は甲申自り東に來たりて、小人鄭秉夏及び^{クワン}全養默・成翊永等と結交し、自主背華の論を持す。又た韓王及び妃を愚弄し、代はりて玩好を購ふこと甚だ多し。故に王及び妃之を信ずること、西人の中に在りて最も深しと爲す。又た暗かに薛斐爾を引きて來たらしめ、狼狽奸を爲し、東方に爲す有らんと欲す。^{たまた}適ま諸近臣方に〔卑府〕に睦み、鄭秉夏は〔卑府〕の引來せるところと爲る、故に一も成る所無し。前に福久の其の政府に報ぜし書を見たるに、韓の時事を言ふ。其の政府刊して藍書と爲す、新聞館之を見て輒ちに布して新聞と爲せり。因りて譯員をして譯して漢文と爲さしめ、密かに韓王に送る。又た暗かに諸近臣をして輪流に之を言はしめり。韓王大いに怒りて、外署をして文を送りて之を責めしむ。〔卑府〕又た允植をして之に逼らしむ。今正月初、福久乃ち去る。薛夷來たるは、本と福に依る。福去らば、薛將に逐はずして自ら去らん矣。……⁽¹⁶⁷⁾

フォークはこうして、87年のはじめに朝鮮を離れる。ところが3月、かれがソウルのアメリカ公

使館にもどってくると、いったんは安堵した袁世凱は、「福久又た來たるは、……其の來蹤を細訪したるに、韓人により之を招き、數百兵を選び、之を教練せしめんと欲すと聞けり」⁽¹⁶⁸⁾、「……韓王之を信じ、使人をして密かに美使柔克義（リウキツギ）に請ひて電もて之を招かしめ、將に其を用て陸兵教師と爲さんとす」⁽¹⁶⁹⁾と判断し、あらためてかれの退去を画策することにした。

その後の経過は、周知のとおりである。統理衙門督辦の金允植はそれまでも、フォークに代わった臨時代理公使ロクヒル（William W. Rockhill）にくりかえし、抗議を申し入れていたが、ついに5月初め、朝鮮政府として公式に、フォークを「好ましからざる人物（*persona-non-grata*）として」朝鮮から退去せしめるよう、新公使のデインスマアに申し入れた⁽¹⁷⁰⁾。そしてベイヤードは、6月17日その受諾を決断、フォークの退去を命じるよう海軍に要請する。21日、訓電をうけたフォークは、朝鮮を離れて日本にわたった⁽¹⁷¹⁾。まもなく海軍を辞して日本で暮らすうち、1893年、37歳で没する。

アメリカ側も当時から、このフォーク退去要求は必ずしも、朝鮮政府の意向によるものではない、と気づいていた。現地のデインスマアは、金允植の要請が袁世凱を代弁したもので、国王の「本意は正反対である」事実にもどうしても納得できず、最後までフォークの弁護につとめた。それと同時に、朝鮮の外政機関たる統理衙門が「まったく清朝の支配下にある」現状と、「朝鮮の独立（*Korean independence*）は悲観的な見通し」を訴え⁽¹⁷²⁾、くりかえしフォークの退去をみとめないよう、国務省に進言した。こうした努力はけっきょく実を結ばなかったから、かれは報告書に、

袁氏は……こうして獲得した優位を最大限に利用し、朝鮮に関する自分の目的を実現しようとしています。そして本国には統理衙門の行動を、清朝の支配権にしたがったもの（*a concession of the right of Chinese dictation*）だと報告し、朝鮮側にはアメリカが、その支配権を承認したのだと主張するのでしょう。……⁽¹⁷³⁾

と記さざるをえなかったのである。

フォーク退去事件は、こうして着任早々、その対処に迫られたデインスマアに大きな翳を落とす。とりわけそれが国王の意に反して行われた事実を、重大にうけとめざるをえなかった。第2節でみたように、朴定陽のアメリカ派遣問題をめぐって、当初から袁世凱と清朝にいたく批判的だった駐朝公使館の態度とかれの行動は、これがその出発点となっていたのであり、ある意味でフォークの遺産だった⁽¹⁷⁴⁾といえよう。

いっぽうワシントンでベイヤードが決断を迫られたのも、清朝の働きかけを契機としていた。デインスマアの抵抗に業を煮やした袁世凱が、アメリカ本国政府へ直接うったえるよう上申し⁽¹⁷⁵⁾、これをうけた李鴻章の命⁽¹⁷⁶⁾により、駐米代理公使徐壽朋が、6月3日に口頭で、8日には公式の書面で、国務省にフォークの朝鮮退去を申し入れたからである⁽¹⁷⁷⁾。清朝の公使館からこんな要請をうけて、ベイヤードも困惑したにちがいない。十日ものあいだ回答をしなかったのも、それを物語っている。しかし15日、デインスマアから金允植の申し入れを伝える報告がとどくと、かれもようやく決断にふみきった。その間の事情をベイヤードは、

フォークが「清朝に叛乱をくわだてている」という、いわれのない非難は当面まったく除外して考えても、今回のばあい、こうした直接の非難に対して足下が反駁した以上に、その動機を云々しては、また、好ましからざる人物と宣言された外交官を、ひきつづき駐在させるよう強いる素振りをみせては、国際慣例に反する。……⁽¹⁷⁸⁾

とデインスマアに説明する。清朝の圧力が直接の原因でありながら、フォークの嫌疑が「いわれのない非難」だと知りながらも、金允植の要請があったのを幸い、米朝の二国間関係、国際外交慣例の問題として処理することに決めたわけである。こうした決断のしかたに、当時の国務省の姿勢がかいま見えよう。

実際、徐壽朋に回答するにあたって、フォークへの疑いは清朝のほうに「何か重大な思い違い」があること、それにもかかわらず、その退去を命じるのは、朝鮮の統理衙門「にのみ責任を負」ったもので、あくまで米朝二国間の「条約にもとづいた」処置にはかならないことを強調している⁽¹⁷⁹⁾。そしてなおもソウルからとどく、フォーク退去反対の意見に対しても、同じ理由をくりかえし説いて、それを採ろうとはしなかった⁽¹⁸⁰⁾。7月末にデインスマアへ下した訓令は、その総括というべきものである。

フォーク中尉をいいなりに退去させては、おそらく禍根を残すであろう、とのご意見は、国務省にもよくわかっている。とりわけ李鴻章総督の訓令をうけて、清使〔袁世凱〕がフォーク氏の退去をもとめて、いささか目立った干渉をしていたのだから。国務省がこの問題で清朝の権限を承認したり、その要求を黙認したりした、といわれなようにしたことは、これまで足下に送った訓令にある説明、および清朝の駐米公使とのやりとりの写しで、おわかりいただけると思う。フォーク氏の退去は、朝鮮統理衙門（わが条約にしたがって、朝鮮という独立王国との外交関係を協議できる唯一の官庁）の反撥で、公使館付武官として部隊の士気を高める、というかれの自国政府に対する任務遂行に支障をきたす理由のほかにはない。……

もしアメリカ政府の期待に反して、ソウルでの清朝の干渉がすすみ（the progress of Chinese interference）、アメリカと独立国間の条約関係（independent treaty-relations）を保っている主権国家としての朝鮮の自主権を破壊する（the destruction of the autonomy of Korea as a sovereign state）結果になろうものなら、その時こそアメリカ政府が、清朝の属国たる朝鮮半島におけるアメリカ市民の私有財産と商業の保護という条約義務の履行を、清朝政府に期待するときであろう。⁽¹⁸¹⁾

アメリカ政府は、フォークを退去させた。だがそれは、清朝のいうことを聴いたわけではない、ましてや清朝の「宗主権」を認めたものでもない、「朝鮮という独立王国（the independent Kingdom of Chosun）」の「統理衙門（the Korean Foreign Office）」から、直接に抗議をうけたがゆえのことである。国務省はその点で、米朝関係に対するアメリカの公式の態度を一貫したものとした。同時に、それにもかかわらず、その関係を固定的にとらえて、永遠に変わらない、とみたわけでもなかった。

そもそもフォークを朝鮮から引き離さなくてはならぬ、というのは清朝の意向である。そしてアメリカの側も、それに応じた、という事実は蔽いがたい。そこからうかがえるのは、清韓関係と米朝関係がたがいに及ぼしあう影響、両者の相関性である。

まだフォークに退去を命ずる訓令がソウルに達していない5月28日、袁世凱はデインスマアが申し入れた抗議に対し、清韓関係は1882年以来、米朝条約の「前後に貴政府に伝えた」とおりのものである、フォークはその清韓関係に、悪影響を与えかねない人物なのだ、と反駁している⁽¹⁸²⁾。それが清朝側の公式見解であった。デインスマアが翌日これに答えて、「清韓関係はこの問題とはまったく別である」と述べた⁽¹⁸³⁾のは、当時のアメリカの立場に即する発言だったとともに、袁世凱の主張と噛み合わない点でもある。すなわちアメリカ外交当局は、清韓関係と米朝関係を切り離し、両者はかかわりがない、と措定したけれども、現実はそのようではなかった。フォーク退去事件が示したものは、まさしくそのことなのである。ベイヤードも漏らしたように、フォークが駐在し続けては、「清韓関係に関して疑わしい立場 (an equivocal position as regards the relation of Corea to China)」になる⁽¹⁸⁴⁾からであった。

それでもこのときは、統理衙門の明確な通告があったため、現実の因果関係はどうあれ、表面的な形式を糊塗して、どうにか従来の姿勢をとり続けることができた。以後もそれが可能かどうかはわからない。そこに前註(181)の引用文後段の文章が書かれなくてはならぬ必然性があった。朝鮮政府に具体的な「自主権 (autonomy)」がいかに備わっているかによって、その「独立 (independent)」たる地位を判断する、という点で、これは1885年末、公使兼任問題でデンビに知らせた基準設定と同じ趣旨にほかならない。しかしながらこの場合は、それをいっそう直截な表現にあらためて、朝鮮現地当局にも通達した、という以上に、朝鮮そして清朝との関係そのものを再考する可能性をあえて明言する点、一歩ふみこんだ内容となっている。そして今度はデンビにも、確実に伝えられた⁽¹⁸⁵⁾。

シューフェルト条約の締結と批准ともなって、米朝関係を独立国間の条約関係とみなすと同時に、清韓関係に「干渉しない」としたアメリカ国務省は、こうしてデンビ兼任問題とフォーク退去事件を通じ、後者の変容しだいで前者の変更を考慮する、という方針に転じた。このように言葉でまとめるだけなら、当時の国務長官ベイヤードの政策は、すこぶるはっきりしていたかに見える。

けれども1年もたたないうちに、朝鮮の駐米公使派遣をめぐって、第2節で述べたような二面性が露呈するのであって、現実はそのほど、明快だったとはいえない。「事実上の独立」たらしめる「自主権」を守る、という朝鮮の側・駐朝公使館の立場が、清朝の側・駐華公使館から見ると、とりもなおさず「完全独立」を志向していると映り、米朝関係には抵触しない「宗主権」を主張する、という清朝の側・駐華公使館の立場が、朝鮮の側・駐朝公使館から見ると、とりもなおさず「自主」に「干渉」していると映る事実が、厳然と存在していたのである⁽¹⁸⁶⁾。

その原因は一にかかって、清韓関係の実質が依然として、未知数だったことにある。それは清朝側、朝鮮側の説明が、アメリカ人、局外者にとってわかりにくい⁽¹⁸⁷⁾、というばかりではない。

現実の個別具体的な局面、措置においても、一定のかたちに固まっていない関係だったところにも由来していた。清朝側が「三端」を定めるにあたっては、朝鮮側がそれに遵えない意思をあらわすにも、紆余曲折を経なくてはならなかった事情⁽¹⁸⁸⁾は、その典型である。いわば、なお流動的な関係なのであった。ベイヤードがいみじくも、「清朝の干渉がすすみ」といったところにも、その機微をうかがうことができる。したがってどの立場からみるかで、その範囲、方向、程度、速度の測定値もかわらざるをえない。いわゆる「干渉」「自主」「破壊」の意味内容がちがってみえてくるのもまた、まぬかれなかったのである。

おわりに

こうした清韓関係の流動性は、いうまでもなく袁世凱の施策を中心とする清朝の対朝政策を最大の導因とする。その全体的なありようは、すでに明らかにしたところ⁽¹⁸⁹⁾なので、くりかえす必要はあるまい。それなら、その根本にあった利害関心は、いったい何だったのか。これは実は清朝側の記録を見ただけでは、明示的に語るどころはなく、はっきりしない。以上に述べてきたアメリカの清韓関係観とつきあわせることで、その輪郭がおぼろげながら、うかびあがってくる。そこに一瞥を加えて、本稿をひとまずしめくくりにしよう。

袁世凱は前節でみたように、フォークを危険分子とみなして、執拗にその排斥をととなえ、ついに実現させた。われわれからみてよくわからないのは、袁世凱がなぜそこまでフォーク退去にこだわらなくてはならなかったか、という点である。そこでひるがえって、いま一度、前註(166)(167)に引用した袁世凱の報告をみてみよう。これをアメリカ側の記録とつきあわせると、その論旨じたいに首肯しかねるところがいくつも出てくる。

まずシューフェルトの来訪がフォークの招きによるという点、フォーク自身は「国王がデニーを介して招いた」、「デニーのゲストとして」滞在した、とあっており⁽¹⁹⁰⁾、デニー自身の言葉に照らしても、それは事実まちがいない⁽¹⁹¹⁾。

第二に、シューフェルトが「陸軍将帥」、フォークが「陸軍兵官」になろうとしたという点も、アメリカ側の記録では確認できない。国王はシューフェルトを「顧問(Adviser)」にしたい意向があったらしいが、後者に応じる気はなかった⁽¹⁹²⁾。いっぽうフォークは、かれを自分の後任の臨時代理公使にしようとしたものの、電報の文面が誤って伝わったため果たせなかった⁽¹⁹³⁾。

第三に、1887年はじめのフォークの離韓が、たしかにかれ個人の感情として、金允植の抗議を憚るものだったのは否定できないであろう。しかし国王も含めた朝鮮政府全体から猜疑をうけていたわけではなかったし、公式にはあくまで、静養のため休暇をとって日本に赴いたにすぎない。だからこそ3月、ソウルのアメリカ公使館にもどって本務に復帰するのである。前註(168)(169)で袁世凱が断じたような、朝鮮側の軍事教官委嘱がその動機ではなかった。朝鮮国王の希望は強かったけれども、フォーク本人はロクヒルの勧めもあって、軍事教官の就任には、本務復帰後も消極的だった⁽¹⁹⁴⁾。

したがって袁世凱の報告は誤謬満紙、とても正確な事実経過を伝える情報だとはいえない。フオーク退去事件も極論すれば、その疑心暗鬼が招いたとさえいえる。だが、そこから読みとるべきは、反清的人物の軍事教官就任、いかえれば、清朝の意のままにならない軍隊の存在を、袁世凱がいかに恐れていたか、ということである。ヤングがくりかえし論じ、デンビも言及した、朝鮮半島の「地理的」「軍事的位置」こそ、やはり清朝最大の関心事だったといつてよい。

袁世凱がやや過敏に感じたそんな危惧は、思わぬ機会に現実化した。1890年6月4日、趙太妃の逝去がそれである。ディンスモアの後任公使ハード（Augustine Heard）はその翌日、海兵隊55名を上陸させて公使館の警護に当たさせたばかりか、10月に挙行されたその葬礼のさいにも、弔意をあらわすため、あらためて50名の軍隊を上陸させた。とりわけ後者のほうは、大きな外交問題となっている。ここでその詳細にわたる余裕はない⁽¹⁹⁵⁾ので、袁世凱がそうしたアメリカの行動をどのようにみたか、を示す史料を掲げるのみにとどめよう。

美の兵船、兵五十を調し、漢城に來たらしむるに至りては、前に已に電稟せり。近ごろ仍ほ美館に在りて、逐日操練す。王員を派して供給せること甚だ備はれり、意、隨時に調衛せしむるに在り。惟だ尚ほ未だ宮に入らず。昨員を派して探詢せしめたるに、美兵の撤は尚ほ期無く、或いは將に久しく駐まらんとす。倭の船主も昨、十數兵を帶し、亦た潛かに漢に來る。謠疑紛起す。美兵撤せずんば、韓の小人或いは將に藉りて以て事を構へんとするに似たり。洋員に據るに迭ねて云へらく「應に華に由り轉筋して撤回せしむべし、或いは華も亦た兵を調して意外を防ぐべし」と。再た法使に據るに云へらくは「美の提督、不日、仁川に來らん、各國の兵船も亦た將に踵きて至らんとす」等語あり。庸人自擾と謂ふべし。査するに各國の兵船、擅自に兵を調して他國の都城に入るの理なし。擬請すらくは、總署に由り電もて星使に屬し、美外部に照會せしめ、駐韓美使及び水師官を申斥し、迅即に撤回せしめ、久しく留まりて事を生ずるを得る勿からしめんことを。⁽¹⁹⁶⁾

袁道續電すらく「美兵漢に來たるに、煩言日び嘖たり。設へ意外有れども、凱素より韓の士民の心を得たり、且つ差丁已に百名に近し、自了すべきに足る、固より張惶たるを庸る無し。然れども韓は華の屬爲るに、轉じて美兵に請ひて自衛せんとす、華如し理めずんば、是れ其の改圖するを許すなり矣。事端は微と雖も、損礙は細に匪ず。設し總署美廷に電もて請ひて申斥撤回せしむるを肯ぜずんば、或いは凱に由りて韓政府に照會し、憲電と作爲して〈聞くらくは、韓に大喪有るに、美人稱兵す、と。意外有るを慮ふ、韓は華の屬爲り、應に預め防範すべし、望むらくは、仁川に駐せし水師を酌調して漢に赴かしめ、以て屬邦を保護するの至意を示さん。並びに即ちに韓廷に知照す〉等の論あらば、王必ず畏忌し、或いは美兵を撤せしめん。儻し理めずんば、即ちに仁に駐するの泰安兵船の數十を酌請して漢に來たらしめん。其の詭謀は自づから消へて體制は愈よ彰らかならん」云々とあり。是れ、電もて美外部に請ひて、其れをして撤回せしむるや、抑も、我自ら泰安の弁兵を調して漢に赴かしめ、袁に由り先づ韓廷に知照するや否やの處、速やかに復せられんことを祈ふなり。⁽¹⁹⁷⁾

以上が6月時点のもので、以下は10月の発言である。

頃ろ仁川の稟を據くるに稱すらく、「美の兵船、現ま泊るは大小兩艘なり。聞くらくは、韓太妃の葬期にて將に水兵百餘名を派し、漢に赴きて防護せんとす」と。査するに、美使先届に、兵を調して漢に來たらしむるに、美使已に允して申斥を爲す。今又た調を議するは、仍ほ此に在りし美人及び韓の小人に由りて簧鼓して事を生ずるものなり。請ふらくは崔星使に電して、韓より來れる風聞と作爲して、先づ美廷に請ひて速やかに電して査阻せしめんことを。或いは中止すべし。⁽¹⁹⁸⁾

両者は軍隊の数も違えば、目的も異なる。けれども清朝の側にとって、本質は一であった。すなわちアメリカ軍のソウル駐在、しかも単なる駐在ではなく、朝鮮がそれを引き入れている、という事態である⁽¹⁹⁹⁾。それを容認できないという点、やはりフォーク退去の場合と同じだった。そしてその根拠をなすものとして、「照會」にいわゆる「屬邦」が位置していたのである。

清朝のそうした利害関心はともかく、それを正当化する「照會」「屬邦」の論理は、アメリカの側、少なくとも駐朝公使館は、最後まで諒解できなかった。

朝鮮の行動に責任をもつというのは、つい数年前、朝鮮に対する責任を放棄する、とあんなに熱心に清朝が申し入れていたことと正反対です。そして、朝鮮の独立をみとめて公使を駐在させてきたアメリカ政府に対し、このような文書を送るのは、無礼だといってもよいでしょう。……

清朝は西洋列強との条約締結を許し勧めた過ちを、いたく後悔しております。アメリカとヨーロッパが公使をやりとりすることで、朝鮮の独立を承認し、遅かれ早かれ、朝鮮を中国の一省に格下げするのに反対するかもしれない、と清朝はみています。そして清朝は、なしうるあらゆる手段——激怒、脅迫、上述した國務省あて文書にいうような責任ひきうけ——を弄して、完全承認など不可能な地位に、朝鮮を置こうと努めているのです。⁽²⁰⁰⁾

いわゆる「文書」とは、清朝の駐米公使崔國因が國務長官ブレイン (James G. Blaine) にあてた、清朝の許可なしには、朝鮮に対するアメリカの借款供与をみとめない、という通告である⁽²⁰¹⁾。したがって引用文は、アメリカ軍のソウル駐在問題とは直接に関係しない文脈にある。けれどもハードのいわんとするところが、フォーク、ディンスモアとほとんどかわっていない事実は、注目に値しよう。駐朝公使館では公使が交替しても、その眼にうつる清韓関係、袁世凱の朝鮮政策は、あいかわらず同じ影像であった。しかもこうした発言が7月時点の報告にあることを考えあわせると、6月の駐兵問題がまったくハードの念頭になかった、とはいえない。

そして10月下旬には、ふたたび同じ借款の問題をとりあげ、以下のようにまとめるのである。朝鮮の政情に関しては、そこで表明した意見を変更する理由はまったくない、と思いますし、いまや清使が、アメリカ公使たるわたしと朝鮮国王とのあいだに介入する権利をもとうとしていることで、74号文書で述べた問題にたちもどりたいと思います。……⁽²⁰²⁾

「そこで表明した意見」というのは、前註(200)の引用文を、「74号文書」とは10月の駐兵問題をめぐる、袁世凱との交渉経過を伝えた報告を指す。これで借款も、原理的な事情は駐兵と同一だったことが確認できる。ハードはその「74号文書」で、

しかしながら袁氏の申し入れにおいて重大なのは、外国の軍隊上陸が、たとえ国王の要請にしたがったものであっても、友好的目的によるのかどうかを云々する権利が自国政府にはある、と主張するにあります。こんな思い上がりに対する反駁は、早ければ早いほど、強ければ強いほどよいでしょう。⁽²⁰³⁾

と述べている。袁世凱が主観的にしかるべき清韓関係というものを追求すればするほど、それはとりもなおさず、アメリカにとっては、米朝関係に「介入する (intervene)」にひとしかった。清韓関係と米朝関係が相関する構造は、一貫して存続していたのである。アメリカ公使の派遣論争はもとより、さきのフォーク退去事件、のちの王太妃葬礼における駐兵問題もみな、根底にあったこうした構造が顕在化した事例として理解すべきであろう。

しかもそうした事情は、アメリカだけにとどまるものではありえない。清朝が朝鮮半島の「地理的」「軍事的」利害をもっとも重視し、「照會」をその正当化の根拠としたうえで、各種の朝鮮政策を遂行したことは、ほかの国にとっても、まったく同じだったからである。その利害と政策がびたりと重なり合ったのが、「東学党の乱」にさいする出兵であった。李鴻章たちが1880年代を通じて築きあげた清韓関係は、そこでついに、その真価をためされることになる。

註

- (1) 拙稿「朴定陽のアメリカ奉使をめぐる——1880年代末清韓関係の一面——」『京都府立大学学術報告 (人文・社会)』第54号, 2002年。
- (2) この時期における朝鮮の対外関係を全体としてみたばあい、米朝関係そのものが、必ずしも主軸となって、大きな比重を占めていたわけではない。清韓関係はもとより、日朝関係や露朝関係に比しても、それは明白であって、日本でその研究がごく少ないのも、そうしたところに由来するのであろう。だからといって、米朝関係を軽視してよい、ということにはならない。米朝関係は比重が小さく、アメリカと朝鮮のあいだだけでは完結しえないものだったからこそ、逆に朝鮮の対外関係全体をうかがう糸口にもなりうるからである。

アメリカではさすがに、米朝関係の研究は少なくない。個別の論題に偏しない包括的なものを拾い上げるだけでも、以下のとおりである。Tyler Dennett, *Americans in Eastern Asia, a Critical Study of the Policy of the United States with reference to China, Japan and Korea in the 19th Century*, New York, 1922, pp. 457-488. Robert T. Pollard, "American Relations with Korea," *Chinese Social and Political Science Review*, Vol. 16, No. 3, 1932. George M. McCune and John A. Harrison, eds., *Korean-American Relations: Documents pertaining to the Far Eastern Diplomacy of the United States, Volume I, the Initial Period, 1883-1886*, Berkeley, etc., 1951. Spencer J. Palmer, eds., *Korean-American Relations: Documents pertaining to the Far Eastern Diplomacy of the United States, Volume II, the Period of Growing Influence, 1887-1895*, Berkeley, etc., 1963. Yur-Bok, Lee, *Diplomatic Relations between the United States and Korea, 1866-1887*, New York, 1970. Yur-Bok, Lee, "Korean-American Diplomatic Relations, 1882-1905," Yur-Bok, Lee and Wayne Patterson, eds., *One Hundred Years of Korean-American Relations, 1882-1982*, University, Alabama, 1986, pp. 12-45, 127-141. Fred Harvey Harrington, "An American View of Korean-American Relations, 1882-1905," Lee and Patterson, eds., *op. cit.*, pp. 46-67, 142-155. Yur-Bok, Lee,

“A Korean View of Korean-American Relations, 1882-1910,” Yur-Bok, Lee and Wayne Patterson, eds., *Korean-American Relations, 1866-1997*, Albany, 1999, pp. 11-34, 155-167. Fred Harvey Harrington, “An American View of Korean-American Relations, 1866-1905,” Lee and Patterson, eds., *op. cit.*, pp. 35-51, 167-179.

古典的著述から資料集、近年の論文にいたるまで、主要な研究すべてに共通するのは、朝鮮・アメリカ二国間の関係に視角をかぎっている、という点である。もちろん清朝の存在に、まったくふれないわけではない。けれどもそれは、自明の前提というのでなければ、背景的な要因として言及があるにすぎず、清韓関係と米朝関係たがいが、もう一方を左右した、という史実認識に乏しいのである。したがって前者を対象にする立ち入った考察はもとより、後者の内実を前者とのかかわりからみなおすという方法を欠いてきた。本稿があらためて、この題材をとりあげるのは、そうした関心による。

- (3) 以上の朴定陽の足どりは、前掲拙稿、58頁を参照。
- (4) 張蔭桓『三洲日記』巻5、光緒13年11月24日の條、頁22～23。
- (5) 同上、光緒13年11月26日の條、頁23～24。
- (6) United States, Department of State, General Records of Department of State[hereafter cited as USDS], Notes from the Chinese Legation in the United States to the Department of State, 1868-1906, Vol. 2, Chang Yen Hoon to Bayard, Jan. 9, 1888.
- (7) 『舊韓國外交文書』第8巻(清案1), 「北洋大臣이聲明한三個條件不遵에對하여據實回答할것에關한照會」光緒14年6月初9日, 471～472頁。
- (8) いわゆる「三端」の文面は、前掲拙稿、58頁を参照。
- (9) 『李文忠公全集』電稿巻9, 「寄華盛頓張使」光緒13年9月26日巳刻, 頁9。
- (10) 前掲拙稿, 58頁。
- (11) USDS, Notes from the Korean Legation in the United States to the Department of State, 1883-1906, Pak Chung Yang to Bayard, Jan. 10, 1888.
- (12) *New York Herald*, Jan. 11, 1888, “To be Officially Recognized.” “Horace Newton Allen’s Diary,” Jan. 13, Fri., 1888, H. N. 알렌著・金源模訳『舊韓末 激動期 秘史 알렌의日記』檀國大學校出版部, 1991年, 所収, 533頁。
- (13) USDS, Notes to Foreign Legations in the United States from the Department of State, Korea, Persia and Siam, 1888-1906, Bayard to Pak Chung Yang, Jan. 10, 1888.
- (14) USDS, Notes to Foreign Legations in the United States from the Department of State, China, 1868-1906, Bayard to Chang Yen Hoon, Jan. 10, 1888.
- (15) 張蔭桓『三洲日記』巻5, 光緒13年11月28日の條, 頁24～25。
- (16) 同上, 光緒13年11月25日の條, 頁23。
- (17) *Washington Post*, Jan. 10, 1888, “The Corean Embassy.”
- (18) *New York Times*, Dec. 31, 1888, “The Corean Embassy.”
- (19) 『舊韓國外交文書』第8巻(清案1), 「抄單」「摘録徐參贊等初次與朝鮮使官問答」光緒13年11月28日, 468頁, 朴定陽「與清國公館參贊官徐壽朋・彭光譽・隨員李春官筆談」丁亥11月28日, 『朴定陽全集』韓國學文獻研究所編, 亞細亞文化社, 1984年, 第4冊, 182, 395頁。
- (20) 張蔭桓『三洲日記』巻5, 光緒13年12月18日の條, 頁34～35。
- (21) *New York Herald*, Feb. 24, 1888, “The Chinese Minister.”
- (22) 前掲拙稿, 67頁。たしかに後註(30)にもみえるように, 「三端」とりわけその第1条は新聞に報道されている。もっともこの時点の新聞記事は, むしろジャーナリズムが自発的に掲載したもので, それを清朝側の工作というのは, 事実としては信じがたく, 朝鮮側の主観的解釈だろう。
- (23) 朴定陽『美行日記』戊子正月14日の條, 頁13, 『朴定陽全集』第6冊, 354頁。
- (24) *New York Herald*, Feb. 25, 1888, “Corea’s Pluck.”

- (25) 前掲拙稿で跡づけたような、とりわけ朝鮮政府と清朝との交渉からみたかぎりの事実経過ではそうである。ただしアレンが「アメリカへ向かう途中、中国にいるとき」というのは、すなわち「わざわざ閔泳翊を訪ねて」香港に滞在していた時（前掲拙稿、95頁註(115)）なので、いわゆる「しかるべき伝手」とは閔泳翊であり、国王の「返事」というのも、閔泳翊を介したもので、あるいはその意向を交えていた可能性も否定できない。
- (26) *New York Herald*, Feb. 25, 1888, “China and Corea.”
- (27) 張蔭桓『三洲日記』巻5、光緒14年正月15日の條、頁五一。
- (28) 朴定陽「與閔判書」〔戊子〕正月30日、『朴定陽全集』第4冊、553頁。
- (29) 前掲拙稿を参照。
- (30) *New York Herald*, Jan. 12, 1888, “Corean Diplomacy.”
- (31) *New York Times*, Jan. 13, 1888.
- (32) United States Congress, *Congressional Record*, 50th Cong., 1st sess., Vol. 19, pt. 1, Jan. 9, 1888, p. 289.
- (33) 前註の「決議案」提出については、ミッチェル自身が『ニューヨーク・ヘラルド』紙のインタビューに答えた記事があって、かれが「提出をもとめた」外交文書のなかには、「清朝の悪行を明るみに出す問題に関する記録があるはずだから、ぜひみてみたい」という (*New York Herald*, Jan. 11, 1888, “Corea’s Aspirations.”)。周知のとおり、オレゴン州選出のミッチェルは中国人移民反対、反清派の急先鋒であり (Robert R. Swartout, Jr., ed., *An American Advisor in Late Yi Korea: The Letters of Owen Nickerson Denny*, University, Alabama, 1984, p. 173, n. 55), この請求によって、清朝に不利な状況を作り出そうとしていた (cf. Tyler Dennett, “Early American Policy in Korea, 1883-7: The Services of Lieutenant George C. Foulk,” *Political Science Quarterly*, Vol. 38, No. 1, 1923, p. 98, n. 2)。それはとりもなおさず、アメリカ本国にはそうした情報が、十分つたわっていないことを意味する。ミッチェル自身は同じ州出身の朝鮮政府顧問デニーから、情報を得ていたのである (USDS, *Diplomatic Despatches*[hereafter DD], Korea, 1883-1905, Vol. 5, Dinsmore to Bayard, No. 97, Confidential, Feb. 7, 1888.)。
- この新聞記事は朝鮮側の行動にも、影響を与えていたように思われる。朴定陽はベイヤードと会見した次の日、「折しも議会の会期中で、議論がこじれては、信任状の捧呈に大きな支障をきたし……わが朝鮮全体が侮りをうけることになります。どうして深く恐れないうけにいきましょうや」と上申して（前掲拙稿、67頁）、いわゆる「議会」「議論」とはおそらく、上述のミッチェルの「決議案」を指す。時を同じくする朴じしんの行動しだいで、「決議案」の扱いにも影響が及び、アメリカ政府が清韓関係をどうみるか、そのイメージが定まってしまう可能性が高い、極端に言い換えれば、朝鮮が清朝に併合されても当然のような国だ、とアメリカがみなしてしまうのを恐れたものであろう。
- (34) 張蔭桓『三洲日記』巻5、光緒13年11月初2日の條、頁15、11月27日の條、頁24。
- (35) 同上、光緒13年11月28日の條、頁24。
- (36) 前掲拙稿、74頁。
- (37) 張蔭桓『三洲日記』巻5、光緒13年11月29日の條、頁25。
- (38) 『光緒朝硃批奏摺』中國第一歷史檔案館編、中華書局、第112輯、1996年12月、張蔭桓の片奏、光緒14年正月、281頁。
- (39) 同註(7)。
- (40) 前掲拙稿、59、67～68頁。
- (41) “Horace Newton Allen’s Diary,” Jan. 13, Fri., 1888, 533頁。
- (42) Fred Harvey Harrington, *God, Mammon and the Japanese: Dr. Horace N. Allen and Korean-American Relations, 1884-1905*, Madison, 1944, p. 236.
- (43) 「再答清使照會」『兪吉濬全書』兪吉濬全書編纂委員會編、一潮閣、1971年、第4巻、332～333頁。

- (44) Horace N. Allen, *Things Korean: A Collection of Sketches and Anecdotes Missionary and Diplomatic*, New York, etc., 1908, p. 164.
- (45) 張蔭桓じしんこれをうけとった時点で、このように「適切」だと感じたかどうか、一考の余地がある。事後に辻褃を合わせるため、つけくわえた評価とも疑える。朴定陽もそうした点を指摘している（朴定陽「上左相金公」〔戊子〕11月23日、『朴定陽全集』第4冊，477～481頁）。
- (46) Papers of Thomas F. Bayard, Library of Congress, General Correspondence, 1796-1899, Vol. 119, *Memorandum* written by Bayard after a conversation with the Chinese Minister, Jan. 12, 1888.
- (47) この訓令は、後註(87)の引用文をみよ。
- (48) ベイヤードはのちに、駐華公使デンビあての私信で、「三端」第1条を張蔭桓が「立ち会う権利 (his right to be present)」と表現し、この訪問でその「権利」を「放棄 (waiving)」した、と記して (Papers of Thomas F. Bayard, Letterbook, Series I, Vol. 7, Bayard to Denby, Personal, April 21, 1888, pp. 348, 350), 自分ではなく、かれのほうから行動を起こした、という意味をにじませている。こうした文面もその傍証となろう。したがって、清朝の「三端」を「朴定陽とアメリカ國務省は無視することにした」という解釈・表現 (Robert R. Swartout, Jr., *Mandarins, Gunboats, and Power Politics: Owen Nickerson Denny and the International Rivalries in Korea*, Honolulu, 1980, pp. 94-95) は、その意図と経緯からして正しいとはいえない。
- (49) 前掲拙稿, 56～57頁。
- (50) Cf. USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 53, Sep. 30, 1887.
- (51) 『舊韓国外交文書』第10巻 (美案1), 高麗大學校亞細亞問題研究所編, 1967年, 「駐美全權大臣朴定陽新任斗件」丁亥7月29日, 316頁。
- (52) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Yuan Su Kwai, No. 28, Sep. 27, 1887, encl. No. 3 in Dinsmore to Bayard, No. 53, Sep. 30, 1887.
- (53) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Yuan Su Kwai to Dinsmore, No. 22, Sep. 30, 1887, encl. No. 4 in Dinsmore to Bayard, No. 53, Sep. 30, 1887. なおこの文書の漢文テキストは、『清季中日韓關係史料』中央研究院近代史研究所編, 1972年 (以下『中日韓』と略す), 第4巻, 光緒13年8月16日受理李鴻章の咨文に引用する袁世凱の電報に引用, 2353～2354頁。ただしこの漢文テキストでは、袁世凱が後註(56)の引用文で説明したのと同じく、「由政府特允其與貴國首立條約時, 已另有照會聲明朝鮮爲中國屬邦, 其分內應行各節, 與他國毫無干涉」と記してある。しかしこのばあい、交渉の使用言語は英語であったし、また後註(71)にディンスモアが言及する、「照會」の文言を含んだ条約テキストが出回っている、との情報が虚偽でないとするなら、この「另有照會」という四字は、袁世凱が本国にこの英文文書を本国に漢訳送付するにあたって、挿入したものだと考えるのが適当である。いずれにしても、「照會」を条約以上に重視する清朝側の姿勢は、こうしたテキストの異同にも、かいまみえるわけである。
- (54) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 53, Sep. 30, 1887.
- (55) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Yuan Sü Kwai, No. 35, Oct. 1, 1887, encl. No. 5 in Dinsmore to Bayard, No. 53, Sep. 30, 1887.
- (56) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Yuan Su Kwai to Dinsmore, No. 23, Oct. 3, 1887, encl. in Dinsmore to Bayard, No. 60, Oct. 4, 1887. この文書の漢文テキストは、『中日韓』第4巻, 光緒13年8月20日受理李鴻章の咨文に引用する袁世凱の電報に引用, 2363頁。
- (57) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Yuan Sü Kwai, No. 37, Oct. 7, 1887, encl. No. 1 in Dinsmore to Bayard, No. 63, Oct. 15, 1887. この文書の漢文テキストは、『中日韓』第4巻, 光緒13年8月27日受理李鴻章の咨文に引用する袁世凱の電報に引用, 2370頁。「誤認」という訳語は、これにしたがった。
- (58) 『李文忠公全集』電稿卷8, 「寄譯署」光緒13年8月21日亥刻, 頁39～40。
- (59) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Yuan Sü Kwai to Dinsmore, No. 24, Oct. 10, 1887, encl. No. 2 in Dinsmore to

- Bayard, No. 63, Oct. 15, 1887. この文書の漢文テキストは、『中日韓』第4巻、光緒13年8月27日受理李鴻章の咨文に引用する袁世凱の電報に引用、2371頁。
- (60) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Yuan Sü Kwai, No. 38, Oct. 12, 1887, encl. No. 3 in Dinsmore to Bayard, No. 63, Oct. 15, 1887.
- (61) 前掲拙稿、86～87頁。とりわけ前註(53)の引用文にみえる「照會」の引きかたが、一貫してまったく同じなのは、注目すべきである。以上の論争をつとにとりあげたものに、Charles C. Tansill, *The Foreign Policy of Thomas F. Bayard, 1885-1897*, New York, 1940, pp. 443-444があるが、とりわけ清朝側の挙動に対するその解釈には、従うことはできない。
- (62) このとき「照會」の存在・内容を、聞いたことも見たこともない、というデインスマアの言には、にわかに信を置きがたい。これを真に受けた研究もある (e.g. *ibid.*) けれども、本当にそうだったとしたら、職務怠慢の譏りはまぬかれないだろう。「照會」に関する示唆は、すでにフォーク退去問題のさい、袁世凱からも金允植からも受けている (後註(182)所掲史料、(187)の引用文を参照) からである。ことさら「公式に」といっているところから判断して、後述する、「照會」を「重視しない」というシューフェルト以来の姿勢を、むしろ鮮明にする意味での発言だと解するのが適当であろう。
- (63) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 53, Sep. 30, 1887.
- (64) USDS, Diplomatic Instructions[hereafter DI], Korea, 1883-1905, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 38, Oct. 7, 1887.
- (65) USDS, DI, China, 1843-1906, Vol. 4, Bayard to Denby, tel., Oct. 6, 1887.
- (66) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 38, Oct. 7, 1887.
- (67) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 60, Oct. 4, 1887.
- (68) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, tel., Oct. 9, 1887.
- (69) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Yuan Su Kwai to Dinsmore, Oct. 14, 1887, encl. No. 4 in Dinsmore to Bayard, No. 63, Oct. 15, 1887.
- (70) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 53, Sep. 30, 1887.
- (71) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 63, Oct. 15, 1887.
- (72) 前掲拙稿、57～58頁。
- (73) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Yuan Sü Kwai to the Korean Foreign Office, Oct. 21, 1887, encl. No. 3 in Dinsmore to Bayard, No. 71, Confidential, Nov. 11, 1887. Dinsmore to Bayard, No. 73, Confidential, Nov. 17, 1887.
- (74) 同註(66)。
- (75) 『中美關係史料 光緒朝二』中央研究院近代史研究所、1988年、「總署收美使田貝照會」光緒13年8月21日、1248頁。
- (76) 同上、「總署致美使田貝照會」光緒13年9月初10日、1249頁。
- (77) USDS, DD, China, 1843-1906, Vol. 81, Denby to Bayard, tel. Oct. 26, 1887.
- (78) USDS, DI, China, Vol. 4, Bayard to Denby, Nov. 4, 1887, No. 247.
- (79) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 39, Oct. 10, 1887. この評言は後註(181)から接続してきたものである。
- (80) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 48, Nov. 12, 1887.
- (81) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 49, Nov. 14, 1887.
- (82) USDS, DD, China, Vol. 81, Denby to Bayard, No. 482, Oct. 13, 1887.
- (83) これは厳密に言えば、デンビが北京に駐在したところから、総理衙門の意向に対応したものであろう。ソウル-天津の袁世凱-李鴻章ラインは、明白に阻止する意思をもっていた (前掲拙稿、57, 63頁) から、これと直面するデインスマアの観察とは異なったのだ、とも解釈できる。そうした清朝政府内部の立場の相違については、ここでは立ち入らない。あらためて別稿にて考察する予定

である。

- (84) USDS, DD, China, Vol. 82, Denby to Bayard, No. 521, Dec. 9, 1887. いわゆる朝鮮国王の上奏は、『清光緒朝中日交渉史料』巻10,「朝鮮國王奏請准派使泰西各國摺」(光緒13年8月22日禮部受理),頁37。これを書いた朝鮮国王の思惑は,もちろんデンビの観測どおりではなかった。前掲拙稿,87頁を参照。
- (85) もちろんこの「完全独立」の「煽動」という具体的行為は,直接には,朴定陽の公使派遣を勧めたことをさす。デンビはさきに,「朝鮮の在外公使派遣をイギリス系中国新聞は,総じて非難しており,そこには「完全な独立を得るため (for the purpose of securing the absolute independence),アメリカ・ロシアの公使が提案した」とある,と報告している (USDS, DD, China, Vol. 81, Denby to Bayard, No. 485, Oct. 19, 1887) からである。
- (86) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 73, Confidential, Nov. 17, 1887.
- (87) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 63, Jan. 26, 1888.
- (88) USDS, DI, China, Vol. 4, Bayard to Denby, No. 281, Jan. 26[sic], 1888.
- (89) USDS, DI, China, Vol. 4, Bayard to Denby, No. 285, Feb. 9, 1888. ここに引用するシューフェルトの発言は,後註(111)を参照。
- (90) Papers of Thomas F. Bayard, Letterbook, Series I, Vol. 7, Bayard to Denby, Personal, April 21, 1888, pp. 348, 350. ベイヤードはまたアレンとの会談でも,借款問題に関連して,清朝の「干渉」,朝鮮の「従属」は歓迎しない,と表明している (Papers of Thomas F. Bayard, General Correspondence, 1796-1899, Vol. 120, *Memorandum* written by Bayard after a conversation with Dr. Allen, Feb. 1, 1888)。
- (91) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 64, Feb. 9, 1888.
- (92) USDS, DD, Korea, Vol. 5, Dinsmore to Bayard, No. 97, Mar. 31, 1888.
- (93) デンビがイギリス系新聞の論調に影響を受けていたというのは,おそらく事実として正鵠を射ている。前註(85)を参照。
- (94) Denny to Mitchell, May 13, 1888, cited in Swartout, ed., *op. cit.*, pp. 49-50.
- (95) 拙稿『『清韓論』とその周辺』近刊予定を参照。
- (96) Papers of Thomas F. Bayard, Letterbook, Series I, Vol. 8, Bayard to Mitchell, June 22, 1888, pp. 114-116.
- (97) USDS, DD, China, Vol. 82, Denby to Bayard, No. 542, Jan. 10, 1888.
- (98) これをデニーにいわせれば,「朝鮮公使がアメリカ政府にしかるべく受け入れられたのだから,朝鮮では清朝に好きなようにやらせた (let China have her own way in Corea) ほうが,清朝の政策に反対してその不興を買うよりも,よほどましではないか」という解釈になる (同註(94))。
- (99) USDS, DD, Korea, Vol. 5, Dinsmore to Bayard, No. 91, Confidential, Feb. 7, 1888.
- (100) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 67, Mar. 21, 1888.
- (101) ディンスモアの打診がベイヤードの手許にとどいたのは3月17日。いっぽう前註(97)のデンビの上申はその二週間前,3月3日についているから,これをベイヤードが判断の材料にふくめたことは,日付から見ても,まちがいないといえよう。清朝の「宗主権」主張の客観的な意味,また当時デニーが占めていた朝鮮顧問の地位およびその活動については,前掲拙稿を参照。
- (102) その含意については,後註(186)を参照。
- (103) 同註(31)。
- (104) 拙稿「馬建忠の朝鮮紀行——一八八二年,清朝・朝鮮・日本関係の転換——」『史林』第82巻第6号,1999年。
- (105) シューフェルト条約交渉をとりあげる主な専著,専論は以下のとおりである。Charles O. Paullin, *Diplomatic Negotiations of American Naval Officers, 1778-1883*, Baltimore, 1912, pp. 312-323. 奥平武彦『朝鮮開国交渉始末』刀江書院,1935年,93~144頁。Lee, *Diplomatic Relations*, pp.

- 39-42, 44-48. Martina Deuchler, *Confucian Gentleman and Barbarian Envoys: The Opening of Korea, 1875-1885*, Seattle, etc., 1977, pp. 118-122. Kim, Key-Hiuk, *The Last Phase of the East Asian World Order, Korea, Japan, and the Chinese Empire, 1860-1882*, Berkeley, etc., 1980, pp. 311-315, 347. Frederick C. Drake, *The Empire from the Seas: a Biography of Rear Admiral Robert Wilson Shufeldt, USN*, Honolulu, 1984, pp. 284-298. 宋炳基『近代韓中關係史研究』檀大出版部, 1985年, 223~234, 251~274頁, 金源模「朝美條約締結研究」『東洋學』第22輯, 1992年, 52~59, 67~73頁。もっともすべてがアメリカと「照會」との関わりを論じているわけではなく、何らかの論評に及ぶのは、奥平, Lee, 金源模のみである。あえて「謬説」というのも、これらの、とりわけ「照會」に対するアメリカの姿勢を論じた部分をさす。
- (106) USDS, DD, China, Vol. 59, Memorandum of an Interview between His Ex. Li Hung Chang & myself, on the subject of the Corean Treaty and other matters, Tientsin, China, Thursday, April 6, 1882, encl. B in Shufeldt to Frelinghuysen, No. 5, Apr. 10, 1882.
- (107) USDS, DD, China, Vol. 59, Shufeldt to Frelinghuysen, Apr. 28, No. 7, 1882. 以上の経過を李鴻章は、「もし〈中國の屬邦〉というのが条約に記載できないのならば、調印後に、朝鮮が別途、アメリカ国務省に、〈朝鮮は久しく中國の藩屬爲り、内政・外交は向來、其の自主に歸す〉という照會を送ってはどうか、と提案した。……シューフェルト提督は、それならよいでしょう、とこたえ、今や本国からの回答を待つだけになっております」(『李文忠公全集』譯署函稿卷13, 「論美使籌議朝約」光緒8年3月初3日, 頁32)と述べている。
- (108) USDS, DD, China, Vol. 59, Shufeldt to Frelinghuysen, Apr. 28, No. 7, 1882.
- (109) たとえば、『中日韓』第2巻, 馬建忠・李應浚の筆談, 光緒8年3月21日, 632~633頁。
- (110) 清朝・朝鮮側の記録によると、馬建忠は以下のように明言している。「シューフェルトがいうには、貴国王がアメリカ大統領に、朝鮮は中國の屬邦だが、条約の締結については、もともと自主してもよいものだ、との文面の照會を書くのがよい、とのことです」、「アメリカ全権の考えは、中堂が提案された第一条の趣旨は、条約には明記せず、別に声明する、……というものです」(『中日韓』第2巻, 馬建忠・金弘集の筆談, 光緒8年3月27日, 644~646頁, 『舊韓國外交文書』第10巻(美案1), 「清使馬建忠斗全權大官申櫛斗清船問答」壬午3月27日, 1~2頁。
- (111) USDS, DD, China, Vol. 60, Shufeldt to Frelinghuysen, no number, May 29, 1882.
- (112) 前掲拙稿, 108頁。
- (113) USDS, DD, China, Vol. 60, Shufeldt to Holcombe, No. 21, May 6, encl. in Holcombe to Frelinghuysen, No. 105, May 16, 1882.
- (114) 前掲拙稿, 108頁。
- (115) 「照會」手交の日付は、馬建忠『適可齋記行』巻4, 「東行初録」光緒8年4月初6日の條, 頁14による。シューフェルト自身は「調印後二日後」といっており(USDS, DD, China, Vol. 61, Shufeldt to Frelinghuysen, Aug. 23, 1882), 食い違っている。奥平前掲書, 136, 138~139頁, Kim, *op. cit.*, p. 315. 金源模前掲論文, 42頁は、馬建忠の記述に信を置かず、5月24日に手交された、という。けれども、朝鮮奉使のもっとも重大な懸案の解決をみたこの日付を、馬建忠が誤ることなどありえるだろうか。むしろシューフェルトのほうが「照會」を、信任状に対する国王の返書(USDS, DD, China, Vol. 60, Copy of second letter of the King of Chosen as an answer to a letter from President of the U. S., encl. No. 2 in Shufeldt to Frelinghuysen, no number, May 29, 1882. 『舊韓國外交文書』第10巻(美案1), 「美國書에對한回書草案」10頁はその草稿で、若干の出入がある), もしくは信任状捧呈の通知に対する特命總理機務衙門大臣金炳國の返書(『舊韓國外交文書』第10巻(美案1), 「國書進呈照會에對한答書」光緒8年4月初5日, 9~10頁。その英文テキストは Papers of Robert Wilson Shufeldt, Library of Congress, Korean Correspondence, May-Dec., 1882, Commissioner Chin to Shufeldt, May 21, 1882)と取り違えて、報告に及んだものと思われる。いずれも5月23日に馬建忠からシューフェルトへ手交されており(前掲「東行初録」光緒8年4月初

7日の條、頁15～16)、シューフェルト自身は、5月24日朝に仁川を離れて上海に向かった(Paullin, *op. cit.*, p. 325)からである。そう解したほうが、後述するような、「照會」を重視しないかれの姿勢とも、合致するであろう。

- (116) USDS, DD, China, Vol. 61, Shufeldt to Frelinghuysen, Aug. 23, 1882.
- (117) 馬建忠の記録では、シューフェルトが「曩に烟台に在て中堂の書に答へし時、曾て朝鮮をして法を設けて聲明せしむるを許せり……」といった、とある(前掲「東行初録」頁12)のみで、くわしいいきさつにはふれようとしない。
- (118) Lee, *op. cit.*, pp. 40, 49, n. 16. Drake, *op. cit.*, p. 295.
- (119) USDS, DI, China, Vol. 3, Frelinghuysen to Young, No. 1, Mar. 22, 1882.
- (120) USDS, DD, China, Vol. 59, Young to Frelinghuysen, “Memoranda upon the proposed treaty with Corea, and Commodore Shufeldt’s mission to China,” May 1, 1882. 引用文中にいう「ホルコム氏の機密文書」とは、USDS, DD, China, Vol. 59, Holcombe to Frelinghuysen, No. 60, Confidential, Feb. 4, 1882.
- (121) Dennett, *Americans in Eastern Asia*, p. 464.
- (122) USDS, DI, China, Vol. 3, Frelinghuysen to Young, No. 30, Aug. 4, 1882.
- (123) したがって国務省の当時の姿勢を、「かく明確に朝鮮に対する清国の宗主権を認めざることを闡明した」とみて、「終極に於て効力の発生をみたる一八八三年の英獨の朝鮮条約及び露仏伊墮等諸国の条約も、中国の属邦関係を如何なる形式にても条件となすなきは勿論、中国官憲の関与するところなく完全なる独立国相互の間に於ける締結であつて、換言して云へば、江華条約第一款の原則を貫いて確立したのであつた」(奥平前掲書、168～169頁)とすることはできない。そしてアメリカが「照會」や清朝の「主張を無視した」、「照會」を客観的に「役に立たなかつた(worthless)」とみる(Dennett, *op. cit.*, p. 460. Lee, *op. cit.*, pp. 44, 46, 49, n. 23)のも、同様に誤っている。この時点では、「照會」をアメリカ当局者は「みな、属国たることを宣言したもの(an announcement of vassalage)」というよりむしろ「自主たることを主張したもの(“an assertion of independence”）」とみなした」と表現する(*ibid.*, p. 56)ほうが正しい。
- (124) USDS, DD, China, Vol. 61, Young to Frelinghuysen, No. 27, Oct. 2, 1882. “wholly independent”という表現は、前註(122)の引用文にも使われているが、これはもともと1871年当時、総理衙門がアメリカ公使ロウに説明した、「朝鮮雖係屬國、一切政教・禁令、皆由該國主持、中國向不過問」という文言(『中美關係史料 同治朝下』中央研究院近代史研究所、1968年、「總署致鍤斐迪函」同治十年二月初八日、752頁)の翻訳(USDS, DD, China, Vol. 30, Foreign Office to Low, Mar. 28, 1871, Encl. in Low to Fish, No. 61, Apr. 3, 1871)による。
 「馬建忠が大院君拉致後にソウルで出した布告」とは、USDS, DD, China, Vol. 61, Proclamation by Ma Kien-Tsung, Encl. No. 2 in Young to Frelinghuysen, No. 27, Oct. 2, 1882にその英訳を取める。漢文テキストは、『日本外交文書』15巻、「八月二十六日揭示清軍諭知」、井上外務卿あて花房辦理公使の電報、1882年9月2日の「附記二」、245頁をみよ。「北京で下った上諭」はUSDS, DD, China, Vol. 61, Imperial Decree, Sep. 25, 1882, Encl. No. 3 in Young to Frelinghuysen, No. 27, Oct. 2, 1882に英訳を取める。漢文テキストは、馬建忠『適可齋記行』巻6、「東行三録」頁32、『日本外交文書』15巻、「光緒八年八月十二日(我九月二十三日)清帝上諭」、井上外務卿あて花房辦理公使の電報、1882年9月2日の「附記四」、247頁。
- (125) USDS, DD, China, Vol. 62, Young to Frelinghuysen, No. 50, Oct. 31, 1882.
- (126) USDS, DD, China, Vol. 63, Young to Frelinghuysen, No. 112, Jan. 28, 1883. 引用の発言は、1883年1月27日の日本公使榎本武揚との会談で出たものである。榎本の主張は「朝鮮国王に照會を撤回させよ」というにあり、それに対するヤングの回答がこれであった。多分に日本を宥める文脈ではあるものの、この時点の「照會」に対する基本的なヤングの考え方は、これを大きく出るものではないだろう。

- (127) USDS, DI, China, Vol. 3, Davis to Young, No. 81, Jan. 22, 1883.
- (128) USDS, DD, China, Vol. 64, Young to Frelinghuysen, No. 166, Mar. 21, 1883. ここにいう「日本公使」云々は、前註(126)に言及した、榎本との会談をさす。
- (129) 「朝美修好通商條約에 대한美側批准書(英文原本)」1883年3月14日, 서울大學校奎章閣所藏。漢文テキストは「朝美修好通商條約에 대한美則批准書(漢文写本)」1883年3月14日, 서울大學校奎章閣所藏, および『舊韓國外交文書』第10卷(美案1), 「朝鮮自主國書에 대한美國答書」1883年3月14日, 18~19頁。
- (130) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Frelinghuysen to Foote, No. 3, Mar. 17, 1883.
- (131) USDS, DI, China, Vol. 3, Frelinghuysen to Young, No. 130, June 9, 1883.
- (132) 同註(130)。引用した「照會」の英文テキストは、シューフェルトが送付した翻訳によっており(“way”を“wise”に作るけれども、意味は変わらない)、ヤングが引く前註(128)のホルコム翻訳のテキストとは、文言が異なる。
- したがって「照會」に対するアメリカ側の態度として、前註(123)に論及したのにくわえ、「条約締結に際しこれに何等の政治的条件を附せしめず、如何なる取扱ひをも為し得るやう整へたことは、シューフェルトの周到なる用意の致すところで、これを送達を受けた米国政府は条約と切離して同時に公表することなくこれに答へることなく葬り去つた」、「この条約に附随して朝鮮国王より中国の属邦たることを陳べる一つの書翰が米国大統領に通達されんことの提案を承諾したが、しかしシューフェルトはその書翰に何等の政治的条件を附せしめるを認めなかつた。それによつて、この書翰には返翰は与へられず、条約と何等の関聯なく取扱はれることを得、曾て公文書に発表されることなく葬り去られた」(奥平前掲書, 140~141, 166~167頁)という解釈も、「アメリカは、李鴻章と米朝修好条規の草案を交渉し、一八八二年の条約においては大統領が朝鮮国王に特に書簡を送り、朝鮮が清国と宗主-藩属関係を結んでおり、これは条約関係よりも歴史的に上位に位置するのであるから新条約と抵触することはない、という見解を示した」(濱下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店, 1997年, 165頁)という解釈も、明らかに史実に即していない。
- (133) USDS, DD, Korea, Vol. 1, Foote to Frelinghuysen, No. 4, May 1, 1883. USDS, DD, Japan, 1855-1906, Vol. 48, Bingham to Frelinghuysen, No. 1680, May 11, 1883.
- (134) USDS, DD, China, Vol. 65, Young to Frelinghuysen, No. 230, Confidential, Aug. 8, 1883. こうした議論を、たとえば1876年の森有礼との論争(『李文忠公全集』譯署函稿卷4, 「日本使臣森有礼禮署使鄭永寧來署晤談節略」光緒元年12月28日, 頁35)と比較すると興味深い。7年を隔てて、日本側とアメリカ側の論点がほぼ共通するのに対し、李鴻章の側に微妙な変化が見られるからである。その日本敵視の言辞は別にして、注目すべきは、前註(128)での言及と同様に、「朝鮮の王」と自称したところであろう。それが「朝鮮問題にはほぼ保護国に対するのとひとしい関心をもつ」という意味でありながら、なお朝鮮の「自主」を主張しており、馬建忠以来の「自主」を有名無実化する方針が、こうした文言にあらわれているといつてよい。ヤングにとっては、ここが理解をこえるところだった。
- (135) フートの活動については、Lee, *op. cit.*, pp. 53-80を参照。
- (136) Dennett, “Early American Policy in Korea,” p. 99. Tansill, *op. cit.*, pp. 423, 425.
- (137) 『李鴻章全集(一)電稿一』顧廷龍・葉亞廉主編, 上海人民出版社, 1985年, 「寄華盛頓鄭使」光緒11年9月初7日巳刻, 560頁。
- (138) Great Britain, Foreign Office, General Correspondence, China, (1815-1905), FO17/926, Memorandum of Interview with the Grand Secretary Li, Encl. in Parkes to Granville, No. 43, Dec. 7, 1883. 広瀬靖子「日清戦争前のイギリス極東政策の一考察——朝鮮問題を中心として——」『国際政治』第51号, 1974年, 152頁。
- (139) 巨文島事件以後のイギリスのこうした態度は、もはや定説であろう。ただしいわゆる「宗主権」の承認が、具体的にいかなる内容なのかは、必ずしも明らかではない。そうした問題も含め、巨文島

- 事件をめぐる英清交渉は、別に論ずる予定である。
- (140) デニー・袁世凱の起用とそのねらいについては、前掲拙稿『『清韓論』』を参照。ここで見のがせないのは、ほかならぬアメリカ側がそう認識していたことである。当時のベイヤード自身の観測として、「李総督はデニー氏の任命を勧めている、という。もしこれが実現したら、総督の朝鮮政策にアメリカが支持を与えたにほほひとしい。朝鮮を北京公使の管轄に帰す、というかれの提案を我々が呑んだら、それはいっそう甚だしくなろう」（USDS, DI, China, Vol. 4, Bayard to Denby, No. 19, Confidential, Dec. 9, 1885）とある。のちにフォークが観測するところでは、「これは袁世凱が〈駐在官〉と自称したのと符節を合した動きだ」という（USDS, DD, Korea, Vol. 3, Foulk to Bayard, No. 297, Confidential, Apr. 23, 1886）。袁世凱が称した「駐在官」については、後註(155)を参照。
- (141) USDS, DD, China, Vol. 76, Denby to Bayard, No. 12, Oct. 12, 1885.
- (142) デンビと旧知の間柄だった張蔭桓（張蔭桓『三洲日記』巻1, 光緒12年4月初3日, 23日の條, 頁26, 32）ものちに、かれが望んでいた、とはっきりいっている（同上, 巻3, 光緒13年正月初6日の條, 頁4）。
- (143) Cf. Tansill, *op. cit.*, pp. 422-424.
- (144) Papers of Thomas F. Bayard, General Correspondence, 1780-1898, Adee to Bayard, Oct. 28, 1885.
- (145) USDS, DI, China, Vol. 4, Bayard to Denby, No. 15, Nov. 16, 1885.
- (146) USDS, DI, China, Vol. 4, Bayard to Denby, No. 19, Confidential, Dec. 9, 1885.
- (147) 同註(145)。
- (148) Tansill, *op. cit.*, pp. 425, 430, 432, 433.
- (149) フォークの事績、なかんづく著名なその朝鮮退去事件については、主なものだけでも以下のとおり、いくたりの研究がある。Dennett, “Early American Policy in Korea,” pp. 82-103. Tansill, *op. cit.*, pp. 436-442. Harrington, *op. cit.*, pp. 221-227. Lee, *op. cit.*, pp. 17, 102, 146ff. Robert R. Swartout, Jr., “United States Ministers to Korea, 1882-1905: The Loss of American Innocence,” *Transactions of the Korea Branch of the Royal Asiatic Society*, Vol. 57, 1982, pp. 31, 35. したがってとりわけアメリカ側からみた、その経過を逐一くりかえすには及ぶまい。清韓関係にかかわって、必要最小限の論点を補うにとどめる。
- (150) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Foulk, No. 63, Confidential, Aug. 19, 1885.
- (151) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Foulk, No. 59, Aug. 18, 1885
- (152) USDS, DD, Korea, Vol. 3, Foulk to Bayard, No. 257, Dec. 1, 1885.
- (153) USDS, DD, Korea, Vol. 2, Foulk to Bayard, No. 214, Aug. 16, 1885.
- (154) USDS, DD, Korea, Vol. 2, Foulk to Bayard, No. 240, Oct. 15, 1885. この袁世凱の発言の客観的意味づけについては、前掲拙稿, 第4節を参照。
- (155) USDS, DD, Korea, Vol. 3, Foulk to Bayard, No. 255, Confidential, Nov. 25, 1885. いわゆる「清使の補佐役」とは、いうまでもなく唐紹儀である。いわゆる「督辦からきた連絡」とは、『舊韓國外交文書』第10巻（美案1）, 「袁世凱來駐에關한件」乙酉10月12日, 192~193頁。
- (156) Foulk to Bayard, Feb. 20, 1886, cited in Dennett, “Early American Policy in Korea,” p. 97.
- (157) USDS, DD, Korea, Vol. 3, Foulk to Bayard, No. 297, Confidential, Apr. 23, 1886.
- (158) USDS, DD, Korea, Vol. 3, Foulk to Bayard, No. 9, Oct. 3, 1886. いわゆる「督辦」の「文書」は、『舊韓國外交文書』第10巻（美案1）, 「陸軍教師派送催促」丙戌9月5日, 245頁。
- (159) USDS, DD, Korea, Vol. 3, Foulk to Bayard, No. 10, Oct. 4, 1886.
- (160) USDS, DD, Korea, Vol. 3, Parker to Bayard, No. 7, June 13, 1886.
- (161) *E.g.* USDS, DD, China, Vol. 76, Smithers to Bayard, No. 37, July 22, 1885. Denby to Bayard, Nos. 8, 12, Oct. 5, 12, 1885. アメリカ側の対応については、Lee, *op. cit.*, pp. 107-109を参照。
- (162) 『中日韓』第4巻, 袁世凱「〔光緒十二年〕八月十一日以後情形及辦理各節」2147~2148, 2150頁。

- (163) 袁世凱「爲報告朝鮮近日情形事呈李鴻章密摺」光緒12年10月16日、「袁世凱駐節朝鮮期間函電選輯(下)」『歴史檔案』1992年第4期, 57頁。
- (164) 同上。いわゆる「前に曾て憲台を誹謗せり」とのくだりは、シューフェルト条約締結当時の「公開状 (open letter)」をさす。これについては、たとえば奥平前掲書, 109~112頁, 卷末を参照。
- (165) USDS, DD, Korea, Vol. 3, Foulk to Bayard, No. 23, Confidential, Nov. 23, 1886.
- (166) 袁世凱「爲報告朝鮮近日情形事呈李鴻章密摺」光緒12年12月初2日, 前掲「袁世凱駐節朝鮮期間函電選輯(下)」60~61頁。いわゆる「電論」とは、『李鴻章全集(一)電稿一』「寄漢城袁道」光緒12年11月初8日未刻, 750頁。またここにいうフォークが「曾て編輯して書を成し」云々の事情は、次註の「前に福久の其の政府に報ぜしの手を見たるに、韓の時事を言ふ。其の政府刊して藍書と爲す、新聞館之を見て輒ちに布して新聞と爲せり」と同じである。そのいきさつについては、Lee, *op. cit.*, p. 156を参照。
- (167) 袁世凱「爲報告朝鮮近日情形事呈李鴻章密摺」光緒13年正月17日, 前掲「袁世凱駐節朝鮮期間函電選輯(下)」63頁。
- (168) 袁世凱「爲報告朝鮮近日情形事呈李鴻章密摺」光緒13年3月初6日, 前掲「袁世凱駐節朝鮮期間函電選輯(下)」63頁。
- (169) 『中日韓』第4巻, 光緒13年5月26日受理李鴻章の總理衙門あて咨文に引用, 袁世凱の稟, 2307頁。
- (170) 『舊韓國外交文書』第10巻(美案1), 「朝鮮詆毀에따른福中尉出國措處의要求」丁亥4月初9日, 「福中尉에關한前函主意의闡明斗出國措處再要求」丁亥4月16日, 286, 292頁。「好ましからざる人物 (*persona-non-grata*)」という表現は、後註(178)参照。
- (171) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 21, June 17, 1887.
- (172) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 20, May 27, 1887.
- (173) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 29, June 20, 1887.
- (174) 袁世凱によれば、欧米公使派遣計画そのものがフォークの発案だった(『中日韓』第4巻, 光緒13年8月20日受理李鴻章の總理衙門あて咨文に引用, 袁世凱の稟, 2361~2362頁), という。ディンスモアも公使派遣の企図は、1887年の春より何度も朝鮮側から聞いていた、と述べており (USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 63, Oct. 15, 1887), その可能性は低くないだろう。
- (175) 『中日韓』第4巻, 光緒13年5月26日受理李鴻章の總理衙門あて咨文に引用, 袁世凱の稟, 2307~2308頁。
- (176) 『李文忠公全集』電稿卷8, 「寄華盛頓徐參贊」光緒13年閏4月12日申刻, 頁18。
- (177) USDS, Notes from the Chinese Legation in the United States to the Department of State, Vol. 2, Shu Cheou Pon to Bayard, June 8, 1887. 『李鴻章全集(一)電稿一』「駐美徐參贊來電」光緒13年閏4月16日午刻到, 「致華盛頓徐參贊」光緒13年閏4月17日巳刻, 819, 820頁。
- (178) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 21, June 17, 1887.
- (179) USDS, Notes to Foreign Legations in the United States from the Department of State, China, Bayard to Shu Cheou Pon, June 16, 1887.
- (180) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, Nos. 23, 26, June 23, July 12, 1887.
- (181) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 27, July 27, 1887.
- (182) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Yuan Siu Kwai to Dinsmore, May 28, 1887, encl. No. 4 in Dinsmore to Bayard, No. 23, May 30, 1887. この文書の漢訳は、『中日韓』第4巻, 「世凱覆函」光緒13年閏4月初6日, 2319~2320頁。
- (183) USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Yuan Siu Kwai, No. 21, May 29, 1887, encl. No. 5 in Dinsmore to Bayard, No. 23, May 30, 1887. この文書の漢訳は『中日韓』第4巻, 「美公使來函」2321頁。
- (184) USDS, DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Dinsmore, No. 23, June 23, 1887.
- (185) 同註(85)(181)。

- (186) そこで想起すべきは前註(96)に引いた、朝鮮の「自主的独立 (the autonomous independence)」というベイヤードの言である。この言いまわしは、以上にみたような事情、とりわけ前註(181)の引用文後段の文章に由来する。それに即して訳しなおすなら、「自主権が備わる独立状態」とでも表現すべきであろうか。条約を履行しうるだけの「自主権」が備わっていれば、そのほかの要件にはこだわらず、「独立」たる地位をみとめる謂である。そのため同じく「独立」という概念でも、法理上すべての要件がそろった「完全独立」とのあいだに、隔たりが出てくるわけである。
- (187) 前掲拙稿「朴定陽」74～88頁でくわしくみたように、清朝側と朝鮮側は同じく「照會」を根拠にしながら、外国に対し主張するところが、往々にして食い違っている。そうした事情はすでにこのとき、ディンスモアが伝える、5月28日の金允植とのやりとりからうかがうことができる。
- 「清朝と朝鮮のあいだの関係は、米朝条約が締結されたときに定まっています」
- 「アメリカは自国がそうしてほしくないのと同様に、ほかの国々の関係に干渉したいとは思っていません。けれども朝鮮は独立王国 (an independent Kingdom) として遇してきましたし、そうみなしてもおります。もっとも、朝鮮国王とその臣民が清朝の支配をお望みなら、アメリカはあえてそれに反対はしません」
- 「まさかそんな望みなどありません。朝鮮は真に自主たる王国 (truly independent Kingdom) であって、清朝は我々の兄にすぎません。我々が弱いがために、清朝に助言と援助を求めているのです」
- 「清朝皇帝は朝鮮の皇帝でもあるのですか」
- 「とんでもない。朝鮮には朝鮮国王がおり、清朝には清朝皇帝がおります」
- 「それでは、清朝皇帝は朝鮮国王の皇帝なのですか」
- 「いいえ。朝鮮国王と清朝皇帝は対等 (of equal rank) です。ただ清朝皇帝が大国を有して力あるがゆえに、国王の兄とみなしてきたのです」
- 「それなら清朝には、朝鮮の国事を支配したり、貴下に命令したりする権限はない、とお考えなのですね」
- 「そのとおりです。我々に助言と援助を与えてくれるだけです」(USDS, DD, Korea, Vol. 4, Dinsmore to Bayard, No. 23, May 30, 1887.)
- (188) 前掲拙稿, 62～64, 69～81頁を参照。
- (189) 前掲拙稿「『清韓論』」を参照。
- (190) 同註(165)。
- (191) Swartout, *Mandarins*, p. 89. Denny to Frazer, Nov. 14, 1886, cited in Swartout, ed., *American Advisor*, p. 44.
- (192) 前註(165)。
- (193) USDS, DD, Korea, Vol. 3, Foulk to Bayard, tel. Nov. 24, 1886; DI, Korea, Vol. 1, Bayard to Rockhill, No. 45, Jan. 10, 1887.
- (194) Lee, *op. cit.*, pp. 164-165.
- (195) この問題にふれた研究として、林明德『袁世凱與朝鮮』中央研究院近代史研究所, 1970年, 141～142, 288, 291頁, 月脚達彦「大韓帝国成立前後の対外的態度」『東洋文化研究』第1号, 1999年, 242～243頁がある。
- (196) 『清光緒朝中日交渉史料』巻11, 「北洋大臣來電」光緒16年4月25日到, 頁32。
- (197) 『李文忠公全集』電稿巻12, 「寄譯署」光緒16年4月25日申刻, 頁23～24。
- (198) 『李鴻章全集(二)電稿二』顧廷龍・葉亞廉主編, 上海人民出版社, 1986年, 「寄譯署」光緒16年8月24日戌刻, 287～288頁。
- (199) 前註(196)(197)にみえる, 朝鮮の側が「引き入れている」とする袁世凱の観測は, アメリカ側の史料からも確認できる。USDS, DD, Korea, Vol. 6, Heard to Blaine, No. 13, June 7, 1890; Vol. 7, Heard to Johnson, No. 11, Confidential, Oct. 9, 1890, encl. in Heard to Blaine, No. 73, Confidential,

- Oct. 15, 1890. また後註(203)の引用文も参照。
- (200) USDS, DD, Korea, Vol. 6, Heard to Blaine, No. 29, Confidential, July 10, 1890.
- (201) USDS, Notes from the Chinese Legation in the United States to the Department of State, Vol. 2, Tsui Kwo Yin to Blaine, May 6, 1890. 漢文テキストは、『中日韓』第5巻, 崔國因「致美外部文」光緒16年3月18日, 2786～2787頁に収める。
- (202) USDS, DD, Korea, Vol. 7, Heard to Blaine, No. 75, Confidential, Oct. 21, 1890.
- (203) USDS, DD, Korea, Vol. 7, Heard to Blaine, No. 74, Oct. 15, 1890.

(2003年9月4日受理)
(おかもと たかし 文学部助教授)